

令和7年度業務実績等報告書

独立行政法人日本学生支援機構

令和7年度業務実績等報告書 目次

■項目別評定一覧表.....	1	③ 日本語教育センターにおける教育の実施.....	52
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置.....	4	<16> 日本語教育センターの教育の実施状況.....	52
1 奨学金事業.....	4	<17> 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合.....	56
(1) 給付奨学金.....	6	④ 学資金の支給等.....	57
① 奨学金の的確な支給.....	6	<18> 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況.....	57
<1> 給付奨学金の給付状況.....	6	⑤ 宿舍の支援及び交流促進.....	62
② 適格認定の実施.....	9	<19> 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況.....	62
<2> 給付奨学金における適格認定の実施状況.....	9	⑥ 卒業・修了後の支援.....	69
(2) 貸与奨学金.....	11	<20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況.....	69
① 奨学金の的確な貸与.....	11	<21> 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持 するためのネットワークの整備状況.....	70
<3> 貸与奨学金の貸与状況.....	11	(2) 日本人留学生に対する支援.....	72
② 適格認定の実施.....	15	① 海外留学に関する情報提供等の充実.....	72
<4> 貸与奨学金における適格認定の実施状況.....	15	<22> 日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを 活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況.....	72
③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収.....	17	② 学資金の支給.....	75
<5> 貸与奨学金の新規返還者回収率.....	17	<23> 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況.....	75
④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用.....	21	3 学生生活支援事業.....	87
<6> 減額返還・返還期限猶予制度の運用状況.....	21	(1) 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供.....	89
⑤ 多様な返還方法等の提供.....	23	<24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況.....	89
<7> 所得連動返還方式・代理返還制度の運用状況.....	23	(2) 障害のある学生等に対する支援.....	92
⑥ 返還免除制度の適切な運用.....	25	<25> 障害のある学生等に対する支援の実施状況.....	92
<8> 返還免除制度の運用状況.....	25	(3) キャリア教育・就職支援.....	97
⑦ 機関保証制度の運用.....	28	<26> キャリア教育・就職支援の実施状況.....	97
<9> 機関保証制度の運用状況.....	28	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置.....	102
(3) 奨学金事業に共通する事項の実施.....	30	1 業務の効率化.....	102
① 奨学金制度の周知及び広報の充実.....	30	(1) 一般管理費等の削減.....	103
<10> 奨学金事業の情報提供の状況.....	30	<27> 一般管理費の削減等の状況.....	103
② 学校との連携強化.....	35	(2) 人件費・給与水準の適正化.....	106
<11> 学校との連携状況.....	35	<28> 給与水準の適正化に係る実施状況.....	106
③ 効果検証方策等の検討.....	37	(3) 契約の適正化.....	107
<12> 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況.....	37	<29> 契約の適正化に係る実施状況.....	107
2 留学生支援事業.....	38	2 組織の効果的な機能発揮.....	110
(1) 外国人留学生に対する支援.....	41	<30> 組織改善、事業実施体制の構築状況.....	110
① 日本留学に関する情報提供等の充実.....	42	3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善.....	111
<13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況.....	42	<31> 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善状況.....	111
② 日本留学試験の適切な実施.....	47	4 適切な情報の発信、調査分析等の推進.....	112
<14> 日本留学試験の実施状況.....	47	<32> 適切な情報の発信、調査分析等の実施状況.....	112
<15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数.....	50		

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項.....	115
1 収入の確保等、寄附金の活用.....	115
<33> 収入の確保等の状況.....	115
<34> 寄附金事業の実施状況.....	118
2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理.....	120
<35> 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理の実施状況.....	120
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項.....	125
1 内部統制・ガバナンスの強化.....	125
<36> 内部統制・ガバナンスの強化の状況.....	125
2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進.....	131
<37> 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施状況.....	131
3 施設及び設備に関する計画.....	136
<38> 施設及び設備の整備状況.....	136
4 人事に関する計画.....	137
<39> 人材の確保、育成及び職場環境整備の実施状況.....	137

項目別評定一覧表

中期計画・評価指標	年度評価					見込評価	期間評価
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置							
1 奨学金事業	B	B					
(1) 給付奨学金	B	B					
① 奨学金の的確な支給	B	B					
<1> 給付奨学金の給付状況							
② 適格認定の実施	B	B					
<2> 給付奨学金における適格認定の実施状況							
(2) 貸与奨学金	B	B					
① 奨学金の的確な貸与	B	B					
<3> 貸与奨学金の貸与状況							
② 適格認定の実施	B	B					
<4> 貸与奨学金における適格認定の実施状況							
③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収	B	B					
<5> 貸与奨学金の新規返還者回収率							
④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用	A	A					
<6> 減額返還・返還期限猶予制度の運用状況							
⑤ 多様な返還方法等の提供	A	A					
<7> 所得連動返還方式・代理返還制度の運用状況							
⑥ 返還免除制度の適切な運用	B	B					
<8> 返還免除制度の運用状況							
⑦ 機関保証制度の運用	B	B					
<9> 機関保証制度の運用状況							

中期計画・評価指標		年度評価					見込 評価	期間 評価
		6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度		
	(3)奨学金事業に共通する事項の実施	①奨学金制度の周知及び広報の充実	B	B				
		＜10＞奨学金事業の情報提供の状況						
		②学校との連携強化	B	B				
		＜11＞学校との連携状況						
		③効果検証方策等の検討	B	B				
		＜12＞効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況						
		2 留学生支援事業	B	B				
	(1)外国人留学生に対する支援	①日本留学に関する情報提供等の充実	B	B				
		＜13＞日本留学に関する情報提供等の実施状況						
		②日本留学試験の適切な実施	B	B				
		＜14＞日本留学試験の実施状況	B	B				
		＜15＞日本留学試験の渡日前入学許可実施校数	A	A				
		③日本語教育センターにおける教育の実施	B	B				
		＜16＞日本語教育センターの教育の実施状況	B	B				
		＜17＞日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合	B	B				
		④学資金の支給等	B	B				
		＜18＞外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況						
		⑤宿舍の支援及び交流促進	B	B				
		＜19＞外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況						

中期計画・評価指標			年度評価					見 込 評 価	期 間 評 価
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度		
	⑥卒業・修了後の支援		B	B					
		<20>外国人留学生に対する就職支援の実施状況	B	B					
		<21>日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況	B	B					
	(2)日本人留学生に対する支援		A	A					
	① 海外留学に関する情報提供等の充実		A	A					
		<22>日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況							
	② 学資金の支給		B	B					
		<23>日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況							
3 学生生活支援事業			B	B					
	(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		B	B					
		<24>学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況							
	(2) 障害のある学生等に対する支援		B	B					
		<25>障害のある学生等に対する支援の状況							
	(3) キャリア教育・就職支援		B	B					
<26>キャリア教育・就職支援の実施状況									
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置									
1 業務の効率化			B	B					
	(1) 一般管理費等の削減		B	B					
		<27>一般管理費の削減等の状況							
	(2) 人件費・給与水準の適正化		B	B					
		<28>給与水準の適正化に係る実施状況							
(3) 契約の適正化		B	B						
<29>契約の適正化に係る実施状況									

中期計画・評価指標			年度評価					見 込 評 価	期 間 評 価
			6 年 度	7 年 度	8 年 度	9 年 度	10 年 度		
	2 組織の効果的な機能発揮		B	B					
		<30>組織改善、事業実施体制の構築状況							
		3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善	B	B					
		<31>情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善状況							
	4 適切な情報の発信、調査分析等の推進		B	B					
		<32>適切な情報の発信、調査分析等の実施状況							
III 財務内容の改善に関する事項									
	1 収入の確保等、寄附金の活用		B	B					
		<33>収入の確保等の状況	B	B					
		<34>寄附金事業の実施状況	B	B					
	2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理		B	B					
		<35>予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理の実施状況							
IV その他業務運営に関する重要事項									
	1 内部統制・ガバナンスの強化		B	B					
		<36>内部統制・ガバナンスの強化の状況							
	2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進		B	B					
		<37>個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施状況							
	3 施設及び設備に関する計画		B	B					
		<38>施設及び設備の整備状況							
	4 人事に関する計画		B	B					
		<39>人材の確保、育成及び職場環境整備の実施状況							

評定区分は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成 27 年 6 月 30 日文部科学大臣決定）を踏まえ、以下のとおりとする（一部の定量的指標を除く）。

- S : 中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A : 中期目標管理法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 120%以上、又は定量的指標の対中期計画値（又は対年度計画値）が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B : 中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100%以上）。
- C : 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%以上 100%未満）。
- D : 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
予算額(千円)	2,104,792,192	2,158,409,743				
決算額(千円)	2,012,151,896	2,062,348,117				
経常費用(千円)	213,323,972	230,082,905				
経常利益(千円)	△223,278	△147,519				
行政コスト(千円)	213,323,972	230,084,460				
従事人員数(人)	272	276				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) 貸与奨学金の新 規返還者回収率 (年度計画値)	中期目標期間中に 97.2 % 以上とす る。	-	97.20%以上	97.20%以上			
(実績値)	-	97.47%	97.24%	97.38%			
(2) 貸与奨学金の要 返還債権額に占める 3 ヶ月以上延滞債権 額の割合 (年度計画値)	中期目標期間中に 3.83 % 以下とす る。	-	3.01%以下	3.22%以下			
(実績値)	-	2.81%	2.74%	2.76%			
(3) 減額返還及び返 還期限猶予の申請 件数に占める電子 申請の割合 (年度計画値)	中期目標期間中に 50%以上とする。	-	31.26%以上	35.94%以上			
(実績値)	-	26.57%	38.21%	55.94%			

(4)代理返還制度の 利用企業数 (年度計画値)	中期目標期間中に 4,600 社以上とす る。	-	2,358 社以上	2,918 社以上			
(実績値)	-	1,798 社	3,266 社	4,852 社			

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価	
機構は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として次の目標に従い奨学金事業を実施することとする。	教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。	教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。		(1)給付奨学金【B】 (2)貸与奨学金【B】 (3)奨学金事業に共通する事項の実施【B】		〈評価〉B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものとして評価した。	

(1) 給付奨学金

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
				①奨学金の的確な支給【B】 ②適格認定の実施【B】		〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成した上、計画に定められた業務実績であることから B 評価とする。

① 奨学金の的確な支給

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するも	給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するも	給付奨学金については、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等において修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するも	＜1＞ 給付奨学金の給付状況	○給付奨学金 (1)令和 7 年度給付奨学生の募集・選考(在学採用) 給付奨学金について、国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等を対象に春と秋に募集を行い、下表のとおり採用決定した。あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象が拡大されたことに伴い、新たに追加となった多子世帯の学生についても大学等に対する情報提供による支援を適切に行った。 令和 7 年度より、マイナンバーを書類から WEB による提出に改め、ペーパーレス化の拡大を図った。これにより、申込者の手続負担や学校の事務負担が軽減される等、利便性の向上が図られた。また、令和 7 年度からの高等教育の修学支援新制度の多子世帯への支援拡充の影響で申込者数が 43 万人に増加したが、適切に対応した(参考:令和 6 年度申込者数は 8.8 万人)。この多子世帯支援は原則として確定済みの税情報により確認することとしているが、税情報の確定後に出生した生計維持者の実子等がいる場合は、紙の様式による申告で対応した。 なお、4 月分の申請者数が想定していた件数を大きく上回ったことから、6 月において採否の判定が遅延することとなったが、特別振込日の設定や個別対応等の臨時的対応を行うことにより、6 月中に該当者全員に送金を行った。また、再発防止策として業務進捗管理の強化・徹底、業務フローの再構築、委託先業者における体制強化等を行い、選考業務の安定性の向上を図った。本件について、再発防止策を含め、文部科学省に報告書(令和 7 年 10 月 22 日付け)を提出した。		〈評価〉 B 〈評価根拠〉 ・給付奨学金について、募集・選考を行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。 ・マイナンバーを WEB による提出とし、申込者の利便性を向上したことは評価できる。 ・多子世帯への支援拡充の影響で申込者数が増加したが、適切に採用したことは評価できる。また、税情報の確定後に出生した生計維持者の実子等がいる場合であっても、紙の様式による申告で柔軟に対応したことは評価できる。 ・生計維持者の死亡、災害等により家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象とした給付奨学金について、募集・選考を

のであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

のであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

のであり、特に優れた学生等であって経済的理由により極めて修学が困難である者が、進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して支給を行う。

あわせて、大学等が実施する授業料等減免の対象を拡大することに伴い、新たに追加になる多子世帯の学生等についても大学等に対する情報提供などによる支援を適切に行う。

＜給付奨学生の新規採用状況＞

(単位:人)

区分	令和7年度	(参考) 令和6年度
合計	473,700	136,381
大学	374,833	90,591
短期大学	13,644	6,495
高等専門学校	4,972	1,765
専修学校(専門課程)	78,099	36,725
通信教育課程	2,152	805

※家計急変採用及び予約採用による新規採用数を含む。

＜上表のうち支援区分＞

(単位:人)

区分	令和7年度	(参考) 令和6年度
合計	473,700	136,381
第Ⅰ区分	49,089	63,747
第Ⅰ区分(多子世帯)	17,605	-
第Ⅱ区分	23,593	27,917
第Ⅱ区分(多子世帯)	7,837	-
第Ⅲ区分	19,116	23,557
第Ⅲ区分(多子世帯)	9,327	-
第Ⅳ区分(多子世帯)	70,067	14,792
第Ⅳ区分(理工農)	9,580	6,368
多子世帯	267,486	-

※いずれの区分においても令和6年度の基準では対象外となる者が含まれている。

(2)令和7年度給付奨学生の募集・選考(家計急変採用)

国等の確認を受けた大学等に在籍する学生等のうち、生計維持者の死亡や事故、病気、失職又は震災等による被災といった予期できない事由で家計が急変した学生等や家庭内暴力から避難等した学生等を対象に、年間を通じて随時、給付奨学生の募集(家計急変採用)を行い、下表のとおり採用決定した。

行い、該当者を適切に採用したことは評価できる。

・令和8年度給付奨学生採用候補者の募集・選考について、学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行った上で、高校等と連携を図りつつ募集・選考を行い、給付奨学生及び採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。

＜給付奨学生の新規採用状況(家計急変)＞ (単位:人)

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
合計	1,303	1,065
大学	1,126	924
短期大学	38	19
高等専門学校	15	7
専修学校(専門課程)	121	111
通信教育課程	3	4

(3)令和 8 年度給付奨学生採用候補者の募集・選考(予約採用)

高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、令和 8 年度に進学を予定している高校 3 年生等を対象に給付奨学金の募集を行い、令和 7 年度は多子世帯支援のみの支援を行う採用候補者も審査し、下表のとおり採用候補者を決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。

また、自宅外月額を支給開始時期を早期化するため、進学前から自宅外月額に係る審査を開始することについて、採用候補者に配付する冊子により周知を行った。

＜給付奨学生採用候補者の決定状況＞ (単位:人)

区分	令和 8 年度 進学予定者	(参考) 令和 7 年度 進学予定者
採用候補者数	228,754	153,899

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(1) 給付奨学金

② 適格認定の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
さらに、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	＜2＞ 給付奨学金における適格認定の実施状況	○給付奨学金における適格認定の実施状況		〈評定〉B 〈評定根拠〉 真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。今年度においては多子世帯支援拡充に対応し、適格認定（家計）における多子判定を適切に実施したことは評価できる。また、適格認定（学業）を厳格かつ迅速に行うため、基準について十分な周知を図るとともに、適格認定（学業）を実施し、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。
				・多子世帯に属する給付奨学生数が増加したことに伴い、適格認定（家計）及び適格認定（学業）の対象者数も大幅に増加したが、以下のとおり適切に実施した。		
				・適格認定（家計）については、奨学生及び生計維持者のマイナンバーを利用して支援区分の見直しを適切に実施し、令和 7 年 10 月から 1 年間の支援区分及び給付月額を決定した。また、税情報の確定後に出生した生計維持者の実子等がいる場合は、紙の様式による申告で対応した。（令和 7 年 9 月）		
				・適格認定（学業）の適切な実施に資するよう、令和 7 年度適格認定（学業）の処理要領を定め、学校担当者ホームページへ掲載した（令和 7 年 12 月）。		
				・奨学生向けの給付奨学金の適格認定（学業）のチラシ「適格認定（学業）とは」を学校担当者ホームページに掲載し、適格認定（学業）への理解促進及び給付奨学生としての自覚と責任を持つことについての給付奨学生に対する指導を依頼した。		
				・令和 7 年度末において、学校報告を踏まえ適格認定（学業）を実施した。		
				・2 年制以下の課程及び高等専門学校の給付奨学生については、年度末に加えて 9 月に適格認定（学業）を適切に実施した。		
				＜給付奨学生に係る適格認定処置状況＞ （学業） （単位：件）		
				区分	令和 7 年度実績 （726,859 件中）	（参考） 令和 6 年度実績 （375,773 件中）
				給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	1,434 （0.2%）	992 （0.3%）
				給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	25,109 （3.5%）	15,477 （4.1%）
				給付奨学金停止 （継続希望無等）	－ －	1,837 （0.5%）
				給付奨学金停止 （学業成績不振者等）	8,051 （1.1%）	7,295 （1.9%）

						<table><tr><td>警告(学修評価が劣る者)</td><td>100,552 (13.8%)</td><td>43,205 (11.5%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>135,146 (18.6%)</td><td>68,806 (18.3%)</td></tr></table>	警告(学修評価が劣る者)	100,552 (13.8%)	43,205 (11.5%)	合計	135,146 (18.6%)	68,806 (18.3%)
警告(学修評価が劣る者)	100,552 (13.8%)	43,205 (11.5%)										
合計	135,146 (18.6%)	68,806 (18.3%)										
						(家計) (単位:件) <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度実績 (695,416 件中)</th><th>(参考) 令和 6 年度実績 (368,083 件中)</th></tr><tr><td>給付奨学金停止 (家計基準が支援対象外等)</td><td>56,228 (8.1%)</td><td>22,933 (6.2%)</td></tr></table>	区分	令和 7 年度実績 (695,416 件中)	(参考) 令和 6 年度実績 (368,083 件中)	給付奨学金停止 (家計基準が支援対象外等)	56,228 (8.1%)	22,933 (6.2%)
区分	令和 7 年度実績 (695,416 件中)	(参考) 令和 6 年度実績 (368,083 件中)										
給付奨学金停止 (家計基準が支援対象外等)	56,228 (8.1%)	22,933 (6.2%)										
						○在籍報告 令和 7 年度在籍報告について、「『在籍報告(兼通学形態変更届)』の提出手続き」(リーフレット(入力準備用紙))を大学等に配付し提出指導を依頼した(令和 7 年 4 月)。						

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
				①奨学金の的確な貸与【B】 ②適格認定の実施【B】 ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収【B】 ④減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用【A】 ⑤多様な返還方法の提供【A】 ⑥返還免除制度の適切な運用【B】 ⑦機関保証制度の運用【B】		〈評定〉B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成し計画に定められた業務実績であることからB評定とする。

① 奨学金の的確な貸与

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に対して貸与を行う。	貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。	貸与奨学金については、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。	〈3〉 貸与奨学金の貸与状況	○貸与奨学金の実施状況 貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和7年度大学等進学予定者の採用候補者決定を(1)、(2)のとおり行った。 大学等と同じく大学院の家計審査を、所得等の情報に関する書類の提出に代えマイナンバーを活用して審査する方法に変更した上で、令和7年度より、マイナンバーを書類からWEBによる提出に改め、ペーパーレス化の拡大を図った。これにより、申込者の手続負担や学校の事務負担が軽減される等、利便性の向上が図られた。 なお、4月分の給付奨学金に係る申請者数が想定していた件数を大きく上回ったことから、6月において貸与奨学金についても採否の判定が遅延することとなったが、特別振込日の設定や個別対応等の臨時的対応を行うことにより、6月中に該当者全員に送金を行った。また、再発防止策として業務進捗管理の強化・徹底、業務フローの再構築、委託先業者における体制強化等を行い、選考業務の安定性の向上を図った。本件について、再発防止策を含め、文部科学省に報告書(令和7年10月22日付け)を提出した。 (1)令和7年度奨学生新規採用状況 令和7年度採用者数、緊急採用・応急採用者数、猶予年限特例採用者数は下		〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。 ・マイナンバーをWEBによる提出とし、申込者の利便性を向上させたことは評価できる。 ・大学院修士段階における「授業料後払い制度」については春の在学採用から制度の本格導入を行い、適切な審査に基づき奨学生を採用したことは評価できる。
大学院修	また、大	また、大				

士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき実施する。	学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。	学院修士段階における「授業料後払い制度」についても、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。		表のとおりであった。																																																																					
				〈令和7年度 貸与奨学生新規採用状況〉	(単位:人)																																																																				
				<table><tr><th>区分</th><th>採用者数</th><th>緊急採用 応急採用</th><th>猶予年限 特例</th></tr><tr><td>第一種 計</td><td>175,396</td><td>183</td><td>56,120</td></tr><tr><td>大学</td><td>104,870</td><td>128</td><td>35,375</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>6,409</td><td>2</td><td>2,646</td></tr><tr><td>大学院</td><td>24,468</td><td>35</td><td>－</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>327</td><td>1</td><td>127</td></tr><tr><td>専修学校(専門課程)</td><td>39,194</td><td>17</td><td>17,901</td></tr><tr><td>通信教育課程</td><td>128</td><td>－</td><td>71</td></tr><tr><td>第一種 授業料後払い制度 計</td><td>1,495</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>大学院</td><td>1,495</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>第二種 計</td><td>220,058</td><td>210</td><td>－</td></tr><tr><td>大学</td><td>151,607</td><td>154</td><td>－</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>7,637</td><td>8</td><td>－</td></tr><tr><td>大学院</td><td>3,815</td><td>21</td><td>－</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>201</td><td>0</td><td>－</td></tr><tr><td>専修学校(専門課程)</td><td>56,589</td><td>27</td><td>－</td></tr><tr><td>通信教育課程</td><td>209</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例	第一種 計	175,396	183	56,120	大学	104,870	128	35,375	短期大学	6,409	2	2,646	大学院	24,468	35	－	高等専門学校	327	1	127	専修学校(専門課程)	39,194	17	17,901	通信教育課程	128	－	71	第一種 授業料後払い制度 計	1,495	－	－	大学院	1,495	－	－	第二種 計	220,058	210	－	大学	151,607	154	－	短期大学	7,637	8	－	大学院	3,815	21	－	高等専門学校	201	0	－	専修学校(専門課程)	56,589	27	－	通信教育課程	209	－	－	
区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例																																																																						
第一種 計	175,396	183	56,120																																																																						
大学	104,870	128	35,375																																																																						
短期大学	6,409	2	2,646																																																																						
大学院	24,468	35	－																																																																						
高等専門学校	327	1	127																																																																						
専修学校(専門課程)	39,194	17	17,901																																																																						
通信教育課程	128	－	71																																																																						
第一種 授業料後払い制度 計	1,495	－	－																																																																						
大学院	1,495	－	－																																																																						
第二種 計	220,058	210	－																																																																						
大学	151,607	154	－																																																																						
短期大学	7,637	8	－																																																																						
大学院	3,815	21	－																																																																						
高等専門学校	201	0	－																																																																						
専修学校(専門課程)	56,589	27	－																																																																						
通信教育課程	209	－	－																																																																						
				(参考)〈令和6年度 貸与奨学生新規採用状況〉	(単位:人)																																																																				
				<table><tr><th>区分</th><th>採用者数</th><th>緊急採用 応急採用</th><th>猶予年限 特例</th></tr><tr><td>第一種 計</td><td>185,874</td><td>334</td><td>60,918</td></tr><tr><td>大学</td><td>111,003</td><td>270</td><td>37,945</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>7,590</td><td>7</td><td>3,123</td></tr><tr><td>大学院</td><td>24,783</td><td>22</td><td>－</td></tr><tr><td>高等専門学校</td><td>388</td><td>4</td><td>138</td></tr><tr><td>専修学校(専門課程)</td><td>41,983</td><td>31</td><td>19,644</td></tr><tr><td>通信教育課程</td><td>127</td><td>－</td><td>68</td></tr><tr><td>第一種 授業料後払い制度 計</td><td>150</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>大学院</td><td>150</td><td>－</td><td>－</td></tr></table>	区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例	第一種 計	185,874	334	60,918	大学	111,003	270	37,945	短期大学	7,590	7	3,123	大学院	24,783	22	－	高等専門学校	388	4	138	専修学校(専門課程)	41,983	31	19,644	通信教育課程	127	－	68	第一種 授業料後払い制度 計	150	－	－	大学院	150	－	－																													
区分	採用者数	緊急採用 応急採用	猶予年限 特例																																																																						
第一種 計	185,874	334	60,918																																																																						
大学	111,003	270	37,945																																																																						
短期大学	7,590	7	3,123																																																																						
大学院	24,783	22	－																																																																						
高等専門学校	388	4	138																																																																						
専修学校(専門課程)	41,983	31	19,644																																																																						
通信教育課程	127	－	68																																																																						
第一種 授業料後払い制度 計	150	－	－																																																																						
大学院	150	－	－																																																																						

第二種 計	203,015	203	-
大学	138,584	170	-
短期大学	7,731	5	-
大学院	3,437	8	-
高等専門学校	206	0	-
専修学校(専門課程)	52,876	20	-
通信教育課程	181	-	-

(注1)緊急採用・応急採用とは、生計維持者の失職、事故、病気、死亡等又は火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に申し込むことができる貸与奨学金。緊急採用が第一種奨学金(無利子)、応急採用が第二種奨学金(有利子)に当たる。

(注2)猶予年限特例とは、申込時の世帯収入が一定基準以下(例:給与所得のみの世帯の場合、年間収入金額 300 万円以下)の第一種奨学生について、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。

(2)令和7年度「授業料後払い制度」採用状況

「授業料後払い制度」については令和7年度から制度の本格実施を行った。令和7年度在学採用及び令和8年度予約採用において、適切な審査を行い、奨学生の新規採用を行った。採用者数は下表のとおりであった。

〈大学院授業料後払い制度の新規採用状況〉 (単位:人)

区分	令和7年度	(参考) 令和6年度
授業料後払い制度	1,495	150

(3)令和8年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和8年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

〈大学等進学予定者に係る採用候補者決定状況〉 (単位:人)

区分	令和8年度進学予定者	(参考) 令和7年度進学予定者
第一種奨学金	160,995	170,087
第二種奨学金	240,384	228,050
計	401,379	398,137

(注)「計」は延べ人数(第一種奨学金及び第二種奨学金両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上)。

(4)令和8年度大学院進学予定者に係る採用候補者の決定状況

令和8年度大学院進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。

				〈大学院進学予定者に係る採用候補者決定状況〉 (単位:人) <table><tr><th>区分</th><th>令和 8 年度進学予定者</th><th>(参考) 令和 7 年度進学予定者</th></tr><tr><td>第一種奨学金</td><td>10,259</td><td>10,150</td></tr><tr><td>授業料後払い制度</td><td>1,026</td><td>758</td></tr><tr><td>第二種奨学金</td><td>3,907</td><td>2,844</td></tr><tr><td>計</td><td>15,192</td><td>13,752</td></tr></table> (注)「計」は延べ人数(第一種奨学金(授業料後払い制度含む)及び第二種奨学金 両方の採用候補者となった者はそれぞれの区分に計上)。 (5)奨学金申込・推薦手続、書類の提出期限に係る弾力的な対応 予約採用について、就職から進学へ進路変更する生徒等を対象として、春の申 込期間(4 月～7 月)とは別に、予備回として秋に申込期間(10 月)を設定した。	区分	令和 8 年度進学予定者	(参考) 令和 7 年度進学予定者	第一種奨学金	10,259	10,150	授業料後払い制度	1,026	758	第二種奨学金	3,907	2,844	計	15,192	13,752	
区分	令和 8 年度進学予定者	(参考) 令和 7 年度進学予定者																		
第一種奨学金	10,259	10,150																		
授業料後払い制度	1,026	758																		
第二種奨学金	3,907	2,844																		
計	15,192	13,752																		

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

② 適格認定の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
貸与中においては、大学等との連携によって、貸与奨学金の必要性等を自ら判断し貸与を受けている者としての自覚を促すための指導を行うとともに、適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の必要性等を自ら判断しつつ奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	＜4＞ 貸与奨学金における適格認定の実施状況	○貸与奨学金における適格認定の実施状況 ・適格認定の適切な実施に資するよう、令和 7 年度適格認定の処理要領を定め、学校担当者ホームページへ掲載した(令和 7 年 12 月)。 ・「適格認定説明会」説明資料を学校担当者ホームページへ掲載し、学校へ、奨学生に対し適格認定及び「奨学金継続願」提出に対する理解を促進させるよう指導を依頼した。 ・「奨学金継続願」を提出する際、学生生活・学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚を持って学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。 ・学校が適切に適格認定を実施できるよう、令和 7 年度適格認定における学校報告の開始時期に合わせて、処理方法に係る資料を学校担当者ホームページに掲載した(令和 8 年 3 月)。 ・令和 7 年度末において、学校報告を踏まえ適格認定を実施した。 (1)適切な貸与月額の指導 ・奨学生に対し、振込明細と返還総額(予定)等を表示した「貸与額通知」を、スカラネット・パーソナルを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。 ・奨学生に対し、「奨学金継続願」準備用紙により貸与月額の見直し、現在の貸与金額の必要性を確認させ、辞退や貸与月額の見直し(減額)も含めて検討するよう促した。		〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成するため、適格認定を厳格に実施したことは評価できる。また、適格認定を厳格かつ迅速に行うため、適格認定に係る基準について十分な周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。 ・奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるため、大学等に対して奨学生への指導について、周知を図ったことは評価できる。

					(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況																
					(単位:件)																
					<table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度実績 (830,210 件中)</th><th>(参考) 令和 6 年度実績 (829,230 件中)</th></tr><tr><td>奨学金廃止(学業成績不振者等)</td><td>10,908 (1.3%)</td><td>10,307 (1.2%)</td></tr><tr><td>奨学金停止(学業成績不振者等)</td><td>10,260 (1.2%)</td><td>10,184 (1.2%)</td></tr><tr><td>警告(学修評価が著しく劣る者等)</td><td>14,210 (1.7%)</td><td>15,064 (1.8%)</td></tr><tr><td>合計</td><td>35,378 (4.3%)</td><td>35,555 (4.3%)</td></tr></table>	区分	令和 7 年度実績 (830,210 件中)	(参考) 令和 6 年度実績 (829,230 件中)	奨学金廃止(学業成績不振者等)	10,908 (1.3%)	10,307 (1.2%)	奨学金停止(学業成績不振者等)	10,260 (1.2%)	10,184 (1.2%)	警告(学修評価が著しく劣る者等)	14,210 (1.7%)	15,064 (1.8%)	合計	35,378 (4.3%)	35,555 (4.3%)	
区分	令和 7 年度実績 (830,210 件中)	(参考) 令和 6 年度実績 (829,230 件中)																			
奨学金廃止(学業成績不振者等)	10,908 (1.3%)	10,307 (1.2%)																			
奨学金停止(学業成績不振者等)	10,260 (1.2%)	10,184 (1.2%)																			
警告(学修評価が著しく劣る者等)	14,210 (1.7%)	15,064 (1.8%)																			
合計	35,378 (4.3%)	35,555 (4.3%)																			

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

③ 債権の適切な管理及び返還金の確実な回収

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																												
また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。	奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。 返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、今中期目標期間中の貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促	奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組む。 返還金の回収状況について、貸与人員、貸与規模減少による返還者層の構成変化の影響を受けないものを分析の観点として掲げ、定量的な把握・分析を実施することとし、貸与奨学金新規返還者について、97.2%以上の回収率を維持する。あわせて、返還促	<5> 貸与奨学金の新規返還者回収率 S: 回収率が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A : 97.47 % B : 97.20 % 97.47%未満 C : 96.93 % 97.20%未満 D : 96.93 % 未満 <関連指標> 貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合 S: 割合が A 評定と同等以上で、か	○新規返還者回収率 <新規返還者回収率> <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>要回収額</td><td>17,859 百万円</td><td>19,279 百万円</td><td>1,420 百万円減</td></tr><tr><td>回収額</td><td>17,391 百万円</td><td>18,746 百万円</td><td>1,356 百万円減</td></tr><tr><td>回収率</td><td>97.38%</td><td>97.24%</td><td>0.14 ポイント増</td></tr></table> <参考:総回収率> <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>要回収額</td><td>836,319 百万円</td><td>829,812 百万円</td><td>6,508 百万円増</td></tr><tr><td>回収額</td><td>764,441 百万円</td><td>757,529 百万円</td><td>6,912 百万円増</td></tr><tr><td>回収率</td><td>91.41%</td><td>91.29%</td><td>0.12 ポイント増</td></tr></table> ○貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合 <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>要返還債権額</td><td>7,374,469 百万円</td><td>7,471,872 百万円</td></tr><tr><td>3 か月以上延滞債権額</td><td>203,454 百万円</td><td>204,603 百万円</td></tr><tr><td>割合</td><td>2.76%</td><td>2.74%</td></tr></table> ○返還金の回収状況に係る定量的な把握・分析 貸与奨学金における返還金の回収状況については、毎月回収状況を把握・分析するとともに、四半期ごとに経営管理会議業務報告部会等にて報告した。		区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比	要回収額	17,859 百万円	19,279 百万円	1,420 百万円減	回収額	17,391 百万円	18,746 百万円	1,356 百万円減	回収率	97.38%	97.24%	0.14 ポイント増	区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比	要回収額	836,319 百万円	829,812 百万円	6,508 百万円増	回収額	764,441 百万円	757,529 百万円	6,912 百万円増	回収率	91.41%	91.29%	0.12 ポイント増	区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	要返還債権額	7,374,469 百万円	7,471,872 百万円	3 か月以上延滞債権額	203,454 百万円	204,603 百万円	割合	2.76%	2.74%	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・返還開始直後から延滞させないことが肝要であることから、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託の実施等、返還促進方策を適切に実行したことによって、新規返還者回収率が 97.38%に達したことは評価できる。 ・貸与奨学金の要返還債権額に占める 3 か月以上延滞債権額の割合が 2.76%にとどまったことは評価できる。
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比																																															
要回収額	17,859 百万円	19,279 百万円	1,420 百万円減																																															
回収額	17,391 百万円	18,746 百万円	1,356 百万円減																																															
回収率	97.38%	97.24%	0.14 ポイント増																																															
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比																																															
要回収額	836,319 百万円	829,812 百万円	6,508 百万円増																																															
回収額	764,441 百万円	757,529 百万円	6,912 百万円増																																															
回収率	91.41%	91.29%	0.12 ポイント増																																															
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																																																
要返還債権額	7,374,469 百万円	7,471,872 百万円																																																
3 か月以上延滞債権額	203,454 百万円	204,603 百万円																																																
割合	2.76%	2.74%																																																

さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。

る。あわせて、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。

進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。

つ質的に顕著な成果が得られている

A: 2.68%以下

B: 3.22%以下

2.68%超

C: 4.03%以下

3.22%超

D: 4.03%超

○返還金の回収に向けた取組状況

(1)初期延滞債権の回収委託実施状況

①振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能 1 回目の者が 2 回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人及び連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

＜振替不能者への督促架電の状況＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
架電件数	1,472,736 件	1,434,989 件

②延滞 3 か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞 3 か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。

＜初期延滞債権の回収委託実績＞

	回収	猶予
件数	51,493 件	6,313 件
回収金額	3,302,361 千円	-

委託開始当初の委託件数

107,500 件

〃 請求金額

5,750,646 千円

(注 1)「件数」は債権数である。

(注 2)「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注 3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

(注 4)「猶予」とは委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。

(2)中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権について、以下の債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

①中長期延滞債権の回収委託実績(委託時延滞 1 年半以上)

	回収	猶予
件数	2,051 件	118 件
回収金額	314,357 千円	-

令和 7 年度当初及び委託開始当初の委託件数 4,979 件
 " 請求金額 1,892,344 千円

②委託継続分

	回収	猶予
件数	951 件	4 件
回収金額	126,096 千円	-

令和 7 年度当初及び委託開始当初の委託件数 1,146 件
 " 請求金額 438,289 千円

- (注 1)「件数」は、債権数である。
 (注 2)「回収金額」とは、委託期間中のうち令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月にサービスに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。
 (注 3)「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。
 (注 4)「猶予」とは委託期間中に返還期限猶予願が提出され、その後返還期限猶予が承認されたことで延滞解消となった件数である。
 (注 5)「委託継続分」とは、委託開始から一定期間を経た一部入金があるが延滞解消に至らない者のことである。

(3)法的処理実施状況

法的処理対象者に対し、下表のとおり法的処理を実施した。

①法的処理実施状況

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	前年度比
支払督促申立予告	10,936 件	14,317 件	76.4%
支払督促申立	4,801 件	5,664 件	84.8%
仮執行宣言の申立	1,219 件	1,218 件	100.1%
強制執行予告	3,759 件	2,941 件	127.8%
強制執行申立	529 件	493 件	107.3%
強制執行	315 件	267 件	118.0%
和解	3,265 件	3,306 件	98.8%

(注)「件数」は債権数である。

				②令和 7 年度支払督促申立予告処理の実施結果 <table><tr><th>区分</th><th>件数</th><th>割合</th></tr><tr><td>応答があったもの(入金・猶予等)</td><td>5,515 件</td><td>50.4%</td></tr><tr><td>対応中(支払督促申立準備中等)</td><td>2,491 件</td><td>22.8%</td></tr><tr><td>支払督促申立実施</td><td>2,930 件</td><td>26.8%</td></tr><tr><td>実施総数</td><td>10,936 件</td><td>100.0%</td></tr></table> (注 1)「件数」は債権数である。 (注 2)支払督促申立予告については、令和 7 年度中に実施したものであり、表中の区分別件数は令和 7 年度末現在の状況である。 ○返還促進方策に係る取組 奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、奨学金申込時からの返還意識の涵養、延滞状況に陥った場合における早期の解消指導と継続的な対応及び返還関係事務処理の改善等を行うことを目的として、令和 7 年度における返還促進方策を作成し、適切に実行した。特に、令和 7 年 10 月から返還を開始する新規返還者に対しては、口座加入督促、機関保証選択者の延滞防止を目的とした初回振替前の注意喚起、10 月から 3 回連続で振替不能となった者に対する返還期限猶予制度の案内を、SMS や電子メールを活用して実施した。また、令和 8 年度の返還促進方策を検討する際には、各関係部署において、令和 7 年度の進捗状況を確認し、必要な改善を反映させることに努めた。	区分	件数	割合	応答があったもの(入金・猶予等)	5,515 件	50.4%	対応中(支払督促申立準備中等)	2,491 件	22.8%	支払督促申立実施	2,930 件	26.8%	実施総数	10,936 件	100.0%	
区分	件数	割合																		
応答があったもの(入金・猶予等)	5,515 件	50.4%																		
対応中(支払督促申立準備中等)	2,491 件	22.8%																		
支払督促申立実施	2,930 件	26.8%																		
実施総数	10,936 件	100.0%																		

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

④ 減額返還・返還期限猶予制度の適切な運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																									
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																																			
また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。	返還が困難な者へのセーフティネットである、減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用する。	減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行うとともに、返還者の利便性の向上を図り、適切に制度を運用する。	＜6＞ 減額返還・返還期限猶予制度の運用状況 ＜関連指標＞ 減額返還及び返還期限猶予の申請件数に占める電子申請の割合 S:割合が A 評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A : 43.13 % 以上 B : 35.94 % 以上 43.13%未満 C : 28.75 % 以上 35.94%未満 D : 28.75 % 未満	○減額返還及び返還期限猶予制度の運用状況 (1)減額返還及び返還期限猶予制度の承認 返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて承認した。 ＜減額返還の承認件数＞ <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>1/2 返還</td><td>13,957 件</td><td>13,794 件</td></tr><tr><td>1/3 返還</td><td>15,715 件</td><td>19,347 件</td></tr><tr><td>1/4 返還</td><td>24,496 件</td><td>17,702 件</td></tr><tr><td>2/3 返還</td><td>1,988 件</td><td>1,458 件</td></tr><tr><td>合計</td><td>56,156 件</td><td>52,301 件</td></tr></table> ＜返還期限猶予の承認件数＞ (単位:件) <table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>在学猶予</td><td>96,447</td><td>100,883</td></tr><tr><td>一般猶予</td><td>150,351</td><td>149,729</td></tr><tr><td> 病氣中</td><td>10,649</td><td>10,978</td></tr><tr><td> 災害</td><td>53</td><td>113</td></tr><tr><td> 入学準備</td><td>67</td><td>80</td></tr><tr><td> 生活保護</td><td>8,598</td><td>8,158</td></tr><tr><td> 生活困窮</td><td>118,061</td><td>117,398</td></tr><tr><td> 育児休暇等</td><td>6,327</td><td>6,156</td></tr><tr><td> 猶予年限特例</td><td>6,596</td><td>6,846</td></tr><tr><td>合計</td><td>246,798</td><td>250,612</td></tr></table>		区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	1/2 返還	13,957 件	13,794 件	1/3 返還	15,715 件	19,347 件	1/4 返還	24,496 件	17,702 件	2/3 返還	1,988 件	1,458 件	合計	56,156 件	52,301 件	区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	在学猶予	96,447	100,883	一般猶予	150,351	149,729	病氣中	10,649	10,978	災害	53	113	入学準備	67	80	生活保護	8,598	8,158	生活困窮	118,061	117,398	育児休暇等	6,327	6,156	猶予年限特例	6,596	6,846	合計	246,798	250,612	＜評価＞ A ＜評価根拠＞ 減額返還及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、電子申請やマイナンバーの利用によって利用者の利便性を図りつつ、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。
				区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																																																			
1/2 返還	13,957 件	13,794 件																																																							
1/3 返還	15,715 件	19,347 件																																																							
1/4 返還	24,496 件	17,702 件																																																							
2/3 返還	1,988 件	1,458 件																																																							
合計	56,156 件	52,301 件																																																							
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																																																							
在学猶予	96,447	100,883																																																							
一般猶予	150,351	149,729																																																							
病氣中	10,649	10,978																																																							
災害	53	113																																																							
入学準備	67	80																																																							
生活保護	8,598	8,158																																																							
生活困窮	118,061	117,398																																																							
育児休暇等	6,327	6,156																																																							
猶予年限特例	6,596	6,846																																																							
合計	246,798	250,612																																																							
(2)減額返還及び返還期限猶予制度の周知 ・新たに返還を開始する者に対して送付する口座振替加入通知に、減額返還及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いを説明したリーフレットを同																																																									

さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。
【再掲】

封し、制度の周知を図った。また、リーフレットは機構ホームページにも掲載した。

- ・ホームページ、X(旧 Twitter)に、スカラネット・パーソナルからの申請の利点等を記載したお知らせを毎月掲載するとともに、YouTube に申請方法を解説した動画を公開し、返還者等への呼びかけを継続して行い、一層の周知を図った。
- ・減額・猶予期間終了のお知らせ等の発送物で、スカラネット・パーソナルからの申請を促す案内を行い、電子申請の促進を図った。

(3)返還者の利便性の向上

- ・マイナンバーを利用し、情報照会結果に基づく審査を実施することで、手続における返還者の負担軽減を図った。
- ・返還期限猶予について、令和 7 年 4 月より、無延滞のみであった電子申請の利用条件を延滞 3 か月まで拡大、利便性の向上を図った。

＜減額返還及び返還期限猶予の申請数に占める電子申請の割合＞

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	前年度比
減額返還及び返還期限猶予の電子申請の割合(合計)	55.94%	38.21%	17.73 ㉓改善

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

⑤ 多様な返還方法等の提供

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価										
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価				
また、貸与奨学金は、返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還意識の涵養や、着実な返還のための施策を講ずる。あわせて、返還が困難な者に対するセーフティネットとして、減額返還制度、返還期限猶予制度等を適切に運用するとともに、企業等による代理返還制度や所得連動返還方式等、多様な返還方法を提供する。	企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。	企業の担い手となる奨学金返還者についての各企業による「奨学金の返還支援（代理返還）制度」、及び奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」については、適切に情報提供、周知を行うとともに、確実に実施する。 なお、「奨学金の返還支援（代理返還）制度」については、口座振替の導入により利便性の向上を図るとともに、	<7> 所得連動返還方式・代理返還制度の運用状況 <関連指標> 代理返還制度の利用企業数 S: 利用企業数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 3,502 社以上 B: 2,918 社以上 3,502 社未満 C: 2,334 社以上 2,918 社未満 D: 2,334 社未満	○所得連動返還方式 ・ホームページでの周知に加え、貸与奨学金案内、採用候補者決定通知発送時のしおり、返還のてびき等により奨学金申込前だけでなく返還開始前においても返還方式に関する情報を提供した。 ・所得連動返還方式を選択している者のうち令和 7 年 9 月までに返還を開始する者・既に返還を開始している者に令和 7 年 10 月から令和 8 年 9 月までの返還月額を算出した。 <所得連動返還方式における返還月額の算出件数> <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考) 令和 6 年度</th></tr><tr><td>121,005 件</td><td>95,100 件</td></tr></table> ○代理返還制度の運用状況 ・更なる認知向上及び企業等に対し直接アプローチすることで導入促進を加速化させるため、引き続き WEB ページを閲覧した企業にアプローチし、当該企業等に対し、適宜オンライン説明会を個別に実施した。 ・利用企業の増加への対応のため、企業専用の受電窓口を設置した(4 月)。 ・利用企業にアンケートを実施し、支援要件や企業が考えるメリット等を把握するとともに、学生への就職サポートの一環として、文部科学省から大学等の就職担当課に対し、本制度利用企業のリストを提供した(12 月)。 ・従来の企業等に対する周知に加えて、学生等に直接アプローチを行い学生等の当該制度への関心を高めることにより、利用企業数の拡大を図ることを目的として、以下の業務を実施した(契約期間: 令和 7 年 10 月～令和 8 年 3 月)。 ・学生向けランディングページ(LP)の作成 ・学食トレイ広告の実施 ・WEB 広告		令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	121,005 件	95,100 件	<評定> A <評定根拠> ・所得連動返還方式について、各種媒体を通じ高校生や奨学生、学校関係者等へきめ細かな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。 ・代理返還制度について、企業専用の WEB ページの運営を継続したこと、当該ページを閲覧した企業にアプローチし、説明会を個別に実施する等、周知に努め、利用企業数を大幅に増加させたことは評価できる。 ・また、学生向けの WEB ページを開設したことや学食トレイ広告等の周知に努めたことは評価できる。
令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度									
121,005 件	95,100 件									

さらに、事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた返還の促進を図る。
【再掲】

就職フェア等への参加、WEB配信により閲覧した企業へのアプローチ等、適切な情報提供、周知を行う。

<利用企業数>

区分	令和7年度	(参考)令和6年度	前年度比
利用企業数	4,852 社	3,266 社	148.56%

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

⑥ 返還免除制度の適切な運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価									
	また、目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。	目的に応じた返還免除制度について適切に運用する。	死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除及び優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、適切に運用する。	<8> 返還免除制度の運用状況	○返還免除制度の運用状況 (1)死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。 <死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況> <table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td>第一種奨学金</td><td>782 件</td><td>912 件</td></tr><tr><td>第二種奨学金</td><td>1,232 件</td><td>1,472 件</td></tr></table> (2)特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除 令和6年度中に大学院第一種奨学金の貸与が終了した者のうち、各大学から特に優れた業績を挙げた免除候補者として推薦のあった者について、学識経験者からなる業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した。 また、令和6年8月に教員になった者に対する奨学金の返還免除制度(教員免除)の導入について各大学へ周知を行い、令和6年度貸与終了者から教員免除候補者として推薦のあった者について、上記の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、教員免除者を認定した。 なお、大学から機構への推薦書類、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)奨学生(以下この項目において「海外留学生」という。)から機構への申込書類の提出方法については昨年度に引き続き、原則としてインターネット経由で提出することとし、ペーパーレス化の推進により大学事務担当者及び海外留学生の負担軽減を図った。 ①令和6年度貸与終了者 ・業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、返還免除者を認定した(令和7年6月27日)。 ・認定結果を各大学及び本人に通知した(令和7年7月)。	区分	令和7年度	(参考)令和6年度	第一種奨学金	782 件	912 件	第二種奨学金	1,232 件	1,472 件	<評定> B <評定根拠> ・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。 ・特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用したことは評価できる。また、大学から機構への推薦書類、海外留学生から機構への申込書類について、昨年度に引き続き、原則としてインターネット経由で提出することとし、ペーパーレス化の推進により大学事務担当者及び海外留学生の負担軽減を図ったことは評価できる。 ・令和7年度から開始した「教員免除制度」について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に教員免除者を認定できたことは評価できる。 ・修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさ
区分	令和7年度	(参考)令和6年度													
第一種奨学金	782 件	912 件													
第二種奨学金	1,232 件	1,472 件													

				＜令和 6 年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況＞（単位：人） <table><tr><th rowspan="2">課程</th><th rowspan="2">貸与 終了者数</th><th rowspan="2">推薦者数</th><th colspan="3">免除者数</th></tr><tr><th>全額免除</th><th>半額免除</th><th></th></tr><tr><td>修士</td><td>19,866</td><td>6,564</td><td>6,562</td><td>1,520</td><td>5,042</td></tr><tr><td>専門職</td><td>1,283</td><td>559</td><td>555</td><td>394</td><td>161</td></tr><tr><td>博士</td><td>1,587</td><td>669</td><td>669</td><td>291</td><td>378</td></tr><tr><td>計</td><td>22,736</td><td>7,792</td><td>7,786</td><td>2,205</td><td>5,581</td></tr></table> (注)上表のうち海外留学者における業績免除 令和 6 年度貸与終了者数 16 人、免除者数 4 人(全額免除:2 人、半額免除:2 人) ②教員免除者の推薦及び認定 令和 7 年度から、特に優れた業績を挙げたと認められた者に対して、貸与を受けた第一種奨学金が全額免除となる制度を開始した。 ・教員免除申請者について、4 月 1 日時点で任期の定めのない正規教員として在職していることを在職証明書により確認した(令和 7 年 5 月) ・特に優れた業績を挙げ、4 月 1 日時点で任期の定めのない正規教員として在職していることが確認できた者を、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、教員免除者として認定した(令和 7 年 6 月 27 日)。 ・認定結果を各大学及び本人に通知した(令和 7 年 7 月)。 ＜令和 6 年度貸与終了者に係る教員免除の認定状況＞（単位：人） <table><tr><th>課程</th><th>推薦者数</th><th>免除者数</th></tr><tr><td>修士</td><td>24</td><td>23</td></tr><tr><td>専門職</td><td>345</td><td>343</td></tr><tr><td>計</td><td>369</td><td>366</td></tr></table> (注)上表の推薦者数及び免除者数は①の推薦者数及び全額免除者数の内数となる。 推薦された者のうち、修士課程で 1 人、専門職学位課程で 2 人教員免除の要件を満たさないことが判明した。 要件を満たさなかった者は 4 月 1 日時点で任期の定めのない正教員ではないことを確認した。 (3)返還免除内定制度 [博士(後期)課程及び博士医・歯・薬・獣医学課程] ・令和 6 年度進学者において推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定し	課程	貸与 終了者数	推薦者数	免除者数			全額免除	半額免除		修士	19,866	6,564	6,562	1,520	5,042	専門職	1,283	559	555	394	161	博士	1,587	669	669	291	378	計	22,736	7,792	7,786	2,205	5,581	課程	推薦者数	免除者数	修士	24	23	専門職	345	343	計	369	366	わしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施して、制度の適切な運用を図ったことは評価できる。
課程	貸与 終了者数	推薦者数	免除者数																																															
			全額免除	半額免除																																														
修士	19,866	6,564	6,562	1,520	5,042																																													
専門職	1,283	559	555	394	161																																													
博士	1,587	669	669	291	378																																													
計	22,736	7,792	7,786	2,205	5,581																																													
課程	推薦者数	免除者数																																																
修士	24	23																																																
専門職	345	343																																																
計	369	366																																																

た。(令和 7 年 4 月)
・令和 7 年度進学者に対して、機構ホームページに博士(後期)課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを掲載した。(令和 7 年 9 月)

＜返還免除内定制度(博士(後期)課程等)の実施状況＞

内定者数	
令和 6 年度進学者	(参考)令和 5 年度進学者
99 大学 137 人	92 大学 159 人

[修士課程及び専門職学位課程]
機構ホームページに修士課程等返還免除内定制度を案内する学生等向けチラシを掲載し、周知を図った。(令和 7 年 9 月)
推薦された候補者については、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、以下のとおり内定者を決定した。(令和 7 年 6 月)

＜返還免除内定制度(修士課程等)の実施状況＞

区分		令和 7 年度進学予定者
内定者数	135 大学 954 人	
	第 1 回	7 大学 48 人
	修士課程	7 大学 48 人
	専門職学位課程	0 大学 0 人
	第 2 回	128 大学 906 人
	修士課程	113 大学 875 人
	専門職学位課程	15 大学 31 人

※第 1 回の内定者は令和 6 年度に決定。

区分		令和 8 年度進学予定者
内定者数		
	第 1 回	7 大学 43 人
	修士課程	7 大学 43 人
	専門職学位課程	0 大学 0 人

修士課程及び専門職学位課程返還免除内定者について、進級時に、内定者としてふさわしい成績を挙げているか否かを大学において確認し、機構へ報告を行う中間評価を実施した。(令和 8 年 2 月)

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(2) 貸与奨学金

⑦ 機関保証制度の運用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																														
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																								
機関保証制度については、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。また、保証機関による事業計画等を踏まえ、制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。 返還に関するこれらの制度等について、関係者に対する情報提供、周知及びユーザビリティの向上に努める。	奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来	奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。 機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を的確に請求する。 また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来	<9> 機関保証制度の運用状況	○機関保証制度の運用状況 (1)機関保証制度の周知 保証機関(公益財団法人日本国際教育支援協会、以下この項目において「協会」という。)及び大学等と連携し、奨学金の申込時・採用時の配付書類や機構及び協会のホームページを活用して機関保証制度の周知を図った。 ・令和7年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。 ・機関保証制度を案内するチラシを協会と共同で作成し、奨学金事務担当者用ホームページへの掲載等を行った。		<評定> B <評定根拠> ・配付書類等を活用して機関保証制度の周知を図ったことは評価できる。 ・延滞者に対する督促を適切に実施した上で、代位弁済となる対象債権を的確に請求したことは評価できる。 ・外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、機構及び協会における直近の実績並びに協会の将来コストを踏まえた事業計画等に基づいて機関保証制度の妥当性を検証したことは評価できる。																								
				<機関保証制度の選択状況>																										
				<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="3">選択者数</td><td>第一種</td><td>99,588 件</td><td>104,475 件</td></tr><tr><td>第二種</td><td>126,818 件</td><td>120,342 件</td></tr><tr><td>全体</td><td>226,406 件</td><td>224,817 件</td></tr><tr><td rowspan="3">選択率</td><td>第一種</td><td>56.31%</td><td>56.22%</td></tr><tr><td>第二種</td><td>56.00%</td><td>55.98%</td></tr><tr><td>全体</td><td>56.13%</td><td>56.09%</td></tr></table>			区分		令和7年度	(参考)令和6年度	選択者数	第一種	99,588 件	104,475 件	第二種	126,818 件	120,342 件	全体	226,406 件	224,817 件	選択率	第一種	56.31%	56.22%	第二種	56.00%	55.98%	全体	56.13%	56.09%
				区分			令和7年度	(参考)令和6年度																						
選択者数	第一種	99,588 件	104,475 件																											
	第二種	126,818 件	120,342 件																											
	全体	226,406 件	224,817 件																											
選択率	第一種	56.31%	56.22%																											
	第二種	56.00%	55.98%																											
	全体	56.13%	56.09%																											
(注1)奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。 (注2)前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。																														
<機関保証制度を選択した新規返還者の回収率>																														
<table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>要回収額</td><td>9,147 百万円</td><td>9,996 百万円</td><td>849 百万円減</td></tr><tr><td>回収金</td><td>8,797 百万円</td><td>9,600 百万円</td><td>803 百万円減</td></tr><tr><td>回収率</td><td>96.18%</td><td>96.04%</td><td>0.14 ポイント増</td></tr></table>		区分	令和7年度	(参考)令和6年度	前年度比	要回収額	9,147 百万円	9,996 百万円	849 百万円減	回収金	8,797 百万円	9,600 百万円	803 百万円減	回収率	96.18%	96.04%	0.14 ポイント増													
区分	令和7年度	(参考)令和6年度	前年度比																											
要回収額	9,147 百万円	9,996 百万円	849 百万円減																											
回収金	8,797 百万円	9,600 百万円	803 百万円減																											
回収率	96.18%	96.04%	0.14 ポイント増																											

	の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。	の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。	(注)百万円未満は四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。 (2)代位弁済請求 代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託(延滞4か月目～9か月目)、催告書(期限の利益剥奪予告)の送付(延滞10か月目)、訪問督促・居住確認(延滞11か月目)及び期限の利益剥奪通知書の送付(延滞12か月目)を通じて、きめ細かな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にもかかわらず、延滞が12か月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、的確に代位弁済請求を実施した。 <代位弁済請求に基づく回収状況> <table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>18,826 件</td><td>17,460 件</td></tr><tr><td>金額</td><td>330.2 億円</td><td>311.8 億円</td></tr></table> (注)金額は、元金、利息、延滞金の合計である。 (3)機関保証制度の「妥当性」の検証 『「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案』(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。 シミュレーションの結果、収支において当面財政面で切迫した状況は生じないものと考えられるが、保証金残高の減少傾向を踏まえ、事業の長期的な持続可能性に留意していく必要があることを確認した。 <参考>令和7年度機関保証制度検証委員会審議経過 ・第1回 令和7年12月19日(オンライン会議) ・第2回 令和8年2月18日(オンライン会議) ・第3回 令和8年3月18日(オンライン会議)	区分	令和7年度	(参考)令和6年度	件数	18,826 件	17,460 件	金額	330.2 億円	311.8 億円
区分	令和7年度	(参考)令和6年度										
件数	18,826 件	17,460 件										
金額	330.2 億円	311.8 億円										

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
				①奨学金制度の周知及び広報の充実【B】 ②学校との連携強化【B】 ③効果検証方策等の検討【B】		〈評定〉B 〈評定根拠〉 奨学金制度の周知及び広報の充実については利用者の利便性の向上を図る等、各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価しB 評定とする。

① 奨学金制度の周知及び広報の充実

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価													
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価							
支援を必要とする者に対して確実に情報を届けることが重要であり、多様な機会や媒体を活用し、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者等における制度の認知度を高めるため	多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供に努める。	多様な機会や媒体を活用し、奨学金制度の理解に資するため、高等教育機関への進学希望者等や学生等、保護者、学校関係者、返還者等への正確でわかりやすい情報の提供を行う。また、その効果等に	＜10＞ 奨学金事業の情報提供の状況	○ホームページの運営 ・運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、利用者の利便性を図った。 ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト（Q&A サイト）の品質を向上させるため、FAQ 等の見直しを図った。		〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・スカラシップ・アドバイザー派遣事業について、アドバイザーオンラインガイダンスを新たに実施したこと、オンデマンド型ガイダンスを引き続き実施し、継続して情報提供・周知を行ったことは評価できる。 ・奨学金貸与中の者や返還中の者に対して、返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供を実施したことは評価できる。また、災害発生時に、緊急採用・応急採用について							
				＜ホームページの運営状況＞（単位：件）									
				<table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>（参考）令和6年度</th></tr><tr><td>ホームページアクセス件数</td><td>96,635,370</td><td>90,072,699</td></tr><tr><td>チャットボット利用件数</td><td>75,966</td><td>72,880</td></tr><tr><td>奨学金相談サイト利用件数</td><td>1,699,350</td><td>1,035,778</td></tr></table>			区分	令和7年度	（参考）令和6年度	ホームページアクセス件数	96,635,370	90,072,699	チャットボット利用件数
区分	令和7年度	（参考）令和6年度											
ホームページアクセス件数	96,635,370	90,072,699											
チャットボット利用件数	75,966	72,880											
奨学金相談サイト利用件数	1,699,350	1,035,778											
				○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供 スカラシップ・アドバイザー派遣事業やインターネットの活用等により奨学金事									

に正確で分かりやすい情報提供を行う。	また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。	について、令和6年度に実施した広聴調査の結果等により把握し、経年の認知状況の変化を踏まえた適切な周知・広報の手法を検討する。 また、奨学金相談センターについては、奨学金制度改正による制度の複雑化に伴うオペレーションの高度化に対応し、相談者に適切な案内を行うことができる体制を整備する。	業に関する情報提供を行った。 (1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施 進学又は修学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒・学生や保護者等の理解を促進し、進学又は修学するための経済的な状況についての不安を払拭するとともに、安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高等学校、大学等に派遣している。 ①更新プログラムの実施 e-learning による更新プログラム(研修)を実施し、修了者に認定期間を更新した認定証を交付した(令和7年度更新プログラム修了者 890 人)。 ②スカラシップ・アドバイザーの派遣 広く周知を行い、希望する学校等に対して漏れなくスカラシップ・アドバイザーの派遣を実施するとともに、オンデマンド型ガイダンスの受講を希望する全ての学校に対して、適切に案内した。 ＜スカラシップ・アドバイザーの派遣状況＞ <table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考) 令和6年度</th></tr><tr><td>アドバイザー派遣ガイダンス</td><td>483 件</td><td>377 件</td></tr><tr><td>アドバイザーオンラインガイダンス</td><td>4 件</td><td>-</td></tr><tr><td>オンデマンド型ガイダンス</td><td>144 件</td><td>124 件</td></tr></table> ③派遣拡大に向けた取組 ・令和7年度からオンラインでアドバイザーがガイダンスを実施する「アドバイザーオンラインガイダンス」を開始し、利用推進(周知)を図った。 ・高等学校、高校生・保護者等への情報提供に関して、高校生向けの教育事業を展開している企業と連携した新たな取組(教育セミナー等への派遣など)を実施した。 (2)高等学校等教員向け冊子の作成及び配付 高等学校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和8年度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、ホームページに掲載した。 (3)他団体等への奨学金説明会 東京12大学フェア、NPO 法人キッズドア等他団体の奨学金説明会等に参加し、奨学金事業に関する情報提供を行った。	区分	令和7年度	(参考) 令和6年度	アドバイザー派遣ガイダンス	483 件	377 件	アドバイザーオンラインガイダンス	4 件	-	オンデマンド型ガイダンス	144 件	124 件	ホームページを通じ関係機関に周知を図ったほか、被災により返還が困難な場合の減額返還・返還期限猶予等について、引き続きホームページ内の特設ページで周知したことは、適切かつ迅速な情報提供という観点から評価できる。 ・奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できる奨学金相談サイト(Q&A サイト)の品質を向上させ、基本的な制度概要、手続等については、直接奨学金相談センターに電話で相談せず、サイト内で完結できるよう相談者への利便性の向上を図ったこと及び奨学金制度の理解促進を図ったことは評価できる。
区分	令和7年度	(参考) 令和6年度														
アドバイザー派遣ガイダンス	483 件	377 件														
アドバイザーオンラインガイダンス	4 件	-														
オンデマンド型ガイダンス	144 件	124 件														

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

＜奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比
アクセス件数 (PV数)	6,416,893 件	6,433,550 件	99.74%

(5)奨学金相談センターによる照会への対応

- ・奨学金相談センターにおいて、奨学金の申込希望者、保護者及び返還者からの制度概要等の照会に対応することで、奨学金制度の理解促進を図った。
- ・繰上返還や減額返還・返還期限猶予、住所変更等について、スカラネット・パーソナルからの申請を案内することで、返還者の利便性の向上を図った。
- ・機構で作成する各種媒体に奨学金相談サイトの URL や二次元バーコードを掲載し周知するとともに、奨学金相談サイトのサポート内容を充実させるために FAQ 等の見直しを行った。
- ・令和 7 年度から、相談者から問合せの多い事項を「今週のよくあるお問合せ」として奨学金相談サイトのトップ画面に掲載し、毎週更新することで相談者の自己解決の促進を図った。(5 月以降)
- ・相談者から問合せの多い事項のうち、動画での説明が効果的なものについて、説明動画によるサポートを充実させ相談者の利便性向上に努めた。(9 月)
- ・令和 6 年度に開始した有人チャット及びメールによる相談受付について、運用体制の定着を図りながら、利用状況の定期的な確認を行い円滑な運用を行った。

＜奨学金相談センターにおける応答件数＞

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	前年度比
貸与関連	133,217 件	130,534 件	102.06%
給付関連	129,896 件	72,369 件	179.49%
返還関連	369,322 件	403,263 件	91.58%
計	632,435 件	606,166 件	104.33%

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等
インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

- (1)スカラネット・パーソナルによる情報提供等
利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。

＜スカラネット・パーソナル利用状況＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比
登録数	6,778,935 件	6,247,759 件	108.50%
アクセス件数 (PV数)	258,720,530 件	203,000,167 件	127.45%

- (2)災害救助法適用に係る情報提供
災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページやプレスリリース等による周知とともに、大学等(約 4,000 校)に推薦依頼の通知を行った。

＜災害救助法適用に係る情報＞

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
トカラ列島近海を震源とする地震による災害	令和 7 年 7 月 7 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:鹿児島県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)
令和 7 年台風第 8 号に伴う災害	令和 7 年 7 月 29 日	自治体:2 件(FAX) マスコミ:沖縄県庁記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)
令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波	令和 7 年 7 月 31 日	マスコミ:北海道県政記者室投げ込み共 7 件(郵送)
8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨	令和 7 年 8 月 8 日	自治体:18 件(FAX) マスコミ:山口県政記者室投げ込み共 4 件(郵送)
令和 7 年 8 月 20 日からの大雨	令和 7 年 8 月 21 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:秋田県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)
令和 7 年台風第 12 号	令和 7 年 8 月 29 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:鹿児島県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)

					<table><tr><td>令和 7 年 9 月 2 日からの大雨</td><td>令和 7 年 9 月 3 日</td><td>自治体:3 件(FAX) マスコミ:秋田県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)</td></tr><tr><td>令和 7 年台風第 15 号</td><td>令和 7 年 9 月 8 日</td><td>自治体:10 件(FAX) マスコミ:静岡県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)</td></tr><tr><td>令和 7 年 9 月 12 日からの大雨</td><td>令和 7 年 9 月 16 日</td><td>自治体:1 件(FAX) マスコミ:三重県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)</td></tr><tr><td>令和 7 年台風第 22 号</td><td>令和 7 年 10 月 9 日</td><td>自治体:7 件(FAX) マスコミ:東京都庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(持ち込み)</td></tr><tr><td>11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災</td><td>令和 7 年 11 月 19 日</td><td>自治体:1 件(FAX) マスコミ:大分県庁県政記者室投げ込み 1 件(郵送)</td></tr><tr><td>令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震</td><td>令和 7 年 12 月 9 日</td><td>自治体:24 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 2 件(郵送)</td></tr><tr><td>令和 8 年 1 月 21 日からの大雪</td><td>令和 8 年 1 月 30 日</td><td>自治体:41 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 4 件(郵送)</td></tr></table>	令和 7 年 9 月 2 日からの大雨	令和 7 年 9 月 3 日	自治体:3 件(FAX) マスコミ:秋田県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)	令和 7 年台風第 15 号	令和 7 年 9 月 8 日	自治体:10 件(FAX) マスコミ:静岡県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)	令和 7 年 9 月 12 日からの大雨	令和 7 年 9 月 16 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:三重県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)	令和 7 年台風第 22 号	令和 7 年 10 月 9 日	自治体:7 件(FAX) マスコミ:東京都庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(持ち込み)	11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災	令和 7 年 11 月 19 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:大分県庁県政記者室投げ込み 1 件(郵送)	令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震	令和 7 年 12 月 9 日	自治体:24 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 2 件(郵送)	令和 8 年 1 月 21 日からの大雪	令和 8 年 1 月 30 日	自治体:41 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 4 件(郵送)	
令和 7 年 9 月 2 日からの大雨	令和 7 年 9 月 3 日	自治体:3 件(FAX) マスコミ:秋田県庁県政記者会投げ込み 1 件(郵送)																									
令和 7 年台風第 15 号	令和 7 年 9 月 8 日	自治体:10 件(FAX) マスコミ:静岡県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)																									
令和 7 年 9 月 12 日からの大雨	令和 7 年 9 月 16 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:三重県庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(郵送)																									
令和 7 年台風第 22 号	令和 7 年 10 月 9 日	自治体:7 件(FAX) マスコミ:東京都庁県政記者クラブ投げ込み 1 件(持ち込み)																									
11 月 18 日大分市佐賀関の大規模火災	令和 7 年 11 月 19 日	自治体:1 件(FAX) マスコミ:大分県庁県政記者室投げ込み 1 件(郵送)																									
令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震	令和 7 年 12 月 9 日	自治体:24 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 2 件(郵送)																									
令和 8 年 1 月 21 日からの大雪	令和 8 年 1 月 30 日	自治体:41 件(FAX) マスコミ:青森県庁県政記者室投げ込み共 4 件(郵送)																									
				○広聴調査の活用 より充実した広報に活かすことを目的として、高校生及び高校生の子供を持つ保護者を対象として実施した令和 6 年度モニター調査の結果をホームページに公表した(令和 7 年 5 月)。また、効果的な情報提供を行うための参考とした。 [周知・広報] 調査結果より、奨学金制度の周知に適すると考えられる情報経路は「高校の先生または事務職員」という回答が多く、奨学金制度の周知も高校 1 年生等の早い段階で必要と考えられることから、スカラシップ・アドバイザー等の活用について令和 6 年度に引き続き検討した。																							

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

② 学校との連携強化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価												
また、奨学金事業を円滑に運営し、授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するため、奨学金に関する申込手続き等について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進を適切に実施する。	授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図る。 また、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を	授業料等減免等の大学等による支援策と併せて、着実に学生等の経済的負担を軽減するとともに、奨学生として学業精励の自覚を促すため、採用の段階から大学等と連携を図る。 また、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学生に対して説明会を	<11> 学校との連携状況	○奨学生等に対する指導における学校との連携 (1)高等学校等(大学等予約採用)における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続きに対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。 ・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣及び資料配付を行った(1府)。 ・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した(12回)。 ・産業教育に携わる高等学校等の教職員等向けの月刊誌「産業と教育」への奨学金制度や手続等に関する記事を連載した(4回)。 ・採用候補者に向け、採用候補者決定通知の見方や進学前までに必要な準備における動画を更新し、機構ホームページ及びYouTubeに掲載した。 ・全国の高等学校、大学等における進学又は修学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学・修学のための資金計画の説明を実施した。 ＜スカラシップ・アドバイザーの派遣状況＞【再掲】 <table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考) 令和6年度</th></tr><tr><td>アドバイザー派遣ガイダンス</td><td>483件</td><td>377件</td></tr><tr><td>アドバイザーオンラインガイダンス</td><td>4件</td><td>-</td></tr><tr><td>オンデマンド型ガイダンス</td><td>144件</td><td>124件</td></tr></table> ・令和7年度からオンラインでアドバイザーがガイダンスを実施する「アドバイザーオンラインガイダンス」を開始し、利用推進(周知)を図った。【再掲】 (2)大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続きに対する理解の促進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、大学等における説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。		区分	令和7年度	(参考) 令和6年度	アドバイザー派遣ガイダンス	483件	377件	アドバイザーオンラインガイダンス	4件	-	オンデマンド型ガイダンス	144件	124件	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・研修会については、音声付スライド動画をホームページに掲載することで、奨学金事務担当者へ情報提供及び奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。 ・奨学業務連絡協議会については、奨学金担当者の利便性の観点から、ライブ配信を実施し、令和8年度からの新規事項等を説明するなど、学校との連携を図ったことは評価できる。 ・学校等の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)を更新し、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。
区分	令和7年度	(参考) 令和6年度																
アドバイザー派遣ガイダンス	483件	377件																
アドバイザーオンラインガイダンス	4件	-																
オンデマンド型ガイダンス	144件	124件																

	開催するよう大学等に協力を求める。 奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。	開催するよう大学等に協力を求める。 奨学金業務に関する適切な理解が、学生等の状況に応じたサポートに資することから、大学等の担当職員を対象とした研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策及び学校毎の貸与と返還に関する情報提供を適切に行う。	・採用決定後に必要となる手続等の内容の動画を更新し、機構ホームページ及び YouTube に掲載した。 ・適格認定説明会資料を奨学金事務担当者ホームページに掲載した。 ・返還説明会用のマニュアルを改訂し、奨学金事務担当者ホームページに掲載した。 ○奨学金業務に関する研修会の開催 (1)大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施 研修内容を音声付スライド動画として奨学金事務担当者ホームページに掲載し、奨学生に対する指導を大学等へ依頼した。 (2)奨学業務連絡協議会の実施状況 令和 7 年度は、1 会場(東京)で開催すると同時に、奨学金事務担当者の利便性の観点から、ライブ配信を実施し、令和 8 年度からの新規事項等を説明した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会場</th><th colspan="2">令和 7 年度</th><th colspan="2">(参考) 令和 6 年度</th></tr> <tr> <th>来場者数</th><th>ライブ配信 視聴者数</th><th>来場者数</th><th>ライブ配信 視聴者数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td><td>344</td><td>1,838</td><td>389</td><td>1,530</td></tr> <tr> <td>福岡</td><td>－</td><td>－</td><td>144</td><td>558</td></tr> <tr> <td>大阪</td><td>－</td><td>－</td><td>283</td><td>491</td></tr> </tbody> </table> ○返還金回収方策の広報・周知 各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した(令和 7 年 9 月)。 ○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組 学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)を機構ホームページで公開している。令和 7 年度は、令和 7 年 7 月に内容を更新した。	会場	令和 7 年度		(参考) 令和 6 年度		来場者数	ライブ配信 視聴者数	来場者数	ライブ配信 視聴者数	東京	344	1,838	389	1,530	福岡	－	－	144	558	大阪	－	－	283	491	
会場	令和 7 年度		(参考) 令和 6 年度																									
	来場者数	ライブ配信 視聴者数	来場者数	ライブ配信 視聴者数																								
東京	344	1,838	389	1,530																								
福岡	－	－	144	558																								
大阪	－	－	283	491																								

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 奨学金事業

(3) 奨学金事業に共通する事項の実施

③ 効果検証方策等の検討

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
さらに、奨学金事業の運用改善等や、奨学金事業に対する正確な認識に基づく意義の理解や支持の拡大に資するため、奨学金の効果の把握・検証のための方策や、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討し、具体的な取組を実施する。	奨学金の効果の把握・検証に資する情報の得るための方策や、奨学金制度について広く社会の理解増進を図るため、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、在学中から給付や返還が完了するまでの間の機会を捉えて実施可能なものについて国と連携して検討し、具体的な取組を行う。	奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のため、奨学生を対象としたアンケートを実施する。また、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築の方策を検討するため、元奨学生を対象とした調査を実施する。	＜12＞ 効果検証や元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況	○効果検証の検討状況 採用時、終了時及び継続時のアンケート調査を継続して実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所にて集計・分析を行うため、回答結果を共有した。 ○元奨学生とのつながりの構築等の検討・実施状況 ・「元奨学生とのつながり」の維持、構築に向けた方策の検討の進め方について、文部科学省及び国立教育政策研究所と協議を行い、元奨学生 50 万人を対象とする大規模調査を実施した。 ・大規模調査結果を集計・分析し、関係各所と共有することにより、今後、元奨学生とのつながりの構築等の検討を進めるに当たっての課題を明確にした。 ・元奨学生とのつながりの構築に向け、「現役給付奨学生及び元貸与奨学生による在校生向け講話」を試行実施し、今後の施策検討のための課題を明確にした。		〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・元奨学生対象のアンケートを実施し、文部科学省及び国立教育政策研究所に回答結果を共有し、今後の実施に向け課題を明確にしたことは評価できる。 ・「元奨学生とのつながり」の維持、構築に向けた方策の検討の進め方について、関係各所と幅広い意見交換を行い、調査結果から、具体的検討を進めたことは評価できる。 ・元奨学生とのつながり構築に向け、「現役給付奨学生及び元貸与奨学生による在校生向け講話」を試行実施したことは評価できる。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
予算額(千円)	16,444,687	16,880,384				
決算額(千円)	15,926,194	17,072,136				
経常費用(千円)	16,023,084	17,172,588				
経常利益(千円)	89,741	95,634				
行政コスト(千円)	16,434,572	17,583,307				
従事人員数(人)	110	110				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

主要なアウトプット(アウトカム)情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
(1) 日本留学試験の 渡日前入学許可実 施校数 (年度計画値)	197 校以上	-	197 校以上	197 校以上			
(実績値)	-	196 校	252 校	263 校			
(2) 日本語教育セン ターから高等教育機 関に進学した者の割 合 (年度計画値)	95.8%以上	-	95.8%以上	95.8%以上			
東京日本語教育セ ンター (実績値)	-	99.5%	98.9%	99.0%			
大阪日本語教育セ ンター (実績値)	-	98.7%	98.0%	97.5%			
(3) イベント実施及 び他機関が実施す	年間 30 回以上	-	30 回以上	30 回以上			

るイベントへの協力 回数 (年度計画値)							
(実績値)	-	54 回	48 回	46 回			

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、引き続き、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するとともに、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を支援するため、次の目標に従い事業を実施することとする。	「第4期教育振興基本計画」等の国の方針を踏まえ、各種奨学金制度や大学等の留学生交流を支援する施策等を適切に実施するとともに、留学に関する情報発信を積極的に行い、外国人留学生の受入れ及び日本人生徒・学生の留学支援を推進する。	様々な国の留学生支援に係る戦略を踏まえ、以下の事業を推進し、外国人留学生に対する支援については、関係府省庁や独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、国の方針を踏まえ、政策提言に供するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等		(1)外国人留学生に対する支援【B】 (2)日本人留学生に対する支援【A】		〈評定〉B 〈評定根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることからB評価とする。

		の収集・分析を継続する。 日本人留学生に対する支援については、意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。			
--	--	---	--	--	--

(1) 外国人留学生に対する支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
大学のグローバル化の推進や我が国で活躍する高度外国人材受入れ促進等の国の方針を踏まえ、優秀な外国人留学生の積極的かつ戦略的な受入れを推進するため、関係府省庁、独立行政法人、大学等の関係機関との一層の連携の下、留学前から卒業（修了）後のフォローアップまでの一貫した外国人留学生支援を実施する。また、政策提言に資するための留学を巡る諸外国の動向やデータ等の収集・分				①日本留学に関する情報提供等の充実【B】 ②日本留学試験の適切な実施【B】 ③日本語教育センターにおける教育の実施【B】 ④学資金の支給等【B】 ⑤宿舍の支援及び交流促進【B】 ⑥卒業・修了後の支援【B】		〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目で所期の目標を達成したと評価できることから B 評価とする。

析の実施を 目的とした 留学生交流 推進のナシ ョナルセンタ ーとしての 機能の充実 を図る。					
--	--	--	--	--	--

① 日本留学に関する情報提供等の充実

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価												
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価						
日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。	日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するととも	日本留学情報サイト等の活用により、留学前、留学中及び卒業（修了）後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。	<13> 日本留学に関する情報提供等の実施状況	○インターネットによる情報発信 (1)「日本留学情報サイト」による情報発信 ①情報発信の状況 日本への留学に関する情報や政府機関等の留学生支援に関するイベントの情報を提供する等、定期的な更新を行うとともに、生活に関する情報、学校情報を都道府県別に紹介するコンテンツの充実を図った。 <日本留学情報サイトのアクセス件数> <table><tr><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>9,494,197 件</td><td>7,687,626 件</td><td>123.5%</td></tr></table> ②関係機関との連携 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)、自治体等が国内外で実施するイベント情報を日本留学情報サイトや SNS に掲載し、広報の協力を行った。 (2)SNS による情報発信 日本留学イベント等に関する広告に併せて Facebook を運用し、適宜日本留学をはじめとする幅広い情報提供を行うとともに、日本への留学希望者の増加のためには、SNS を通してより広く情報を発信することが有用であることから、JASSO Study in Japan Facebook 及び Instagram を活用し、日本留学促進のための情報を積極的に発信した。		令和7年度	(参考)令和6年度	前年度比	9,494,197 件	7,687,626 件	123.5%	<評価> B <評価根拠> ・日本留学情報サイトの充実を図り、アクセス件数が令和 6 年度と比較して上昇したことは評価できる。 ・日本留学を希望する外国人留学生に特化した情報発信を目的として日本留学に特化した Instagram や Facebook を運用し、SNS を通じて幅広く情報提供を行ったことは評価できる。 ・海外事務所が関係機関と協力の上、各国において実施されるイベントへの参加に加え、ホームページや SNS を通じて情報提供を行い、日本留学への機運の維持に寄与したことは評価できる。 ・日本留学フェアや外国人学生のための進学説明会を開催するとともに、海外において関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係
令和7年度	(参考)令和6年度	前年度比										
9,494,197 件	7,687,626 件	123.5%										

				(注 1)Facebookのファン数については、年度末時点の件数を表す。 (注 2)各事務所における電話やE-mail等での個別相談件数を表す。 (注 3)各事務所が主催又は外部機関が主催する説明会での参加者等を表す。 ○出版物等による情報提供 日本留学の情報提供・広報を目的として「STUDY IN JAPAN-基本ガイド-」「(日本留学案内)」、「日本留学奨学金パンフレット」を作成し、日本留学情報サイトに掲載するとともに、関係機関等への提供、各種説明会やセミナー等で紹介する等、日本留学情報の普及に努めた。 ○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況 令和7年度は、下記国・地域において、対面式の日本留学フェアを実施した。実施に当たっては、外務省、国際交流基金及び各国関係機関等の協力を得た。また、日本国内においても、外国人学生のための進学説明会を実施したほか、関係機関が主催するイベント等にも参加し、日本留学に係る情報提供を行った。なお、外国人学生のための進学説明会は、令和6年度実施時の日本語教育機関からの声を踏まえ、令和7年度は平日開催とし、教師が生徒を引率しやすくすることで来場者数を増やすことができた。 (1)日本留学フェアの実施状況 <table><tr><th>国・地域</th><th>都市</th><th>日程</th><th>参加機関数</th><th>来場者数</th></tr><tr><td rowspan="2">韓国</td><td>釜山</td><td>8月23日</td><td>40機関</td><td>1,510人</td></tr><tr><td>ソウル</td><td>8月24日</td><td>75機関</td><td>3,350人</td></tr><tr><td rowspan="2">タイ</td><td>チェンマイ</td><td>9月6日</td><td>18機関</td><td>562人</td></tr><tr><td>バンコク</td><td>9月7日</td><td>40機関</td><td>820人</td></tr><tr><td>台湾</td><td>台北</td><td>9月20日、 21日</td><td>106機関</td><td>3,931人</td></tr><tr><td>ベトナム</td><td>ハノイ</td><td>10月4日、5 日</td><td>27機関</td><td>1,599人</td></tr><tr><td rowspan="2">インドネシア</td><td>スラバヤ</td><td>11月22日</td><td>26機関</td><td>1,173人</td></tr><tr><td>ジャカルタ</td><td>11月23日</td><td>49機関</td><td>5,355人</td></tr></table>	国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数	韓国	釜山	8月23日	40機関	1,510人	ソウル	8月24日	75機関	3,350人	タイ	チェンマイ	9月6日	18機関	562人	バンコク	9月7日	40機関	820人	台湾	台北	9月20日、 21日	106機関	3,931人	ベトナム	ハノイ	10月4日、5 日	27機関	1,599人	インドネシア	スラバヤ	11月22日	26機関	1,173人	ジャカルタ	11月23日	49機関	5,355人	
国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数																																											
韓国	釜山	8月23日	40機関	1,510人																																											
	ソウル	8月24日	75機関	3,350人																																											
タイ	チェンマイ	9月6日	18機関	562人																																											
	バンコク	9月7日	40機関	820人																																											
台湾	台北	9月20日、 21日	106機関	3,931人																																											
ベトナム	ハノイ	10月4日、5 日	27機関	1,599人																																											
インドネシア	スラバヤ	11月22日	26機関	1,173人																																											
	ジャカルタ	11月23日	49機関	5,355人																																											

マレーシア	クアラルンプール	1 月 24 日、 25 日	27 機関	1,015 人
-------	----------	-------------------	-------	---------

(2)外国人留学生のための進学説明会の実施状況

都市	日程	会場	参加 機関数	来場者数
東京	6 月 27 日	池袋・サンシャインシティ	128 機関	1,683 人
大阪	7 月 2 日	大阪・OMMビル	90 機関	1,005 人

(3)関係機関が主催するイベント等への参加

中国で開催された中国国際教育展に現地日本大使館と共同でブースを出展し、日本留学に係る情報提供・留学相談を行った。

また、独立行政法人国際協力機構(JICA)が主催する日本留学フェア(モンゴル、キルギス・カザフスタン、ウズベキスタン、カンボジア、ラオス)にも協力し、現地またはオンラインにて、日本留学に関する情報提供及び留学相談を行った。

このほか、日本留学プロモーションの一環として、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)及び一般財団法人日本国際協力センター(JICE)が主催するイベントに参加し、日本留学に関する情報提供を行った。

(4)日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業への協力

令和 6 年度から開始された文部科学省の日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業に関し、重点地域である東南アジア地域担当の採択校である岡山大学、及び同じく重点地域である南西アジア地域担当の採択校である東京大学と連携して、同事業の実施に協力した。

岡山大学に関しては、東南アジア地域の日本留学フェア等を連携協力して実施した。

東京大学に関しては、インドにおけるIC3 国際教育展(現地イベント)にブース出展し日本留学の基本情報を発信したほか、オンライン日本留学セミナーを 20 回開催する等して協力した。

また、その他の地域(中東・北アフリカ地域、CIS 地域、南米地域)においても、採択校の実施する現地説明会に資料提供やオンライン参加という形で情報提供を行った。

○国の方針を踏まえた政策提言に供するための情報収集・分析について

国の教育未来創造会議第二次提言等を踏まえ、留学を巡る各国の動向把握やデータ収集を継続した。

				(1)留学生受入れにかかる意識調査(国内調査)の継続 ・各大学の留学生受入れに係る現場の実情や問題意識を把握することにより、機構の留学生事業の改善や、国内大学及び留学生双方の将来に資する政策につながる提言に役立てることを企図し、令和 6 年度末に実施した「2024 年度留学生受入れにかかる意識調査」の集計結果を、7 月に文部科学省、調査回答大学及び留学生事業部内に共有した。 ・集計結果を踏まえ、国内大学の留学生受入れに係るニーズ及び問題意識を更に具体的に把握することを企図し、私費外国人留学生の学部入試にかかる問題意識の情報収集及び募集に係る調査を開始し、継続している。 (2)インドにおける留学意向調査の継続 ・政策上の優先度が高く、最重点国とされているインドからの留学促進に資するため、現地のインド人大学生・高校生へのニーズ調査等を順次実施した。訪問地の日本国在外公館の協力を得て、令和 7 年 2 月に現地首都圏の大学、高校を訪問しオンラインによるニーズ調査を実施(調査期間令和 7 年 2 月～5 月)。これに続き、9 月から 12 月にかけて西インド、南インド、北東インドの大学、高校を訪問し、同様に調査を実施(調査期間令和 7 年 9 月～令和 8 年 1 月)した。 ・専門家(客員研究員)からの助言を仰ぎ、進め方を整理した上で、在日インド人学生を対象に日本留学決定に係るプロセス・要因等の調査を企画した。(1)の国内調査でインド人学生の受入れに関心があると回答した大学をはじめ、国内大学にインド人学生の受入れに関する課題等についてアンケート調査を行い、調査回答大学の教職員へのヒアリングを実施するとともに、当該国内大学に向けて、それらの調査で得た課題を汲んで令和 8 年 2 月にインドの教育制度研究者を招きオンライン勉強会を実施した。 (3)その他 ・留学情報課の実施した各種留学生調査の詳細データや出入国管理統計等他機関のデータを活用し、データ分析を行うとともに、留学生事業部内へのデータの活用の例示及び各国に関する情報の提供を行った。 ・各種関係者へのヒアリング、日本留学関連の情報収集を行った。	
--	--	--	--	---	--

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援

② 日本留学試験の適切な実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
				<14>日本留学試験の実施状況【B】 <15>日本留学試験の渡日前入学許可実施校数【A】	〈評定〉B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	
国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用促進に努める。 なお、収支の継続的な欠損につ	得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施、不測の事態における受験機会の確保等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、	試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。 不測の事態が生じた場合も受験機会の確保に努める。 なお、試験実施にあたっては、	<14> 日本留学試験の実施状況	○令和7年度第1回試験(令和7年6月15日)の実施 (1)適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。 (2)受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した(対象者:国内17人、国外2人)。 ○令和7年度第2回試験(令和7年11月9日)の実施 (1)適正な試験問題作成及び点検の実施 海外における時差等を考慮し、複数の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。試験終了後、得点等化を行い、受験者へ結果を通知するとともに大学等からの成績照会に対応した。【再掲】 (2)受験上の配慮の実施 障害、負傷等の理由で受験上の配慮を申し出た者に対し、配慮事項審査部会での審議の上、適切な受験上の配慮を決定した(対象者:国内16人、国外4人)。	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・試験実施の厳正化を行ったことは評価できる。 ・受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するような取組を実施していることは評価できる。 ・日本留学試験の利用促進のために日本留学フェア等で日本留学試験の情報提供に努めたこと及び試験利用者の利便性を向上させたことは評価できる。	

いては、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の改善が図られるよう努める。	国内・国外会場とも受験料を段階的に見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。	また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策の実施を検討する。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資するよう効果的に広報施策等を実施し、新たな方策を検討するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地	受験者の負担を考慮しつつ社会情勢を踏まえ、国内外会場の受験料を見直すとともに、効率的な運営により、収支の改善に努める。	また、受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策に係る課題の整理を計画的に進める。さらに、日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する広報施策等を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、国の留学生政	<table><tr><th colspan="3">＜年間応募者数＞</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>第 1 回</td><td>29,007 人</td><td>26,088 人</td></tr><tr><td>第 2 回</td><td>30,618 人</td><td>27,248 人</td></tr><tr><td>計</td><td>59,625 人</td><td>53,336 人</td></tr></table> ○試験実施体制等の改善・強化 (1)実施体制の整備 ・不測の事態が生じた場合に実施総本部長(理事長)と協議の上、速やかな対応ができるよう、担当理事を中心とした体制を構築し、試験当日の緊急連絡網を引き続き整備した。 ・不測の事態が生じた場合に備え、予備の問題を準備した。 (2)試験実施の厳正化に対する取組 ・なりすまし受験防止のため、引き続き試験当日に受験者に顔写真付き本人確認書類の持参を義務付け、本人確認をより厳正に実施するとともに、不正行為の監視を強化するため、試験当日の不正行為監視担当監督補助を十分に配置した。 ・不正行為防止強化策として、受験者向けに不正行為に該当する事例を分かりやすく示した「受験上の注意イラスト版」について、日本語版及び英語版を引き続き作成した。 ・警視庁国際犯罪対策課 Facebook に、カンニング等の不正行為は偽計業務妨害罪になる旨の投稿をしてもらい、受験者等に不正行為を行わないよう引き続き呼び掛けた。 (3)大学等からの意見聴取 日本留学試験利用校から構成される全国ブロック会議において、日本留学試験に対する要望について意見を聴取する場を設けた(令和 8 年 3 月 9 日)。 ○収支の把握 (1)受験料の改定 令和 6 年度に国内の受験料を改定したことや応募者数が増加傾向であること及び国外について現地の実施協力機関と調整の結果を踏まえ、令和 7 年度は受験料を改定しないこととしたが、その後令和 7 年度の収支が大きく悪化することが判明したため、国内及び国外の複数の国・地域について令和 8 年度の受験料を改定する調整を行い、令和 7 年 10 月開催の実施委員会で承認された。	＜年間応募者数＞			区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	第 1 回	29,007 人	26,088 人	第 2 回	30,618 人	27,248 人	計	59,625 人	53,336 人
＜年間応募者数＞																				
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																		
第 1 回	29,007 人	26,088 人																		
第 2 回	30,618 人	27,248 人																		
計	59,625 人	53,336 人																		

の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。

策及び現地の需要や経費を踏まえた海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。

(2)収支の状況

令和7年度の国内応募者は令和6年度と比較し、年間3,642人の増となったことから、国内の収入は令和6年度比で65,292千円、率にして10%の増加となった。さらに、国外応募者についても、年間で2,647人増加したこともあり、令和6年度と比較し収入は16,659千円、率にして15%の増加となった。国内外を合算した収入(雑収入を含む。)は、令和6年度と比較し、71,173千円の増加となった。試験実施にかかる支出は、令和6年度に引き続き、安価な会場(大学)を借用し、会場借料経費の削減に努めたが、委託業者の人件費、資材費、輸送費等の高騰による各種業務委託費の増加により、令和7年度と比較し134,743千円の増加となったことにより収支は悪化した。

＜日本留学試験に係る事業収支の状況＞

(単位:千円)

区分	令和7年度	(参考)令和6年度
収入	887,794	816,621
支出	969,588	834,845

○受験者の利便性向上及び多様な受験機会の確保に資するよう新たな方策に係る課題の整理

(1)多様な受験機会の確保に資する取組

受験上の配慮を希望する受験者向けの詳細な受験案内を作成し、令和8年度の出願開始時(令和8年2月)に公開した。

また、受験上の配慮として試験問題の読上げを希望する受験者に対応するための検討に着手し、関係機関へのヒアリングやコンピュータで音声読上げが可能なアプリケーションソフトについて情報収集を行ったほか、検討のための委員を委嘱した。

(2)日本語教育の参照枠への対応

日本語科目について日本語教育の参照枠(※)の対応のための作業に着手した。

※「日本語教育の参照枠」とは、CEFR(ヨーロッパ言語共通参照枠)を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにした、日本語学習、教授、評価のための枠組み。日本留学試験についても、当該参照枠との対照表の作成等を求められている。

○試験の利用促進の取組

(1)情報提供の取組

・機構ホームページやFacebookで日本留学試験の最新情報を適時に発信し

				た。 ・国外において、機構海外事務所及び実施協力機関による広報を実施した。 ・機構が主催した日本留学フェア及び海外事務所が実施する日本留学フェアや説明会等において、日本留学試験の概要を説明した。 ・国外受験者の学習環境向上のため、機構ホームページへの過去問題掲載を増やした。 ・広報冊子「EJU—日本留学試験ガイド—」(日本語版・英語版)を配布した。 (2)利便性向上の取組 試験利用者(応募者、受験者、利用校等)の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、システムを改修し、出願前に重要な入力項目について最終確認ができる画面の表示機能を実装し、利便性の向上を図った。 ○試験実施国・都市の在り方の検討 物価や人件費の高騰により業務委託費が大幅に増加したことを受け、収支の改善のため、試験実施国・地域の状況を確認し、令和8年度の受験料改定の検討を行った。						
今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度(令和5年度)における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。	これらの施策等を通じ、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度(令和5年度)における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数(196校)を上回るよう努める。	<15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 S: 渡日前入学許可実施校数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 237 校以上 B: 197 校以上 237 校未満 C: 158 校以上 197 校未満	○試験結果の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可(※)の実施を促した。 令和7年度末時点で、日本留学試験利用校は 944 校(令和6年度 931 校から 26 校が新規利用開始、13 校が利用中止)、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は 263 校(令和6年度 252 校から 15 校が新規実施、4 校が中止)であった。 ※渡日前入学許可とは、外国人留学生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく可否を判定し、入学を許可するもの。 <table><tr><th colspan="2"><渡日前入学許可実施校数></th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td>263 校</td><td>252 校</td></tr></table> (1)「日本留学試験(EJU)利用のご案内」の配布 大学等関係機関に試験利用を促す案内冊子を送付した。	<渡日前入学許可実施校数>		令和7年度	(参考)令和6年度	263 校	252 校	<評定> A <評定根拠> 全国の大学や専門学校等に試験実施通知を送付するなどして周知に努めたことにより、日本留学試験利用校及び渡日前入学許可実施校が前年度から増加したことは、評価できる。
<渡日前入学許可実施校数>										
令和7年度	(参考)令和6年度									
263 校	252 校									

			D:158 校未 満	(2)専門学校における利用の促進 全国専修学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生の受入れが 可能な専門学校に対し、令和 8 年度の試験実施通知を送付することにより、 試験の利用促進を図った。	
--	--	--	---------------	--	--

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																																
				<16>日本語教育センターの教育の実施状況【B】 <17>日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合【B】		<評価> B <評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。																																																
学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。	日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生を積極的に受入れ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育	国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図りつつ、学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。	<16> 日本語教育センターの教育の実施状況	○留学生の受入に係る取組 ・東京日本語教育センターは、公益財団法人日本台湾交流協会が日本へ派遣する優秀な留学生を継続して受け入れており、派遣留学生の選考協力も行っている。令和7年度は12人の留学生を受け入れた。 ・台湾においては、東京日本語教育センター公認窓会を通して現地の高等教育機関等を訪問し、入学説明会を行った。 ・大阪日本語教育センターは、公益信託井内留学生奨学基金の助成を受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、令和7年度は8人を引き続き受け入れた。 ・東京日本語教育センターは、マレーシア(クアラルンプール)において、マレーシア元留日学生協会(JAGAM)主催の日本教育フェア 2025 に参加し、学校説明や留学希望者の個別相談を行った。 ・大阪日本語教育センターは、韓国(ソウル)において、韓日協会主催の 2025 年春・日本留学&就職フェアに参加し、留学希望者の個別の相談に対応した。 ○国費留学生・政府派遣等留学生・私費別留学生受入数 <留学生受入状況> (単位:人)		<評価> B <評価根拠> ・台湾において、公認窓会を通して現地での広報活動を行ったことは評価できる。 また、留学生の受入れ増に係る取組として、他機関が主催する留学フェア等に参加し、学生募集活動を行ったことは評価できる。 ・認定日本語教育機関の認定に向けて、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえてカリキュラムの見直し等を進めたことは評価できる。 ・日本語教材や動画を作成したことは評価できる。また、外国人等の現職日本語教員に対する研修後に教材を提供し、普及に努めたことは評価できる。 ・研究協議会において、認定日本語教育機関で実施すべき																																																
				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">令和7年度</th><th colspan="3">(参考)令和6年度</th></tr><tr><th>東京</th><th>大阪</th><th>計</th><th>東京</th><th>大阪</th><th>計</th></tr><tr><td>受入数(計)</td><td>217</td><td>116</td><td>333</td><td>224</td><td>124</td><td>348</td></tr><tr><td>国費留学生</td><td>115</td><td>59</td><td>174</td><td>118</td><td>55</td><td>173</td></tr><tr><td></td><td>-</td><td>-</td><td>(52.3%)</td><td>-</td><td>-</td><td>(49.7%)</td></tr><tr><td>政府派遣等留学生</td><td>26</td><td>13</td><td>39</td><td>26</td><td>17</td><td>43</td></tr><tr><td></td><td>-</td><td>-</td><td>(11.7%)</td><td>-</td><td>-</td><td>(12.4%)</td></tr></table>			区分	令和7年度			(参考)令和6年度			東京	大阪	計	東京	大阪	計	受入数(計)	217	116	333	224	124	348	国費留学生	115	59	174	118	55	173		-	-	(52.3%)	-	-	(49.7%)	政府派遣等留学生	26	13	39	26	17	43		-	-	(11.7%)	-	-	(12.4%)
区分	令和7年度			(参考)令和6年度																																																		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計																																																
受入数(計)	217	116	333	224	124	348																																																
国費留学生	115	59	174	118	55	173																																																
	-	-	(52.3%)	-	-	(49.7%)																																																
政府派遣等留学生	26	13	39	26	17	43																																																
	-	-	(11.7%)	-	-	(12.4%)																																																

	を実施し、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を 95.8%以上とする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。	また、カリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図るべく、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会や、外国人等の現職日本語教員に対する研修等を推進する。		<table><tr><td>私費留学生</td><td>76</td><td>44</td><td>120</td><td>80</td><td>52</td><td>132</td></tr><tr><td></td><td>-</td><td>-</td><td>(36.0%)</td><td>-</td><td>-</td><td>(37.9%)</td></tr></table>	私費留学生	76	44	120	80	52	132		-	-	(36.0%)	-	-	(37.9%)	とされている学習者オートノミー及び、教師オートノミーをテーマとして情報提供を行ったことは評価できる。
私費留学生	76	44	120	80	52	132													
	-	-	(36.0%)	-	-	(37.9%)													
			○国際理解教育活動等への参加等 外国人留学生と日本人の相互理解を深めることを目的として、近隣の小学校・中学校や団体の実施する国際理解教育授業及び国立高等専門学校の文化祭や日本人高校生との国際交流活動に参加した。 ①東京 ・実施機関数:5校・1機関 ・実施回数:8回 ・参加者数:延べ394人 ②大阪 ・実施機関数:16校・1団体 ・実施回数:19回 ・参加者数:延べ78人 ○認定日本語教育機関としての認定 (1)認定日本語教育機関の認定に向けた対応状況 ①教務・カリキュラム関係 ・認定日本語教育機関の認定申請に向けて、文部科学省日本語教育部会より示された「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえ、カリキュラムを見直した。(東京) ・認定日本語教育機関の認定申請のために課程の見直しを行い、申請に必要な書類作成を進めながら新たな課程で使用する評価シートや副教材の作成、試用を行った。(大阪) ②教務・カリキュラム関係以外 認定申請に向けて、認定基準に基づき、入学選考へのオンライン面接の導入、健康診断の実施に向けた健診実施機関との契約締結、募集要項の見直し等を行った。 (2)登録日本語教員の登録状況 令和7年度においても、引き続き登録申請の手続等に係るスケジュールに基づき、各教員において、それぞれの資格取得ルートに応じて、登録日本語教員の資格取得に係る日本語教員試験受験、講習受講、登録申請を行った。																

				○教材の開発等 (1)カリキュラムの改善 認定日本語教育機関申請に向けて、文部科学省日本語教育部会より示された「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」を踏まえ、カリキュラムの見直しを進めた。 (2)教材の開発等 令和 7 年度は以下の教材開発等に取り組んだ。 ①認定日本語教育機関としての現行カリキュラムの見直し及び新カリキュラム作成 ②『進学する人のための日本語初級 改訂第 2 版』 認定日本語教育機関として求められる評価を行うための学内一斉試験の見直し ③技能別初級副教材の改訂 令和 6 年度に作成した、認定日本語教育機関として求められる Can do に沿った、読解、聴解、口頭表現、文章表現についての初級副教材の改訂 ④中上級副教材作成 ⑤中上級一斉試験考案 ⑥EJU 語彙・学術共通語彙教科書作成 ⑦動画シリーズ「日本の大学院に進学したい人へ 進学準備の進め方」 日本の大学院進学希望者に向けた動画シリーズの第 3 部の作成 ⑧『知っていますか日本のこと』教材の改訂 ○「日本語教育センター紀要」の発行(年刊) 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第 21 号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配付した(令和 7 年 11 月)。 ○研究協議会の開催 日本語予備教育の質の向上及び、高等教育機関の留学生担当者と日本語教育機関の関係者との情報交換や意見交換を目的とした研究協議会を東京・大	
--	--	--	--	--	--

				阪両日本語教育センターの共同で開催した。 令和 7 年度は、「認定日本語教育機関『留学のための課程』におけるオートノミー育成を考える」をテーマとして、各日本語教育機関に所属する学習者のオートノミーの育成とそれに関わる教師のオートノミーの育成を実現するために、留学生教育及び教師教育をどのように企画・実施するべきかを考えることを目的とし、オンラインで実施した。 [実施概要] ・日程： 令和 7 年 6 月 7 日(土) ・参加者数： 622 人(378 機関) 終了後のアンケートでは、「オートノミーの育成という比較的抽象度の高いテーマに関して非常に多くの実例を基に理解することができた」「各専門家の先生の話が聞けたこと、現場によりそった内容で非常に満足した」等の感想を得た。 ○外国人の現職日本語教員研修 海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施した。 [実施概要] ・日程： 令和 8 年 2 月 2 日～2 月 7 日(6 日間) ・場所： 東京日本語教育センター マレーシアの教員 1 人を招へいし、「日本語教育センターのカリキュラムについて」「アカデミックジャパニーズを進学指導に生かす方法」「研究法・研究指導について」「専門日本語について」「専門科目と日本語について」「ビジネス日本語について」の講義を実施した。様々なクラスの参観を行い、中級のクラスでは「講義の聴き方」に関する教育実習も行った。日本語教育センター教員との意見交換も活発に行った。 研修後、受講者の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、海外の教育機関における日本語教育を支援した。 ○日本語教員の海外派遣等 ・文部科学省からの要請により、中国赴日本国留学生予備教育学校へ日本語教員 3 人を派遣した(令和 7 年 3 月 28 日～7 月 16 日)。 ・東京日本語教育センターにおいては、文部科学省より海外予備教育機関(マレーシア)へ派遣される基礎教科教員 7 人の新規派遣教員研修に協力した(令和 7 年 10 月)。	
--	--	--	--	---	--

これらの施策により、日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合を95.8%以上とする。

＜17＞ 日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合
S: 進学率がA 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている
A: 99.5%以上
B: 95.8%以上
99.5%未満
C: 92.1%以上
95.8%未満
D: 92.1%未満

○日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合
きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

＜卒業者の進学率＞

(単位: 人)

区分	令和7年度			(参考)令和6年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	195	80	275	189	101	290
進学者数(B)	193	78	271	187	99	286
進学率(B/A)	99.0%	97.5%	98.5%	98.9%	98.0%	98.6%

＜卒業者の進学状況＞

(単位: 人)

進学先	令和7年度		(参考)令和6年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	49	2	41	4
大学	53	26	60	38
短期大学	0	1	0	1
高等専門学校	86	1	83	1
専修学校専門課程	5	48	3	55
合計	193	78	187	99

＜評定＞ B

＜評定根拠＞

日本語教育センターから高等教育機関に進学した者の割合が95.8%を超えていることは評価できる。

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援

④ 学資金の支給等

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																													
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																							
大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 また、留学生受入れに係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図	大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。 ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に	大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。 なお、各制度の実施に当たっては、以下の取組を行う。 ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に	<18> 外国人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況	○国費外国人留学生の給与(奨学金)支給業務 大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等の支給業務を適切に行った。 <国費外国人留学生に対する給与(奨学金)等支給状況> <table><tr><td>令和7年度 (令和8年3月分)</td><td>(参考)令和6年度 (令和7年3月分)</td></tr><tr><td>9,145人</td><td>9,288人</td></tr></table> ○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官との打合せを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。 <国費外国人留学生選考委員会の実施状況> <table><tr><th>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th><th>日程</th></tr><tr><td>研究留学生専門部会(大学推薦)(一般枠等)</td><td>5月19日～5月27日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))</td><td>5月19日～5月27日</td></tr><tr><td>日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会</td><td>6月12日</td></tr><tr><td>学部留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))</td><td>7月1日～7月9日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(延長)(同年度秋進学)</td><td>7月10日～7月18日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(延長)(第2回)</td><td>8月12日～8月14日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(人文・芸術、社会科学分科会)</td><td>11月19日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(工学・理学分科会)</td><td>11月20日</td></tr><tr><td>研究留学生専門部会(医学・農学分科会)</td><td>11月21日</td></tr></table>		令和7年度 (令和8年3月分)	(参考)令和6年度 (令和7年3月分)	9,145人	9,288人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会(大学推薦)(一般枠等)	5月19日～5月27日	研究留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))	5月19日～5月27日	日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月12日	学部留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))	7月1日～7月9日	研究留学生専門部会(延長)(同年度秋進学)	7月10日～7月18日	研究留学生専門部会(延長)(第2回)	8月12日～8月14日	研究留学生専門部会(人文・芸術、社会科学分科会)	11月19日	研究留学生専門部会(工学・理学分科会)	11月20日	研究留学生専門部会(医学・農学分科会)	11月21日
令和7年度 (令和8年3月分)	(参考)令和6年度 (令和7年3月分)																												
9,145人	9,288人																												
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																												
研究留学生専門部会(大学推薦)(一般枠等)	5月19日～5月27日																												
研究留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))	5月19日～5月27日																												
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月12日																												
学部留学生専門部会(大学推薦)(特別(10月))	7月1日～7月9日																												
研究留学生専門部会(延長)(同年度秋進学)	7月10日～7月18日																												
研究留学生専門部会(延長)(第2回)	8月12日～8月14日																												
研究留学生専門部会(人文・芸術、社会科学分科会)	11月19日																												
研究留学生専門部会(工学・理学分科会)	11月20日																												
研究留学生専門部会(医学・農学分科会)	11月21日																												
						<評定> B <評定根拠> ・国費外国人留学生に係る給与(奨学金)等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携の上、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。 ・留学生受入れ促進プログラムにおいて、グローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組を一層進める観点から、これらの取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。 ・高度外国人材育成課程履修支援制度について、文部科学省と連携し高度外国人材育成課程履修支援金給付業務を適切に実施したことは評価できる。																							

る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用する。

実施する。
イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度についても、国や大学等との連携のもと、適切に実施する。

実施する。
イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。高度外国人材育成課程履修支援制度については、「留学生就

学部留学生専門部会
高等専門学校・専修学校留学生専門部会
研究留学生専門部会(保留分)
研究留学生専門部会(特別延長・事前)(翌年度進学)
学部留学生専門部会(大学推薦)(特別(4月))
研究留学生専門部会(大学推薦)(特別(4月))
学部留学生専門部会(延長)(翌年度進学)
研究留学生専門部会(延長・特別延長)(翌年度進学)

11月26日
11月27日
12月19日～12月26日
1月30日～2月16日
2月12日～2月20日
2月12日～2月20日
2月24日～3月4日
2月24日～3月4日

○国費外国人留学生歓迎会の開催
来日した国費外国人留学生が早期に日本での生活に馴染めるよう、国費外国人留学生歓迎会を文部科学省との共催で実施した。

・開催日:令和7年6月21日／11月8日
・会場:東京国際交流館
・参加人数:332人／369人

○留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)の実施
優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。

(1)支援内容
奨学金月額:大学院・学部レベル 48,000 円
日本語教育機関 30,000 円

(2)令和7年度採用実績
予算の範囲内で以下のとおり適切に採用した。

令和7年度	(参考)令和6年度
6,891 人	6,946 人

(3)各大学等の取組状況に応じた重点配分
国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国で

・海外留学支援制度(協定受入)に係る奨学金支給業務を円滑に実施するとともに、グローバル化の取組を積極的に進める大学等を重点枠として採択したことは評価できる
・「留学生借り上げ宿舍支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」を大学等へ周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。

		職促進教育プログラム認定制度」による文部科学省の認定を受けたプログラムを履修する留学生に対する奨学金制度として、適切に実施する。 ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。 エ．外国人留学生在が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。	職促進教育プログラム認定制度」による文部科学省の認定を受けたプログラムを履修する留学生に対する奨学金制度として、適切に実施する。 ウ．海外留学支援制度（協定受入）においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。 エ．留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。	の定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,650 人を採用した（参考：令和 6 年度は 1,720 人）。 ・日本留学促進のための海外ネットワーク機能強化事業 ・就職支援特別枠 ・専修学校職業実践専門課程 ・留学生就職促進教育プログラム (4)留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用 「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等（5 校）に対し、令和 8 年度の推薦依頼数について削減措置を行った。 ○高度外国人材育成課程履修支援制度の実施 優秀な外国人留学生の日本国内での定着を促進し、もって外国人留学生の戦略的な受入れに資することを目的とし、留学生の就職促進に係る教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム認定制度による文部科学省の認定を受けたものに限る。）を履修する者のうち、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難であるものに対して、履修支援のための奨学金として「高度外国人材育成課程履修支援金」を給付した。 (1)支援内容 奨学金月額：20,000 円 (2)令和 7 年度採用実績 129 人 （参考）令和 6 年度：147 人 ○海外留学支援制度（協定受入）の実施 我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、諸外国・地域の大学等に在籍している学生を、我が国の大学等が諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて短期間受入れするプログラムについて、審査を行い、以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。 (1)プログラムの採択 プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期間の留学生受入れプログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプ	
--	--	--	---	---	--

プログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数〉 (単位: 件)

区分		令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
プログラム枠		265	221
重点 枠	スーパーグローバル大学創成支援事業	32	33
	大学の世界展開力強化事業	66	59
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	13	4
計		376	317

(2)支援内容

奨学金月額: 80,000 円

(3)令和 7 年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(新規採用者数)〉 (単位: 人)

区分		令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
プログラム枠		2,850	2,589
重点 枠	スーパーグローバル大学創成支援	686	927
	大学の世界展開力強化事業	709	596
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	227	13
計		4,472	4,125

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(継続支援者数)〉 (単位: 人)

令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
928	967

				○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。 (1)支援内容 ①文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 支援実績:2,390 人 100,703 千円(採用決定時) (参考)令和 6 年度:3,555 人 148,033 千円 ②海外留学支援制度(協定受入)支援 支援実績:126 人 3,424 千円 (参考)令和 6 年度:47 人 1,702 千円 ③ホームステイ支援 支援実績:22 人 435 千円 (参考)令和 6 年度:24 人 473 千円 (2)不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」に基づき、以下を実施した。 ・平成 25 年度に策定した経理書類調査計画をもとに、令和 6 年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した(調査件数:令和 7 年度 10 校)。 ・平成 27 年 3 月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、令和 6 年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した(令和 7 年 6 月)。	
--	--	--	--	---	--

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援

⑤ 宿舍の支援及び交流促進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価										
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価				
東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。	東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生や研究者が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舍の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。	東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舍を提供する。また、令和9年度末までに蛍光灯の製造と輸出入が禁止になることを踏まえ、蛍光灯のLED化により電気料金や故障対応による中長期的なランニングコストの抑制	<19> 外国人留学生と日本人学生等との国際交流事業の実施状況	○東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況 (1)収支改善に向けた取組状況 ・入居者の募集（配分方式）に当たり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30 日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。 ・入居者が退去し、次の入居者が入る居室について、令和 5 年度から引き続き、居室の整備期間（清掃、設備修繕及び内装工事）の短縮を図り、空室期間を短縮することにより収入の確保に努めた。 ・臨海副都心エリアでモビリティシェアリングサービス（電動アシスト自転車・電動キックボード）を展開する民間事業者に令和 4 年 8 月から令和 7 年 3 月までの間、駐輪場の一部を有償により貸し出す契約を締結し、契約期間中（32 か月）に 1,901 千円（税込）の収入を確保し、令和 7 年度も契約を継続し、713 千円（税込）の収入を得た。 ・将来的なランニングコストの抑制が期待される設備の更新として、令和 3 年 9 月より進めていた共用部照明設備の LED 化を行った。 (2)入居状況 入居率の維持・向上に努めたが、令和 7 年度における平均入居率は 91.9% となり、令和 6 年度の平均入居率から 0.3 ポイント減となった。 ＜東京国際交流館の入居率＞ <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>（参考）令和 6 年度</th></tr><tr><td>91.9%</td><td>92.2%</td></tr></table>		令和 7 年度	（参考）令和 6 年度	91.9%	92.2%	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・入居率の維持・向上に向けた取組や、施設を有効活用することにより収入を得る取組、また、将来的なランニングコストの抑制が期待される照明器具の LED 化工事を行うことで、収支改善に努めつつ、居住者の安全安心の確保に努めたことは評価できる。 ・国際交流事業について、国際交流の拠点としての機能を維持すべく、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館において、多様な事業を展開し、居住者をはじめとした留学生等の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間の将来的な人的ネットワークの構築に貢献したこと及び対面による実施を主軸としつつも、内容によりオンラインの要素も加えながら確実にかつ安定して事業を実施したことは評価できる。また、東京都国際交流コンシェルジュ事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館の入居者を適切に小学校等
令和 7 年度	（参考）令和 6 年度									
91.9%	92.2%									

		を図るため、施設内の蛍光灯をLED照明に交換する工事を行う。 居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施する。 また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	へ派遣できたことも評価できる。 ・各地域において「留学生地域交流事業」を実施し、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流や相互理解の促進を図ったことは評価できる。 ・国家間の学生交流における協力関係を推進したことは評価できる。
		を 図 る た め、施 設 内 の 蛍 光 灯 を LED 照 明 に 交 換 す る 工 事 を 行 う。 居 住 経 験 者 の 大 学 等 の 枠 を 超 え た 同 窓 会 組 織 の 支 援、居 住 者 以 外 の 学 生 及 び 地 域 の 交 流 等、国 際 交 流 の 拠 点 と し て の 取 組 を 行 う こ と と し、国 際 塾、交 流 研 究 発 表 会 及 び 就 職 セ ミ ナ ー な ど の 国 際 交 流 事 業 を 実 施 す る。 ま た、外 国 人 留 学 生 と 日 本 人 学 生 と の 交 流 推 進・相 互 理 解 の 促 進 を 図 る た め の 事 業 を 実 施 す る。	また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。	へ派遣できたことも評価できる。 ・各地域において「留学生地域交流事業」を実施し、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流や相互理解の促進を図ったことは評価できる。 ・国家間の学生交流における協力関係を推進したことは評価できる。

＜東京国際交流館の入居者数内訳＞		
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
外国人留学生	638 人	635 人
日本人学生	23 人	32 人
研究者	66 人	64 人
計	728 人	730 人

(注)各月 10 日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3)収支の状況

＜東京国際交流館の収支の状況＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
収入	578,616 千円	564,995 千円
支出	729,668 千円	732,355 千円
収入－支出	△151,052 千円	△167,360 千円
収入÷支出	79.3%	77.1%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1)収支改善に向けた取組状況

- ・入居者を確保し、施設使用料(館費)を得るため、大学等からの推薦による入居者の募集(大学推薦方式)を行うことに加え、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室の入居者を確保するため、通常の募集(月 2 回)とは別にいつでも入居申請が可能な随時募集を行った。
- ・入居者の募集(配分方式)に当たり、大学等への意向調査を基に予め配分した居室で、30 日以上空室の状態が続き、入居申請がない居室について、配分の取消しを行うとともに、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行い、入居者の確保と入居率の維持・向上に努めた。

(2)入居状況

入居率の維持・向上に努めたため、令和 7 年度における平均入居率は 84.5%となり、令和 6 年度の平均入居率 82.3%から 2.2 ポイント増となった。

＜兵庫国際交流会館の入居率＞

令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
84.5%	82.3%

＜兵庫国際交流会館の入居者数内訳＞

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
外国人留学生	152 人	145 人
日本人学生	4 人	6 人
研究者	9 人	10 人
計	165 人	160 人

(注)各月 10 日時点の入居者数の年間平均値。四捨五入により計は一致しないことがある。

(3)収支の状況

＜兵庫国際交流会館の収支の状況＞

区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
収入	76,217 千円	73,031 千円
支出	105,740 千円	104,175 千円
収入－支出	△29,523 千円	△31,144 千円
収入÷支出	72.1%	70.1%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1)東京国際交流館における国際交流事業

- ・東京国際交流館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、東京国際交流館の入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。
- 各プログラムは、対面による実施を主軸としつつ、その性質に応じてオンラインでの実施とした。参加者からは、「楽しく国際交流できた」「勉強になった」という感想や、次回のプログラムを待望する声が上がった。
- ・東京都国際交流コンシェルジュ事務局からの協力依頼に基づき、東京国際交流館入居者の小学校等への派遣事業を行った。
- ・入居者以外も対象に、年度を通して、基礎知識だけでなく実践的な試験対策の知識が得られる、包括的な就職セミナーを実施した。

＜国際交流事業実施状況＞

プログラム	区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度
講演会「国際塾」	実施件数	2 件	2 件
	参加者数	97 人	78 人
交流研究発表会	実施件数	2 件	2 件
	参加者数	61 人	57 人
国際シンポジウム	実施件数	1 件	1 件
	参加者数、 視聴回数	52 人	14 人 97 回 (注 1)
地域住民等との交流(国際 交流フェスティバル)	実施件数	1 件	1 件
	参加者数	1,615 人	1,716 人
入居者交流事業(スタディツ アー)	実施件数	4 件	5 件
	参加者数	147 人	188 人
就職支援活動(キャリアフォ ーラム)	実施件数	14 件	14 件
	参加者数、 視聴回数	688 人 809 回 (注 2)	593 人 622 回 (注 2)
他機関との連携・協力	周知協力 団体数	7 団体 (注 3)	9 団体 (注 3)
	参加者数、 実施件数	60 人、 11 件 (注 4)	50 人、 11 件 (注 4)

(注 1) Zoomミーティングの記録と参加申込名簿を照合して割り出した視聴者数を視聴回数と計算。

(注 2) 公開から 30 日間(「オンラインJOB FAIR」のみ公開から 8 日間)の総視聴回数。

(注 3) 依頼に基づく周知協力団体数。

(注 4) 入居者派遣数の累計。

(2) 兵庫国際交流会館における国際交流事業

・兵庫国際交流会館の施設等を活用した以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会・文化への一層の理解の促進を図ると

				もに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。 参加者からは、「新しいことをたくさん学んだ」「参加できてうれしい」といった声が聞かれた。 <国際交流事業実施状況> <table><tr><th>プログラム</th><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考) 令和 6 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">講演会「国際塾」</td><td>実施件数</td><td>1 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>53 人</td><td>80 人</td></tr><tr><td rowspan="2">交流研究発表会</td><td>実施件数</td><td>－</td><td>3 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>－</td><td>140 人</td></tr><tr><td rowspan="2">地域住民等との交流(国際交流フェスティバル)</td><td>実施件数</td><td>1 件</td><td>1 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>838 人</td><td>803 人</td></tr></table> ・以下のプログラムは、兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業により実施。当該事業は兵庫国際交流会館の施設等を活用した留学生交流を推進する計画を公募し、委託契約により実施する事業であり、一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託した。 <国際交流拠点推進事業実施状況> <table><tr><th>プログラム</th><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考) 令和 6 年度</th></tr><tr><td rowspan="2">国際的視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成</td><td>実施件数</td><td>1 件</td><td>2 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>44 人</td><td>164 人</td></tr><tr><td rowspan="2">高度外国人材としての外国人留学生の日本定着に向けた取組</td><td>実施件数</td><td>14 件</td><td>25 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>2,067 人</td><td>1,789 人</td></tr><tr><td rowspan="2">多文化共生社会の実現を推進する事業</td><td>実施件数</td><td>10 件</td><td>12 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>353 人</td><td>479 人</td></tr><tr><td rowspan="2">外国人留学生支援・国際交流拠点としての情報発信事業と支援者間ネットワーク体制の強化</td><td>実施件数</td><td>2 件</td><td>7 件</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>77 人</td><td>122 人</td></tr></table>	プログラム	区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	講演会「国際塾」	実施件数	1 件	2 件	参加者数	53 人	80 人	交流研究発表会	実施件数	－	3 件	参加者数	－	140 人	地域住民等との交流(国際交流フェスティバル)	実施件数	1 件	1 件	参加者数	838 人	803 人	プログラム	区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度	国際的視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成	実施件数	1 件	2 件	参加者数	44 人	164 人	高度外国人材としての外国人留学生の日本定着に向けた取組	実施件数	14 件	25 件	参加者数	2,067 人	1,789 人	多文化共生社会の実現を推進する事業	実施件数	10 件	12 件	参加者数	353 人	479 人	外国人留学生支援・国際交流拠点としての情報発信事業と支援者間ネットワーク体制の強化	実施件数	2 件	7 件	参加者数	77 人	122 人	
プログラム	区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度																																																											
講演会「国際塾」	実施件数	1 件	2 件																																																											
	参加者数	53 人	80 人																																																											
交流研究発表会	実施件数	－	3 件																																																											
	参加者数	－	140 人																																																											
地域住民等との交流(国際交流フェスティバル)	実施件数	1 件	1 件																																																											
	参加者数	838 人	803 人																																																											
プログラム	区分	令和 7 年度	(参考) 令和 6 年度																																																											
国際的視野を持ち、国際社会で活躍できる人材の育成	実施件数	1 件	2 件																																																											
	参加者数	44 人	164 人																																																											
高度外国人材としての外国人留学生の日本定着に向けた取組	実施件数	14 件	25 件																																																											
	参加者数	2,067 人	1,789 人																																																											
多文化共生社会の実現を推進する事業	実施件数	10 件	12 件																																																											
	参加者数	353 人	479 人																																																											
外国人留学生支援・国際交流拠点としての情報発信事業と支援者間ネットワーク体制の強化	実施件数	2 件	7 件																																																											
	参加者数	77 人	122 人																																																											

研究・学習・キャリア支援	実施件数	9 件	11 件
	参加者数	453 人	437 人
日本文化・社会理解教育	実施件数	12 件	9 件
	参加者数	205 人	148 人
多文化多言語による国際交流促進	実施件数	4 件	4 件
	参加者数	119 人	110 人
生活支援	実施件数	-件	2 件
	参加者数	-人	15 人
日本語教育実践者の育成支援	実施件数	2 件	-
	参加者数	23 人	-
その他	実施件数	1 件	1 件
	参加者数	70 人	31 人

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。

令和 7 年度は一般公募により 60 件の応募があり、令和 7 年 4 月に 41 件を採択した(うち 1 件辞退)。

<採択状況(事業別)>(注)

(単位:件)

事業区分の種類		応募 件数	採択 件数
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	32	23
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	11	9
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	55	39
4	外国人留学生等の各種ネットワーク整備のための事業	8	7
合 計		106	78

(注)事業区分は複数選択できるため、地域別の応募件数・採択件数と一致していない。

					<table><tr><th colspan="3">＜採択状況(地域別)＞</th></tr><tr><th colspan="3">(単位:件)</th></tr><tr><th>地域</th><th>応募 件数</th><th>採択 件数</th></tr><tr><td>北海道</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>東北</td><td>8</td><td>5</td></tr><tr><td>関東</td><td>13</td><td>10</td></tr><tr><td>中部</td><td>12</td><td>9</td></tr><tr><td>近畿</td><td>14</td><td>8</td></tr><tr><td>中国</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>四国</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>九州</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>沖縄</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>60</td><td>41</td></tr></table>	＜採択状況(地域別)＞			(単位:件)			地域	応募 件数	採択 件数	北海道	3	3	東北	8	5	関東	13	10	中部	12	9	近畿	14	8	中国	4	4	四国	3	1	九州	3	1	沖縄	0	0	合 計	60	41	
＜採択状況(地域別)＞																																													
(単位:件)																																													
地域	応募 件数	採択 件数																																											
北海道	3	3																																											
東北	8	5																																											
関東	13	10																																											
中部	12	9																																											
近畿	14	8																																											
中国	4	4																																											
四国	3	1																																											
九州	3	1																																											
沖縄	0	0																																											
合 計	60	41																																											
					○国家間の学生交流における協力関係の確立 学生の国際的な移動及び高等教育の国際化の分野における協力を一層強化 意思を表明するため、在日フランス大使館と調整を行い、基本合意書を取 り交わした(3月31日)。																																								

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(1) 外国人留学生に対する支援

⑥ 卒業・修了後の支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
				<20>外国人留学生に対する就職支援の実施状況【B】 <21>日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況【B】	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	
日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。	優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するため、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。	国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした国内就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。	<20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況	○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施した。 ・開催日：令和7年6月17日～19日 ・内容： 文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供（資料ホームページ掲載）、東京経済大学准教授による講演（オンデマンド配信） ・「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」の個別満足度：83.9% ○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供 (1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 日本人学生と比べて就職活動に関する情報収集及び準備等で遅れがちな外国人留学生が事前に日本の採用制度及び就職活動の手順を理解することにより、それぞれのキャリアデザインに沿った就職を実現できるよう、「外国人留学生のための就活ガイド 2027」を作成した。日本語版、英語版をホームページに掲載するとともに、日本語版については冊子を作成し、大学等に配布することにより、就職に関する情報提供に努めた。 なお、作成に当たっては文部科学省との連携のもとデータ類を最新の情報に更新するとともに、就職活動日程のルールと実情を記載する等の工夫を行った。 (2)インターネット等による情報提供 Facebook ページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」において、	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 ・外国人留学生に対する就職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもと、大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援」を実施し、満足度 83.9%を得たことは評価できる。 ・就活ガイドや日本留学ネット等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。	

				外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。					
	卒業・修了後の外国人留学生に対しては、留学効果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実に図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。	帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度を実施するほか、SNSを活用して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。 また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日	<21> 日本留学経験者に対するフォローアップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況	○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している帰国外国人留学生に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供する事業を実施した。令和7年度は、29 大学 13 か国・地域 47 人を採用した。 また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書(令和7 年度分)をホームページで公開した。 ○日本留学ネット(Japan Alumni Global Network)の運用 Facebookページ「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」により、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英 2 か国語で発信した。また、令和 7 年 12 月には「日本留学ネット・Japan Alumni Global Network」のニュースレターを発行した。 <日本留学ネットのFacebookファン数> <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>174,877 件</td><td>117,869 件</td></tr></table> (注)Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。 ○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施 日本国内における外国人留学生による団体(以下、「留学生会」という。)の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として以下のとおり 11 団体を支援した。 また、令和 8 年 3 月に国内留学生会年次総会を対面とオンラインのハイブリッドで実施した。イベントは 2 部構成とし、第 1 部のボードメンバーミーティングでは、各留学生会の自己紹介と意見交換を行った。 第 2 部の座談会は、留学生会会員のみならず一般にも開かれたイベントとして実施した。質疑応答も積極的に行われ、ネットワーク構築・強化の促進が図られた。	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	174,877 件	117,869 件	<評定> B <評定根拠> ・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。 ・日本留学ネット(Japan Alumni Global Network)により日・英 2 か国語で情報を発信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、助成金団体等、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、留学経験者のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。 ・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施し、国内留学生会年次総会や交流イベントの実施を通じて、ネットワークの整備に努めたことは評価できる。
令和 7 年度	(参考)令和 6 年度								
174,877 件	117,869 件								

			本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。		＜国内で活動する留学生会への支援状況＞<table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>11 件</td><td>10 件</td></tr></table> ＜国内留学生会交流イベント＞<table><tr><th>内容</th><th>参加者数</th><th>実施日</th><th>使用施設</th></tr><tr><td>座談会</td><td>41 人 (注)</td><td>3/7</td><td>東京国際交流館メディアホール 対面及びオンライン</td></tr></table> (注)運営スタッフ数は含めない。	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	11 件	10 件	内容	参加者数	実施日	使用施設	座談会	41 人 (注)	3/7	東京国際交流館メディアホール 対面及びオンライン	
令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																	
11 件	10 件																	
内容	参加者数	実施日	使用施設															
座談会	41 人 (注)	3/7	東京国際交流館メディアホール 対面及びオンライン															

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(2) 日本人留学生に対する支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
意欲と能力のある日本人生徒・学生の海外留学を促進し、グローバルに活躍する人材の育成に資するため、海外留学への機運醸成や学資金支給事業に取り組む。				①海外留学に関する情報提供等の充実【A】 ②学資金の支給【B】		〈評定〉A 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成し、イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数については46回実施して目標値を大幅に上回ったことに加え、参加機関のニーズに応えるなど質の向上を図ったことからA評定とする。

① 海外留学に関する情報提供等の充実

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理するとともに、機構の奨学金受給経験者とのネットワーク	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実させる。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関に対して更なる情報提供の充実に「海外留学情報サイ	〈22〉日本人学生の海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを活用した海外留学に関する情報提供等の実施状況	○海外留学情報の収集・整理 「海外留学情報サイト」に掲載している留学事情や渡航手続等の情報について、一部の国・地域の情報を令和6年度に収集した最新の内容へと更新した。また、海外留学の実情についての情報を提供するため、海外留学を経験した者から留学体験談を適宜収集し、「海外留学情報サイト」に掲載した。さらに、最新の海外留学情報を迅速かつ正確に提供することを目的に、外国政府関係機関、地方自治体及び奨学金助成団体等に対して、奨学金等の募集内容の確認及び最新情報の提供依頼を行うとともに、機構及び他機関主催のイベント等を「海外留学情報サイト」を通じて積極的に広報した。これに加え、海外留学に関する情報の収集・整理の一環として、海外留学経験者の実態を把握することを目的とし、海外留学経験者の追跡調査を行った（調査結果については、令和8年3月に「海外留学情報サイト」に掲載。）。		〈評定〉A 〈評定根拠〉 ・留学事情や渡航手続等の情報を更新し、情報提供の充実に図ったことは評価できる。 ・海外留学を経験した者から留学体験談を適宜収集し、「海外留学情報サイト」に掲載していることは評価できる。 ・海外留学経験者の実態把握のため、海外留学経験者の

構築により留学経験を収集し、留学希望者や国内外の関係機関等へ情報提供を行う。また、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。	また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。加えて、海外留学支援制度における海外大学卒業生とのネットワークを構築し、奨学金制度利用者の活躍事例を活用した情報提供を行う。 更に、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関と連携し、海外留学を推進する取組を実施する。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関	ト」を適切に運営する。 また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、都道府県教育委員会等の国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、海外留学希望者のニーズに対応した留学情報の提供及び留学相談に努める。加えて、海外留学フェア等の説明会の開催にあたり、海外留学支援制度における奨学金制度利用者の協力を得て、活躍事例を活用した情報提供を行うこととし、イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を年間 30	S：イベント実施及び協力回数が A 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：36 回以上 B：30 回以上 36 回未満 C：24 回以上 30 回未満 D：24 回未満	＜「海外留学情報サイト」アクセス件数＞ <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>1,269,029 件</td><td>1,307,728 件</td><td>97.0%</td></tr></table> ○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力 令和 7 年度の機構主催イベントの実施及び他機関実施イベントの協力状況については、合計 46 回であり、計画値に定める回数を上回った。機構主催イベントにおいては、海外留学支援制度の奨学金受給者や元受給者の協力を得て、海外留学経験者の体験談を中心としたセミナーや座談会等を実施した。 (1)海外留学フェア実施状況 諸外国の教育制度、教育機関の情報や留学生受入れ体制、安全・生活等について、信頼性が高く最新の確かな情報を提供するため、在日外国公館等 31 機関の参加協力を得て実施した。実施に当たっては、留学希望者が効果的に留学準備を進められるよう、在日外国公館等による個別相談ブースの設置、海外留学支援制度の元受給者等による留学経験者交流コーナーの設置や機構による奨学金相談コーナーを設置し、来場者と個別相談を行うなど海外留学フェアの充実を図った。また、令和 6 年度実施時の参加機関からの声を踏まえ、参加機関が実施するセミナーの会場を 3 会場に増やし、セミナーの数を増やすとともに参加者が情報収集しやすいようタイムテーブルを工夫した。これにより、令和 7 年度においては、セミナーの参加者数が延べ 1,688 人に増加した(参考：令和 6 年度は延べ 1,476 人)。 ＜海外留学フェア実施状況＞ <table><tr><th>開催地</th><th>日時</th><th>会場</th><th>来場者</th></tr><tr><td>東京</td><td>7 月 26 日</td><td>赤坂インターシティコンファレンス</td><td>975 人</td></tr></table> (2)海外留学説明会実施状況 海外留学希望者の関心が高い海外貸与奨学金や海外留学支援制度等の情報について、年間を通してオンライン説明会を行った。留学を希望する幅広い層が参加しやすいよう、JASSO 奨学金セミナーとして 45 分程度のセミナーを計 6 回開催した。また、留学経験者の生の声を届けるため、テーマごとに海外留学経験者から経験談を直接聞ける留学経験者セミナーを計 7 回開催し、年間を通じて合計 13 回開催して奨学金や留学経験談について情報発信を行った。	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比	1,269,029 件	1,307,728 件	97.0%	開催地	日時	会場	来場者	東京	7 月 26 日	赤坂インターシティコンファレンス	975 人	追跡調査を行ったことは評価できる。 ・イベント実施及び他機関実施イベントへの協力回数について、年度計画値を超えて情報提供機会を提供したことは評価できる。 ・機構主催のイベントにおいて、海外留学支援制度の奨学金受給者や元受給者の協力を得て、参加者に受給者の生の声を届けられるよう努めていることや個別相談の機会を設けて実施していることは評価できる。 ・海外留学フェアにおいて、セミナー会場を増やし、参加機関のニーズを満たすことでイベントの質を向上させたことは評価できる。
令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比																	
1,269,029 件	1,307,728 件	97.0%																	
開催地	日時	会場	来場者																
東京	7 月 26 日	赤坂インターシティコンファレンス	975 人																

	が実施するイベントへの協力回数を年間30回以上とする。	回以上とする。	<table><tr><th colspan="4">＜海外留学オンライン説明会実施状況＞</th></tr><tr><th>内容</th><th>日時</th><th>回</th><th>参加者</th></tr><tr><td rowspan="6">JASSO 奨学金セミナー</td><td>5月15日</td><td>第1回</td><td>330人</td></tr><tr><td>6月25日</td><td>第2回</td><td>148人</td></tr><tr><td>8月20日</td><td>第3回</td><td>157人</td></tr><tr><td>9月11日</td><td>第4回</td><td>132人</td></tr><tr><td>11月18日</td><td>第5回</td><td>81人</td></tr><tr><td>12月2日</td><td>第6回</td><td>181人</td></tr><tr><td rowspan="7">留学経験者セミナー</td><td>6月29日</td><td>第1回</td><td>48人</td></tr><tr><td>8月24日</td><td>第2回</td><td>93人</td></tr><tr><td>9月30日</td><td>第3回</td><td>87人</td></tr><tr><td>10月23日</td><td>第4回</td><td>113人</td></tr><tr><td>12月21日</td><td>第5回</td><td>67人</td></tr><tr><td>1月28日</td><td>第6回</td><td>95人</td></tr><tr><td>2月26日</td><td>第7回</td><td>46人</td></tr></table> (3)他機関実施イベントへの協力状況 関係機関が主催する留学フェアや説明会の多くは対面開催され、一部におけるオンラインによるものを含め積極的な協力を行い、合計で 32 回協力した。 <table><tr><th colspan="3">＜海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況＞</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td>海外留学フェア</td><td>1回</td><td>1回</td></tr><tr><td>海外留学説明会</td><td>13回</td><td>13回</td></tr><tr><td>他機関実施イベントへの協力</td><td>32回</td><td>34回</td></tr><tr><td>全体</td><td>46回</td><td>48回</td></tr></table>	＜海外留学オンライン説明会実施状況＞				内容	日時	回	参加者	JASSO 奨学金セミナー	5月15日	第1回	330人	6月25日	第2回	148人	8月20日	第3回	157人	9月11日	第4回	132人	11月18日	第5回	81人	12月2日	第6回	181人	留学経験者セミナー	6月29日	第1回	48人	8月24日	第2回	93人	9月30日	第3回	87人	10月23日	第4回	113人	12月21日	第5回	67人	1月28日	第6回	95人	2月26日	第7回	46人	＜海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況＞			区分	令和7年度	(参考)令和6年度	海外留学フェア	1回	1回	海外留学説明会	13回	13回	他機関実施イベントへの協力	32回	34回	全体	46回	48回
＜海外留学オンライン説明会実施状況＞																																																																						
内容	日時	回	参加者																																																																			
JASSO 奨学金セミナー	5月15日	第1回	330人																																																																			
	6月25日	第2回	148人																																																																			
	8月20日	第3回	157人																																																																			
	9月11日	第4回	132人																																																																			
	11月18日	第5回	81人																																																																			
	12月2日	第6回	181人																																																																			
留学経験者セミナー	6月29日	第1回	48人																																																																			
	8月24日	第2回	93人																																																																			
	9月30日	第3回	87人																																																																			
	10月23日	第4回	113人																																																																			
	12月21日	第5回	67人																																																																			
	1月28日	第6回	95人																																																																			
	2月26日	第7回	46人																																																																			
＜海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況＞																																																																						
区分	令和7年度	(参考)令和6年度																																																																				
海外留学フェア	1回	1回																																																																				
海外留学説明会	13回	13回																																																																				
他機関実施イベントへの協力	32回	34回																																																																				
全体	46回	48回																																																																				

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

2 留学生支援事業

(2) 日本人留学生に対する支援

② 学資金の支給

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																															
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価																									
	諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。	グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を適切に実施する。 また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施	海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を適切に実施する。 また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施	＜23＞ 日本人留学生に対する学資金支給の的確な実施状況	○海外留学支援制度（協定派遣）の実施 我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が、諸外国・地域の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて諸外国・地域の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査の上、以下のとおり採択した。また、採択されたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。 (1)プログラムの採択状況 プログラム枠として各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムを、重点枠としてグローバル化を一層推進する観点から該当するプログラムを、それぞれ以下のとおり採択した。 ＜海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数＞（単位：件） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考) 令和6年度</th></tr><tr><td colspan="2">プログラム枠</td><td>1,077</td><td>1,152</td></tr><tr><td rowspan="4">重点枠</td><td>スーパーグローバル大学創成支援事業</td><td>31</td><td>36</td></tr><tr><td>大学の世界展開力強化事業</td><td>77</td><td>71</td></tr><tr><td>大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業</td><td>12</td><td>7</td></tr><tr><td>人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業</td><td>2</td><td>-</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>1,199</td><td>1,266</td></tr></table> (2)支援内容 奨学金月額：80,000 円～120,000 円（留学先地域により異なる） 渡航支援金：160,000 円（一定の家計基準を満たす者が対象） 10,000 円（一定の派遣期間を満たす者が対象）	区分		令和7年度	(参考) 令和6年度	プログラム枠		1,077	1,152	重点枠	スーパーグローバル大学創成支援事業	31	36	大学の世界展開力強化事業	77	71	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	12	7	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2	-	計		1,199	1,266	〈評定〉B 〈評定根拠〉 ・海外留学支援制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施したことは評価できる。 ・海外留学支援制度（協定派遣）では、事前・事後研修に係る事例や研修用動画を学校関係者が管理システムから閲覧できるようにし、留学効果を高めるための取組を進めたことや、長期のプログラムを優先的に採択する等、留学期間の長期化を促す取組を行ったことは評価できる。 ・海外留学支援制度（学部学位取得型）について、採用者を対象に事前オリエンテーションを行い、有用な情報や知識を提供したことは評価できる。 ・海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）については、ホームページでの広報や関係機関への案内の郵送、説明会への参加等、関係機関及び支援希望者に対して制度の周知を効果的に行ったことは評価できる。 ・官民協働海外留学支援制度
区分		令和7年度	(参考) 令和6年度																												
プログラム枠		1,077	1,152																												
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援事業	31	36																												
	大学の世界展開力強化事業	77	71																												
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	12	7																												
	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2	-																												
計		1,199	1,266																												

に加え、第4期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行う。

に加え、様々な国の戦略を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行う。
海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）においては、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努めつつ、適切に募集・採用を実施する。

(3)令和7年度支援実績

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者数)〉 (単位:人)

区分		令和7年度	(参考) 令和6年度
プログラム枠		9,926	9,803
重点枠	スーパーグローバル大学創成支援事業	1,206	1,210
	大学の世界展開力強化事業	976	749
	大学の国際化によるソーシャルインパクト創出支援事業	345	65
	人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	7	-
計		12,460	11,827

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(継続支援者数)〉 (単位:人)

令和7年度	(参考)令和6年度
3,407	3,098

(4)留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況
帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策として、学生交流創成タイプ(タイプA)として申請する協定派遣プログラムについて、プログラム日数を31日以上1年以内の期間を対象としたほか、採択の際も1学期以上等のより長期のプログラムを優先的に採択した。

(5)「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用
プログラム枠の募集において、「トビタテ！留学JAPAN」の手法を要素として取り入れたプログラムを学修形態「トビタテ！」として申請可能とした。
また、引き続き、「トビタテ！留学JAPAN」の施策において実施している事前・事後研修を海外留学支援制度(協定派遣)においても実施を推奨することとし、プログラム作成時に事前・事後研修の好事例を参考とできるよう学校関係者用の管理システムに掲載したほか、事前・事後研修用動画を公開した。

について広報活動、イベント開催などの取組を円滑に実施したことは評価できる。

・支援企業と連携して、官民協働海外留学支援制度の事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めることに取り組んだことは評価できる。

・トビタテ第2ステージとして新たに令和9年度までに派遣人数5千人を目指し、「官民協働海外留学支援制度(トビタテ！留学JAPAN)」新・日本代表プログラムの大学生等対象第17期及び高校生等対象第10期派遣留学生を予定しており採用し、留学生の支援を円滑に実施したことは評価できる。

意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き、2027年度までの派遣人数5千人の目標達成に向け、日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2028年度以降の事業の在り方について検討する。	官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027年度までの派遣人数5千人の目標達成に向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。	官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」第2ステージについて、引き続き民間企業等からの寄附金を募り、2027年度までの派遣人数5千人の目標達成に向けて、高校生等、大学生等の募集を引き続き行うとともに、高校生等向けの都道府県単位で実施する拠点形成支援事業による募集を推進する。また、計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプロ	○海外留学支援制度(学部学位取得型)の実施 留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象とした、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を実施した。 (1)支援内容 <table><tr><th>区分</th><th>支援内容</th></tr><tr><td>令和6年度以降の採用者</td><td>奨学金月額:139,000円～352,000円</td></tr><tr><td>令和5年度以前からの継続者</td><td>奨学金月額: 63,000円～144,000円 授業料実費(年度上限 3,000,000円)</td></tr></table> (注)奨学金月額は留学先地域により異なる 令和6年度採用者より、授業料は奨学金月額に含む (2)令和7年度支援実績 以下のとおり、支援を実施した。 <海外留学支援制度(学部学位取得型)支援実績> (単位:人) <table><tr><th>区分</th><th>支援人数</th></tr><tr><td>令和7年度新規採用者</td><td>118</td></tr><tr><td>令和6年度以前からの継続者</td><td>196</td></tr></table> (3)令和8年度の募集・選考 以下のとおり、令和8年度採用者の募集、選考を行った。また、都道府県教育委員会から推薦を受け付ける「都道府県推薦枠」の試行を行った。 <海外留学支援制度(学部学位取得型)採用実績> (単位:人) <table><tr><th>区分</th><th>令和8年度</th><th>(参考)令和7年度</th></tr><tr><td>応募者数</td><td>408(32)</td><td>371(32)</td></tr><tr><td>採用者数</td><td>140(31)</td><td>118(32)</td></tr></table> (注)()内の数字は都道府県推薦枠の実績で内数 (4)効果的な周知の実施状況 海外留学支援制度(学部学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。	区分	支援内容	令和6年度以降の採用者	奨学金月額:139,000円～352,000円	令和5年度以前からの継続者	奨学金月額: 63,000円～144,000円 授業料実費(年度上限 3,000,000円)	区分	支援人数	令和7年度新規採用者	118	令和6年度以前からの継続者	196	区分	令和8年度	(参考)令和7年度	応募者数	408(32)	371(32)	採用者数	140(31)	118(32)
区分	支援内容																							
令和6年度以降の採用者	奨学金月額:139,000円～352,000円																							
令和5年度以前からの継続者	奨学金月額: 63,000円～144,000円 授業料実費(年度上限 3,000,000円)																							
区分	支援人数																							
令和7年度新規採用者	118																							
令和6年度以前からの継続者	196																							
区分	令和8年度	(参考)令和7年度																						
応募者数	408(32)	371(32)																						
採用者数	140(31)	118(32)																						

		グラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。	①募集案内等の郵送 募集概要の機構ホームページへの掲載に併せて、全国教育委員会、知事部局及びスーパーグローバルハイスクール採択校等の高等学校の関係機関に募集案内を郵送した。高等学校には生徒用の広報チラシを同封した(令和7年7月)。 ②説明会の実施 機構主催の海外留学フェア(令和7年7月26日)や海外留学オンライン説明会(JASSO 奨学金セミナー)(うち5回)において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。 ③紹介動画の掲載 「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。 (5)事前オリエンテーションの実施 国費留学生としての自覚を促し、必要な情報を提供することを目的として、事前オリエンテーションを実施した。 令和8年度採用者を対象とした事前オリエンテーションは、令和8年3月19日にオンラインで実施した。 ○海外留学支援制度(大学院学位取得型)の実施 留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を推進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(大学院学位取得型)」を実施した。 (1)支援内容 <table><tr><th>区分</th><th>支援内容</th></tr><tr><td>令和6年度以降の採用者</td><td>奨学金月額:177,000円～388,000円</td></tr><tr><td>令和5年度以前からの継続者</td><td>奨学金月額:98,000円～180,000円 授業料実費(年度上限3,000,000円)</td></tr></table> (注)奨学金月額は留学先地域により異なる 令和6年度採用者より、授業料は奨学金月額に含む (2)令和7年度支援実績 以下のとおり、支援を実施した。	区分	支援内容	令和6年度以降の採用者	奨学金月額:177,000円～388,000円	令和5年度以前からの継続者	奨学金月額:98,000円～180,000円 授業料実費(年度上限3,000,000円)
区分	支援内容								
令和6年度以降の採用者	奨学金月額:177,000円～388,000円								
令和5年度以前からの継続者	奨学金月額:98,000円～180,000円 授業料実費(年度上限3,000,000円)								

＜海外留学支援制度(大学院学位取得型)支援実績＞ （単位:人）

区分	支援人数
令和 7 年度新規採用者	177
令和 6 年度以前からの継続者	260

(3)令和 8 年度の募集・選考

以下のとおり、令和 8 年度採用者の募集、選考を行った。また、世界トップレベル大学の理系博士課程への派遣を重点的に推進することを目的として「特別枠」を設けて実施した。

＜海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績＞ （単位:人）

区分	令和 8 年度	(参考)令和 7 年度
応募者数	683(87)	741(106)
採用者数	175(10)	177(10)

(注)()内の数字は特別枠の実績で内数

(4)効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度(大学院学位取得型)の周知として、以下の取組を実施した。

①募集案内等の郵送

募集概要等の機構ホームページへの掲載に併せて、全国の国公立大学及び在日の外国大使館等の関係機関に募集要項を郵送した(令和 7 年 9 月)。

②説明会の実施

機構主催の海外留学フェア(令和 7 年 7 月 26 日)や海外留学オンライン説明会(JASSO 奨学金セミナー)(うち 5 回)において制度概要について周知するとともに、留学希望者に対し質問対応を行った。

③紹介動画の掲載

「海外留学情報サイト」に制度の概要を紹介する動画を掲載した。

○官民協働海外留学支援制度(トビタテ！留学JAPAN)の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度(トビタテ！留学JAPAN)」を推進している。コロナ禍で落ち込んだ

				日本人留学生数を少なくともコロナ禍前の水準に回復することを目指し、産学官挙げてのグローバル人材育成の取組を強化する方針の実現に向けて令和 5 年度から開始したトビタテ第 2 ステージの一環として、「官民協働海外留学支援制度(トビタテ！留学JAPAN)」の新・日本代表プログラムの大学生等対象(第 17 期)及び高校生等対象(第 10 期)の令和 7 年度派遣留学生を募集、選考及び採用し、支援を行った。また、令和 8 年度(大学生等対象(第 18 期)及び高校生等対象(第 11 期)派遣留学生の募集を開始した。 さらに、令和 5 年度より、全国各地に高校生等の海外留学を応援する留学モデル拠点地域を形成するため、都道府県が実施する地域事業を採択し、採択された都道府県において留学に係る地域テーマ等を設定し、派遣する高校生等の募集・選考を行う「拠点形成支援事業」を実施しており、令和 6 年度の 2 県の採択に続き、令和 7 年度は群馬県、富山県、京都府、和歌山県、徳島県、福岡県の 6 府県を採択した。 (1)大学生等対象プログラム 大学生等対象のプログラムは、イノベーターコース、STEAMコース及びダイバーシティコースから構成される。 ①支援内容 以下の内容で、令和 7 年度(第 17 期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。 ＜令和 7 年度(第 17 期)＞ <table><tr><td>奨学金(月額)</td><td>留学先国・地域により区分：16 万円、12 万円 [家計基準を超える者は一律 6 万円]</td></tr><tr><td>留学準備金(定額) ※</td><td>15 万円(アジア地域)、25 万円(アジア地域以外)</td></tr><tr><td>授業料(定額)</td><td>大学・大学院等において留学計画に沿った専門分野を学ぶ授業の授業料が対象 30 万円</td></tr></table> ※円安や物価高騰に鑑み、6 万円(アジア地域)、10 万円(アジア地域以外)を増額して支給。 ②募集・選考に係る実績 新・日本代表プログラムについて、令和 7 年度(第 17 期)派遣留学生の募集・選考を行った。また、令和 8 年度(第 18 期)派遣留学生の募集を開始した。	奨学金(月額)	留学先国・地域により区分：16 万円、12 万円 [家計基準を超える者は一律 6 万円]	留学準備金(定額) ※	15 万円(アジア地域)、25 万円(アジア地域以外)	授業料(定額)	大学・大学院等において留学計画に沿った専門分野を学ぶ授業の授業料が対象 30 万円
奨学金(月額)	留学先国・地域により区分：16 万円、12 万円 [家計基準を超える者は一律 6 万円]									
留学準備金(定額) ※	15 万円(アジア地域)、25 万円(アジア地域以外)									
授業料(定額)	大学・大学院等において留学計画に沿った専門分野を学ぶ授業の授業料が対象 30 万円									

＜第 17 期コース別内訳＞

コース名	応募者数 (新大学 1 年生含む)	採用者数 (新大学 1 年生含む)
イノベーターコース	118 人	49 人
STEAMコース	338 人	102 人
ダイバーシティコース	748 人	117 人
合計	1,204 人	268 人

(2)高校生等対象プログラム

高校生等を対象としたプログラムは、令和 7 年度(第 10 期)においては、マイ好奇心探究コース、社会課題探究コース、STEAM探究コース及びスポーツ・芸術探究コースから構成される。

(令和 7 年度にSTEAM探究コースを新設)

①支援内容

以下の内容で、令和 7 年度(第 10 期)に採用した派遣留学生に対して奨学金等の支援を行った。

＜令和 7 年度(第 10 期)＞

奨学金(月額)	留学先国・地域により区分:16 万円、12 万円 (家計基準を超える者は一律 6 万円)
留学準備金(定額) ※	15 万円(アジア地域)、25 万円(アジア地域以外)

※円安や物価高騰に鑑み、6 万円(アジア地域)、10 万円(アジア地域以外)を増額して支給。

②募集・選考に係る実績

令和 7 年度(第 10 期)派遣留学生の募集・選考を行った。また、令和 8 年度(第 11 期)派遣留学生の募集を実施している。

＜第 10 期コース別内訳＞

コース別	応募者数 (※うち第二日程)	採用者数 (※うち第二日程)
マイ好奇心探究コース	919 人(174 人)	281 人(50 人)
社会課題探究コース	561 人(111 人)	179 人(40 人)
STEAM探究コース	117 人(12 人)	101 人(7 人)
スポーツ・芸術探究コース	289 人(70 人)	156 人(32 人)
合計	1,886 人(367 人)	717 人(129 人)

※新高校 1 年生のみ対象

(3)拠点形成支援事業

高校生等を対象に、地域の将来をリードし得るグローバル人材の育成に取り組む留学モデル拠点地域を都道府県単位で作る「拠点形成支援事業」において、以下の地域事業を採択した。

令和 6 年度までに採択された各地域事業においては、募集・選考を行い、以下の地域事業別採用実績のとおり派遣留学生を採用し、採用者の支援をした。なお、令和 7 年度に採択された各地域事業については、令和 8 年度の派遣に向けて準備を行っている。さらに、令和 7 年度に拠点形成支援事業の支援が終了する令和 5 年度採択の 3 県については、自らの財源により、継続して高校生等の留学を支援することとしており、トビタテ！留学 JAPAN アライアンス事業として、希望者は事前・事後研修や派遣留学生のネットワークに参加できることとした。

〈拠点形成支援事業における地域事業の採択状況〉

採択年度	採択地域
令和 5 年度	石川県、静岡県、滋賀県
令和 6 年度	福島県、高知県
令和 7 年度	群馬県、富山県、京都府、和歌山県、徳島県、福岡県

〈第 10 期地域事業別採用実績〉

地域名	地域事業の名称	応募者数	採用者数
石川県	いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業	79 人	58 人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	110 人	51 人
滋賀県	未来を描け！滋賀の海外留学応援プログラム	60 人	57 人
福島県	ふくしまの未来を担うグローバル人材育成事業	34 人	32 人
高知県	こうち未来創造グローバル人材育成事業～高校生の留学支援～	50 人	31 人

・支援内容

各地域事業に対して奨学金や運営経費の 2 分の 1 の支援等を行った。

(4)審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、オンラインを活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効

				率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。 (5)制度の周知に向けた取組 電車中吊り広告や駅貼りポスター、空港でのデジタルサイネージ広告(無償)の展開など、支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、チラシの制作、イベント、SNS活用及びメディア掲載などを通じて、更なる周知を図るとともに、メディアへの働きかけを実施した。 留学準備や留学の目的意識を醸成するための動画やWEBコンテンツ等の作成に尽力した。 (6)各種イベント等の実施 ①留学体験発表会 全国での留学機運の醸成のため、本制度で採用された派遣留学生による、留学成果報告の場として、「留学体験発表会」を大阪、東京及びオンライン 2 回、合計 4 回実施した。大阪、東京では募集説明会を併せて実施し、1,683 人が参加した。 ②公式SNSを通じた留学啓発情報の発信の強化 海外や留学への関心を喚起するために、留学経験者のリアルについてのインタビューや座談会といった現地での留学中の様子を伝える動画や Instagram の投稿を強化した。 ③地方での出張授業の提供 拠点形成支援事業における採択地域の希望校 8 校に対して派遣留学生や海外進学経験者による講演を実施し、総計 1,000 人以上が参加した。これにより、留学への関心を高める機会を提供した。 (7)寄附金募集活動 令和 7 年度は、前年度までの活動で第 2 ステージ目標とする寄附金の獲得に目処が立っていることから、支援企業・団体への活動報告を重点的に実施した。支援企業・団体へと新・日本代表プログラムの事業進捗等を中心に報告を行うことで、寄附金をどのように活用しているのかについて説明することとあわせ、当事業への共感・理解を得ることを目的とした。活動報告を行った支援企業・団体は 60 に上る。また、令和 7 年度においては新規の寄附決定企業は 3 社(寄附計画額:256 万円)であった。 個人寄附については、オーナー企業や財団等へのアポイントメントを 29 件行い、今後の寄附依頼に向けて関係性の構築に努めた。また、オンラインでの個人寄附は定期的な高額寄附(月 100 万円)も続き、989 件の寄附をいただき、1,500 万円以上の実績を継続している。	
--	--	--	--	---	--

○第2ステージ期間中(令和5年度～令和9年度)派遣人数5千人へ向けた取組状況

令和5年度より第2ステージを開始し、新たに令和9年度までに派遣留学生5千人を目指し、令和7年度は大学生等対象(第17期)及び高校生等対象(第10期)の募集・採用を行った。

＜派遣年度別採用状況(累計)＞トビタテ！留学 JAPAN 第2ステージ

目標		5,000 人			
採用者累計		3,296 人			
		大学生等		高校生等	
		応募者数	採用者数	応募者数	採用者数
合計		3,929 人	796 人	6,577 人	2,500 人
令和5年度		1,356 人	261 人	2,238 人	708 人
令和6年度		1,369 人	267 人	1,955 人	716 人
		-	-	165 人	130 人
令和7年度		1,204 人	268 人	1,886 人	717 人
		-	-	333 人	229 人

※令和6、7年度の高校生等の下段は拠点形成支援事業

○留学前・留学後の研修

・「官民協働海外留学支援制度(トビタテ！留学 JAPAN)」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。

実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスをを行う等、より効果的な学習機会を提供できるよう努めている。

・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。

・令和7年度は、事前研修・事後研修のいずれも対面で実施した。

・令和7年度は、大学生等対象第17期及び高校生等対象・拠点形成支援事業第10期の事前研修を実施し、留学後、帰国した大学生等対象第15期～第17期及び高校生等対象第8期～第10期の派遣留学生を対象とした事後研修を開催した。

(1)大学生等対象の事前研修(第17期)

①目的

・留学に向けた Readiness 形成

- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

②プログラム概要

国内でのつながりだけでなく、活動・コミュニティを世界規模に拡大することで、世界のリーダーと共に社会課題に挑むネットワークを構築するためのセッション等を実施した。

- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーたちを招へいた講演
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション等

③令和7年度開催実績

開催方法	開催日程数	参加者数
対面	4回	251人

(2)大学生等対象(第15期～第17期)の事後研修

①目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理
- ・コミュニティの醸成

②プログラム概要

事後研修は1泊2日の宿泊研修とし、以下を実施した。

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・多様な領域で活躍する若手リーダーやトビタテOB及びOGによるパネルディスカッション
- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーやハブ人材を招へいた講演や講義・助言
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション等

③令和7年度開催実績

開催方法	開催日程数	参加者数
対面(宿泊研修)	5回	236人

				(3)高校生等対象の事前・事後研修 令和 7 年度に採用した高校生等対象第 10 期派遣留学生及び拠点形成支援事業に採用された第 10 期派遣留学生に対して事前研修(半日)を実施した。また、留学を終了した第 8 期～第 10 期派遣留学生に対して事後研修(1 日)を実施した。 <事前研修(第 10 期生)開催実績> <table><tr><th>開催方法</th><th>開催日程数</th><th>参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 10 期生)</th></tr><tr><td>対面</td><td>3 回</td><td>928 人(226 人)</td></tr><tr><td>オンライン</td><td>1 回</td><td>2 人(1 人)</td></tr></table> ※対面の事前研修に参加できなかった者を対象にオンラインで代替研修を実施した。 <事後研修開催実績> <table><tr><th>期</th><th>開催方法</th><th>開催日程数</th><th>参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 9 期及び 10 期生)</th></tr><tr><td>第 8 期～第 10 期 合同</td><td>対面</td><td>12 回</td><td>956 人(232 人)</td></tr></table>	開催方法	開催日程数	参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 10 期生)	対面	3 回	928 人(226 人)	オンライン	1 回	2 人(1 人)	期	開催方法	開催日程数	参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 9 期及び 10 期生)	第 8 期～第 10 期 合同	対面	12 回	956 人(232 人)	
開催方法	開催日程数	参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 10 期生)																				
対面	3 回	928 人(226 人)																				
オンライン	1 回	2 人(1 人)																				
期	開催方法	開催日程数	参加者数 (うち拠点形成支援事業の第 9 期及び 10 期生)																			
第 8 期～第 10 期 合同	対面	12 回	956 人(232 人)																			

Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 学生生活支援事業

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
予算額(千円)	292,546	287,552				
決算額(千円)	350,144	339,116				
経常費用(千円)	331,275	327,422				
経常利益(千円)	△13,924	6,993				
行政コスト(千円)	331,275	327,422				
従事人員数(人)	23	24				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
全ての大学等において障害のある学生等に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、機構は、大学等における障害学生支援の取組の促進を図ることが期待されている。また、産学で合意された新たな類型に基づくインターンシ	政府方針に基づき、大学等における障害のある学生への修学支援や、学生のキャリア教育・就職支援等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的	政府方針に基づき、大学等における学生生活支援において、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものについて、問題の把握、分析、先進的		(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供【B】 (2) 障害のある学生等に対する支援【B】 (3) キャリア教育・就職支援【B】	〈評定〉 B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	

ップをはじめとした学生のキャリア形成支援・就職支援に係る取組の促進を図ること等、学生生活支援において、政策上特に重要性の高いもの等について、大学等の取組を促進することが期待されている。 このことを踏まえ、次の目標に従い事業を実施することとする。	取組の共有等を行うとともに、総合的な情報提供の充実を図る。				
--	--	--	--	--	--

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実や大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。	大学等における学生生活状況について調査・分析を実施し、国の施策等の充実に資するよう情報提供等を実施する。 また、大学等における学生生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、学生を取り巻く諸問題や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう、先進的な取組等に関する情報提供等を実施する。	令和6年度に実施した「学生生活調査」、「高等専門学校学生生活調査」、「専門学校学生生活調査」の結果については、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。 各大学等における学生生活支援の取組状況について、先進的な取組も含め実態を把握するために、「大学等における学生生活支援の取組状況に関する調査」を実施する。 さらに、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先	<24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況	○学生生活調査等 - 大学等における学生生活の実態について把握するため、大学、短期大学、大学院の学生を対象とした「学生生活調査」、高等専門学校の学生を対象とした「高等専門学校学生生活調査」、専修学校(専門課程)の学生を対象とした「専門学校学生生活調査」を隔年で実施している。 - 令和7年度は、令和6年度に実施した調査について、集計及び外部有識者による分析を行い、令和8年3月に機構のホームページにて調査結果を公表した。(大学院分については、調査内容をより実態に沿ったものに修正したため、試行として公表。) - 回答率の向上に向け、令和8年度に実施する調査での改善を図るため、調査結果(回答傾向)の分析及び学校・学生からの意見収集等による検証実施に向けた準備を進めた。(令和8年度実施予定) ○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 - 大学等における学生支援の現状及びニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、隔年で調査を実施している。 - 令和7年度は、大学等における学生支援の取組状況に関する調査協力者会議の審議を踏まえ調査票を決定し、従前の回答票データの提出による調査からオンラインによる調査に変更して、令和8年2月～令和8年3月に実施した。あわせて、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、学生相談およびキャリア教育・就職支援をテーマに3校を選定し、現地調査を実施した。 - また、令和5年度までの調査結果の分析から、コロナ禍を経て得られた知見等の情報提供及び議論の場として、大学等における学生支援の取組状況に関するシンポジウム「『空間』と『場』から学生支援を捉え直すー日本学生支援機構『大学等における学生支援の取組状況に関する調査』の分析からー」を開催した。 (1)日程 令和8年3月3日 (2)実施方法 ①対面形式 ②当日の録画をオンデマンド配信予定(申込制、令和8年度実施)	<評価> B <評価根拠> - 学生生活調査、高等専門学校学生生活調査及び専門学校学生生活調査については、継続調査として調査結果を取りまとめ、公表したことは評価できる。また、令和8年度に実施する調査での改善に向けた準備を進めたことは評価できる。 - 大学等における学生支援の取組状況に関する調査をオンラインで実施したことは評価できる。また情報提供及び議論の場としてシンポジウムを開催したことは評価できる。 - 喫緊の課題として、社会情勢の変化等によりもたらされる新たな依存症問題に着目し、学生生活への影響や解決に向けた取組を紹介するセミナーを開催して支援の拡充を促したことは評価できる。 また、開催にあたり、オンライン形式とすることで、多くの大学等教職員の参加機会を拡大したことは評価できる。	

		進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。	(3)対象 大学、短期大学及び高等専門学校で主に学生支援に携わる教職員 (4)実施概要 ①分析報告 「ピア・サポート・課外活動から見える大学コミュニティ形成の可能性」 「「空間」と「場」が交差する生活支援(学生寮)と学生対応の状況から考える」 「岐路に立つ大学と学生支援組織 ―コロナ禍の経験はどのように受け止められたのか?―」 ②パネルディスカッション・質疑応答 (5)参加登録者数・参加者数 ①参加登録:60人(52校) ②参加者:55人(47校) (6)参加者アンケート結果 満足度:94.6% 「コロナ禍前後の学生支援の変化について学ぶことができた」「パネルディスカッションでは具体例も伺え勉強になった」「海外の状況についても話があり、参考になる部分があった」等の意見が寄せられた。 ○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の実施 学生を取り巻く諸問題や大学、短期大学及び高等専門学校における学生支援に関する喫緊の課題をテーマとして、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。 令和7年度は、市販薬やオンラインゲーム等の日常生活で身近にあるものによる若い世代の依存症が問題となっていることを踏まえ、「学生の身近なリスク『依存症』とその対策」をテーマとして、様々な立場で依存症問題に取り組んでいる専門家等を招き、最新の状況や学生生活に及ぼす影響について具体的な問題事例等を発表し、課題解決に向けたパネルディスカッションを行った。 (1)日程 令和7年12月16日 (2)実施方法 Zoom ウェビナーを利用したオンライン形式 終了後、参加申込者を対象にオンデマンド配信を実施(令和8年3月末まで)	
--	--	---------------------------	---	--

				(3)対象 大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員 (4)後援 文部科学省、厚生労働省、一般社団法人日本学生相談学会、特定非営利活動法人全国大学メンタルヘルス学会 (5)実施概要 ①テーマに基づく話題提供 「市販薬オーバードーズの実態と課題」 「学生たちのギャンブル問題」 「ゲーム依存の理解と対応～どう止めさせるかからどう理解するかへ～」 「学生の『依存症』とその対策－学生支援の立場から－」 ②パネルディスカッション・質疑応答 (6)参加登録者数・参加者数 ①参加登録:757 人(349 校) ②参加者:650 人(概数) ③オンデマンド視聴登録:148 人(36 校) (7)オンデマンド配信視聴状況 配信期間 令和 8 年 1 月 28 日～令和 8 年 3 月 31 日 視聴回数(令和 8 年 3 月末まで):延べ 781 回 (8)参加者アンケート結果 満足度:94.8% 「研究と実践の両面から具体的な事例を交えて学ぶことができた」「早期対応や関係部署との連携の重要性を再認識することができたので今後の業務に活かしたい」「外部の医療・社会資源との連携を学ぶことも不可欠と感じた」等の意見が寄せられた。	
--	--	--	--	---	--

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 学生生活支援事業

(2) 障害のある学生等に対する支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
全ての大学等において障害のある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務となる状況の中、大学等全体としての理解・啓発を促すとともに、大学等における支援体制の全体的な底上げを図る。また、実態調査に基づく現状の把握等や情報提供等を総合的に実施する。 このほか、大学等における学生のメンタ	障害のある学生の修学支援に関する実態調査を通じて現状の把握を行うとともに、障害学生支援に関する諸課題の理解・啓発に重点を置いたセミナー等を実施する。 また、障害学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、総合的な情報提供や、関係機関等と連携した取組等を推進する。 このほか、大学等における学生の心理・	「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を通じて現状の把握を行うとともに、結果の分析を行う。 大学等における障害のある学生に対する支援体制の全体的な底上げを図るため、各種セミナーや研修会を通じ障害学生支援に係る理解促進・普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携した取組を行う。 大学等における学生の心理・メンタルヘルス	<25> 障害のある学生等に対する支援の実施状況	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年度実施している。 (1)令和6年度調査の公表 令和6年度に実施した調査(回収率:100%)の結果について、令和7年8月に、機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付したほか、全国高等教育障害学生支援協議会と共催した「米国 AHEAD 有識者招聘特別企画」で説明するなど、広く周知と理解を図った。また、調査結果のうち主な項目について解説した概要資料を公表する予定である(令和8年4月)。 (2)調査結果の分析 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、有識者の協力を得て、平成29年度から令和5年度までの調査結果の分析を行い、令和8年3月に公表した。 (3)令和7年度調査の実施 ・令和7年9月～12月に調査を実施。 ・調査結果については機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付することを予定している(令和8年夏頃)。 (4)調査集計の効率化等の取組 引き続き調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、回答が記載された調査票から誤りのある箇所を機械的に表示する回答エラーツールを前年度のものから更に改修し、同ツールによる精査を行った。 (5)大学等へのヒアリングの実施 調査結果の数値からでは読み取れない障害学生支援の現状を把握するため、13の大学等に対し、障害のある学生のキャリア教育や就職支援に関するヒアリングを行った(令和7年8月から10月)。	<評価> B <評価根拠> ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、当該年度の調査を実施するとともに、前年度の調査結果を遅滞なく公表していること、平成29年度から令和5年度までの調査結果の分析を行ったことは評価できる。 ・調査回答の集計の効率性、正確性を高めるため、誤りのある箇所を表示するためのツールの改修を重ね、活用していることは評価できる。 ・大学等の障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、専門学校の教職員も対象に含めて、「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」を実施し、同法の基本的事項について理解を深める取組を継続して行ったことは評価できる。 また、利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、基礎編をオンデマンド配信で実施したことは、障害学生支援に関する理解促進や支援体制の一層の充実に資	

ルヘルス支援の充実に 向けた情報 提供等を実 施する。	メンタルヘ ルス支援の 充実に資す る情報提供 等を行う。	支援に係る ワークショッ プを行う。	○「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の実施 (1)目的 障害者差別解消法の改正に伴い、私立大学等での合理的配慮の提供が義務化されたことを踏まえ、障害のある学生等を支援するための体制を一層整えるため、同法の基本的な事項及びこれまで収集した障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元とした課題について理解・啓発を図る。 (2)対象者 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の教職員 (3)実施概要 ①基礎編 ・令和 6 年度に引き続き、総論をはじめ、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など改正障害者差別解消法に関する基本的事項に加え、令和 6 年 3 月に文部科学省が取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」についての解説を継続して配信している。 ・利便性の確保及び幅広く情報提供を行う観点から、誰でも何度でも視聴できるよう、YouTube（JASSO 学生生活支援事業チャンネル）でオンデマンド配信とした。 (オンデマンド配信) <table><tr><th>配信開始日</th><th>視聴回数</th><th>(うち、令和 7 年度分)</th></tr><tr><td>令和 5 年 10 月 10 日</td><td>70,077 回</td><td>21,359 回</td></tr></table> (注)視聴回数は、令和 5 年 10 月 10 日の配信開始より、令和 8 年 3 月 31 日時点(令和 7 年度分は、令和 7 年 3 月 28 日～令和 8 年 3 月 31 日時点)のセミナー内の全ての動画の視聴回数の合計 ②実践編 ・これまで機構が収集した、障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例を元に作成した架空事例の課題について検討するグループディスカッション形式のセミナーを対面にて実施した。 ・受講後のアンケートには、参加者から、「合理的配慮の重要性と実践的な視点を深く理解することができた」「講師からのリアルタイムでの詳細なフィードバックにより、学内だけでは得られない多様な視点や実践事例を共有できた」「他大学との意見交換を通じて、参加者同士のネットワーク構築にもつながった」等の意見があった。	配信開始日	視聴回数	(うち、令和 7 年度分)	令和 5 年 10 月 10 日	70,077 回	21,359 回	するものとして評価できる。一方で、実践編は対面にて実施し、グループディスカッションを通じた他大学担当者等との直接的な意見交換や、講師からのリアルタイムでの詳細なフィードバックにより、学内だけでは得られない多様な視点や実践事例を共有でき、参加者同士のネットワーク構築にもつなげたことは評価できる。 ・「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」においては、大学の事例を通じて、障害学生が教育実習を行う際の現状や課題を把握し合理的配慮の提供について考えるという、障害学生の実習参加に当たり大学等が参考にできるテーマを取り上げたことは評価できる。また、利便性を確保するためオンデマンド配信で実施したことは評価できる。 ・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上に資するものであり、かつプログラムの内容に応じ、オンラインと対面とに分けて実施したことは評価できる。 ・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルスやカウンセリングについて大学等教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・
配信開始日	視聴回数	(うち、令和 7 年度分)								
令和 5 年 10 月 10 日	70,077 回	21,359 回								

(対面)

日程	参加者	満足度
11月18日	49人	100%

実践編: 申込者 83 人から 53 人を選考(4 人辞退)

※受講者 49 人内訳(国立 11 人、公立 3 人、私立 35 人)

○「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」の実施

(1)目的

障害学生支援における専門的なテーマに焦点を当て、関係機関等と協力して情報提供を行い、大学等の障害学生に対する修学支援体制の充実・強化を図る。

(2)対象者

障害学生支援に携わる教育機関の教職員及び関連機関・企業の関係者

(3)実施概要

- ・「しょうがい学生の実習」をテーマに、宮城教育大学における事例を通じて、障害学生が教育実習を行う際の現状や課題を知り、合理的配慮の提供に係る配慮事項や留意点を共有し、よりよい教育実習の在り方について考えるセミナーを実施した。
- ・利便性の確保の観点から、YouTube(JASSO 学生生活支援事業チャンネル)、SmartStream(CM が流れない動画配信プラットフォーム)でオンデマンド配信とした。
- ・視聴者アンケートでは、具体的な配慮事例や多角的な視点からの取組事例の紹介等について好評を得られた。

(オンラインセミナー／オンデマンド配信)

テーマ	配信開始日	共催大学	視聴回数
しょうがい学生の教育実習～宮城教育大学の事例から～	3月19日	宮城教育大学	191回

(注)視聴回数は、3月31日時点のセミナー内の全ての動画の視聴回数の合計

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム／応用プログラム」の実施

(1)目的

障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。

また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献でき

強化に資するものである。また、対面形式により演習やグループワークを中心に行い高い満足度を得たこと、東京と名古屋の2会場で実施し、より多くの希望者が参加できたことは評価できる。

る教職員としての能力向上を図る。

(2)対象者

障害学生支援に関わる大学、短期大学、高等専門学校の教職員

(3)期待される効果

①基礎プログラム

- ・障害のある学生が修学目的を達成するために必要なニーズに応じた円滑で効率的な支援を実施するための基本的な知識を得ることができる。
- ・学んだ基礎知識を元に支援方法の検討や情報共有を図ることができる。
- ・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)との連携・協力について手がかりを得ることができる。

②応用プログラム

- ・支援ニーズに応じた支援方法の検討や、具体的な支援計画の策定や関係者との連携を行うために必要な知識を得ることができる。
- ・研修で得られた知識を元に、支援方法や改善案を実践に結びつけ、関係者と連携・協力することができる。
- ・他校で実践している障害学生支援の現状の共有、情報交換を行い、問題意識を高めることができる。
- ・研修会を通して、学内連携や理解を深めるきっかけを作ることができる。

(4)実施概要

基礎プログラムについては、参加者の利便性の確保の観点からオンラインでの実施とし、基本知識習得のための講義等を行った。応用プログラムは対面での実施とし、グループワークや演習を中心に行った。

(基礎プログラム・オンライン、応用プログラム・対面)

名称	日程	受講者数	満足度
基礎プログラム	7月8日・9日	240人	98.3%
応用プログラム	11月6日・7日	71人	100.0%

基礎プログラム: 申込者 347 人中 250 人を選考(10 人辞退)

応用プログラム: 申込者 89 人中 72 人を選考(1 人辞退)

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の実施

(1)目的

メンタルヘルスと学生対応に関する基礎的な講義やグループワーク等による情報共有と討議等を通じて、現代学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズの理解を深め、学生の心のセーフティネットの更なる充実を図る。

				(2)対象者 学生支援に関わる大学、短期大学、高等専門学校の教職員 (3)期待される効果 ・心の悩みを抱える学生や、心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、様々な場面で初期対応が適切にできる。 ・心の悩みを抱える学生や、心理的発達に関連して困難を抱える学生、危機対応に際して必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。 ・所属校における組織の在り方や、学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。 ・既存の枠組みや固定観念から脱却し、新しい学生支援の在り方を考えることができる。 (4)実施概要 メンタルヘルスと学生相談を統合したカリキュラムについて、講義やグループワーク、演習を織り交ぜたワークショップを前年度と同様に全国 2 ヶ所で実施した。 (対面) <table><tr><th>会場</th><th>日程</th><th>参加者</th><th>満足度</th></tr><tr><td>東京</td><td>8 月 20 日・21 日</td><td>98 人</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>名古屋</td><td>9 月 3 日・4 日</td><td>85 人</td><td>100.0%</td></tr></table> 東京会場: 申込者 170 人中 100 人を選考(2 人辞退) 名古屋会場: 申込者 80 人を全て選考し、東京会場で選外となった申込者 5 人が参加 ○関係機関等と連携した取組 「障害学生支援に関する専門テーマ別セミナー」を、障害学生修学支援ネットワーク拠点校である宮城教育大学と連携し共催した。また、全国高等教育障害学生支援協議会等と共催した「米国 AHEAD 有識者招聘特別企画」や、アクセシビリティリーダー育成協議会などが行うイベント等において、機構が行う障害学生支援の事業説明を実施した。加えて、障害学生支援 e-learning コンソーシアムの協力機関として「障害者差別解消法と合理的配慮に関する理解度テスト」の広報を行った。	会場	日程	参加者	満足度	東京	8 月 20 日・21 日	98 人	100.0%	名古屋	9 月 3 日・4 日	85 人	100.0%
会場	日程	参加者	満足度													
東京	8 月 20 日・21 日	98 人	100.0%													
名古屋	9 月 3 日・4 日	85 人	100.0%													

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

3 学生生活支援事業

(3) キャリア教育・就職支援

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
大学等におけるキャリア教育・就職支援の推進に向けて、各大学等の教職員の資質向上や大学等と企業等のネットワーク構築等に資するよう、全国規模のガイダンス等を実施する。 また、「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」により示された新たな類型に基づく学生等のキャリア形成支援に係る取組が推進されるよう、専門人材の育成に向け	大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組が推進されるよう、全国規模のガイダンスやワークショップ等を実施する。 また、大学等におけるインターシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組が推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例	大学等におけるキャリア教育・就職支援の取組の推進に向けて、大学等や企業の担当者を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換の機会を提供する。 また、大学等におけるインターシップをはじめとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進を目的として、産業界とも連携し、専門人材セミナーを実施するとともに、	<26> キャリア教育・就職支援の実施状況	○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の実施 (1)目的 大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府の行政説明、パネルディスカッション、「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介等を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。 (2)対象 大学等の役員及び部局の長、教職員、キャリア教育・就職支援業務担当者、留学生支援業務担当者、障害学生支援業務担当者、企業等の人事採用担当者、地方公共団体の就職支援等担当者等 (3)実施日 令和7年6月17日～19日 *オンデマンド配信:令和7年6月17日～10月1日 *ライブ配信 :令和7年6月18日・19日 (4)協力団体等 ・主催:文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力:内閣官房、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援:一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 (5)実施方法 参加者の利便性向上を図り、全国からの参加を促す観点から、オンラインでの実施とし、YouTubeによるオンデマンド配信とZoom ウェビナー及びミーティングによるライブ配信を組み合わせ実施した。 (6)実施概要 ①政府による行政説明 ②パネルディスカッション「学びと世界をつなぐ産学連携教育への展望～地域資源を活用した実践的な人材育成～」 社会・産業構造の変化に対応するため、地域資源を活かした大学学部や		<評定> B <評定根拠> ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、政府の行政説明や産学の「キャリア教育・就職支援の取組」の事例紹介資料を機構ホームページに掲載し、大学等・企業のパネルディスカッションを行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」においては、高い満足度(対面での参加者全員からグループワークについての肯定的評価を得た)を得て、大学等のインターンシップ等専門人材の育成に努めたことは評価できる。 ・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業等からの参加者と大学等の参加者との意見交換等を行い、キャリア教育・就職支援のための産学官連携教育の推進に向けた認識の共有を図ったことは評価できる。 また、令和6年度の参加者に対し、フォローアップ調査を行い、令和7年度のワークショッ

たセミナーの開催や総合的な情報提供等を実施し、各大学等と企業等の取組を促進する。	の収集・発信等を行う。	キャリア教育の実施状況等に係る好事例等、情報の収集・提供・発信等を行う。	大学院の先行事例や、企業からの産学連携へのアプローチの取組等を共有し、今後めざすべき人材育成の在り方を大学・企業等それぞれの視点から議論を展開した。 ③「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介 オンラインで大学・企業等の「キャリア教育・就職支援の取組」事例を紹介し、大学等と企業等の意見交換を実施した。これらの事例の資料、及び資料掲載のみの大学等の資料を機構ホームページに掲載し、広く情報提供を行った。 (オンライン会議システムによる事例紹介数:14件) ④多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供 ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援 講演、資料掲載 ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援 講演 ⑤テーマ別交流会 参加者と上記③の事例紹介者のほか、④の講演者も加わり、「外国人留学生」、「障害のある学生」、「地域企業・自治体と学生をつなぐ」などテーマ毎のキャリア教育・就職支援について意見交換等交流を行った。 (オンライン会議システムによる交流会:延べ168人) (7)視聴者数 延べ1,912人(「キャリア教育・就職支援の取組」事例紹介) (8)参加者アンケート結果 満足度 89.9% 「それぞれの行政説明で今年の強調したい点を知ることができた」「今年度からキャリア支援担当になったばかりのため、キャリア支援の経緯・現状・課題や様々な大学等の取組を知る良い機会になった」「障害学生の対応や外国人留学生のサポートについて情報が得られたことが特に良かった」等の意見が寄せられた。 ○キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの実施 (1)「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施 ①目的 全国の大学等でインターンシップ等のキャリア教育に携わる教職員及びインターンシップに関心のある教職員に対し、専門家による講演やグループワークを通じて、受講者の知見を広め、インターンシップ専門人材として必要になる実践的なスキルの向上を図る。	に活用したこと並びに、参加者がワークショップで得られた資料や知見を所属機関内で共有し、業務上の進展に役立てていることを確認できたことは評価できる。 ・高い専門性の維持と現状に即した事業の実施を目的に、当該分野・関係領域の専門家(大学教員等)と協力・連携し、プログラム内容や実施方法等の検討を重ね、より良いプログラムの実施を目指し、より良いプログラムの実施に努めていることは評価できる。
---	--------------------	---	---	--

				②対象 大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員 ③実施日 令和 7 年 9 月 26 日 ④実施方法 コロナ禍を経て令和 6 年度まではオンラインのみで実施していたが、プログラムを通じ参加者が講師やほかの参加者との一体感を得ることによりモチベーションを高める等に役立つ対面形式を再開するとともに、参加者の利便性を維持し、全国からの参加を促す観点からオンライン形式を併用したハイブリッドで実施した。 ⑤実施概要 ・事前課題動画 「事前ミニレクチャー」 「大学におけるインターンシップの役割と意義」 「インターンシップ担当者の道しるべー専門人材の先輩が語るリアルー」 ・グループワーク 設定した 4 つのテーマごとにレクチャーの後、各自が作成したワークシートを基にディスカッションを行った。また午前と午後でグループ編成を組み換え、より多くの参加者と議論と交流を深められるよう工夫を図った。 講師 2 人、ゲスト 4 人が、グループワークの内容を踏まえ、知見に基づいてコメントし、想いや情報を共有した。 【グループワーク設定テーマ】 1. インターンシップ担当者として感じていること 2. インターンシップ専門人材にはどんな意義があるのか 3. 自大学等のインターンシップについて 4. ではあなたは今後、インターンシップ専門人材として具体的に何をしていますか ⑥受講者数 104 人(対面: 25 人、オンライン 79 人)(参加申込者数: 121 人) ⑦参加者アンケート結果 満足度 94.6% 「他大学と意見交換をする場が少ないため貴重な場になった」「悩みや今後の目標等を共有することができて本当に勇気づけられた」等の意見が寄せられた。	
--	--	--	--	---	--

					(2)「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施 ①目的 全国の大学等の管理者及びキャリア教育・就職支援に携わる教職員に対し、キャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、テーマ別の事例紹介やグループワーク等により、教育界と産業界が双方の要望や課題等について認識を共有し、より実践的な産学連携教育の推進を図る。 ②対象 大学等の管理者(学長、副学長、理事等)、課長相当職以上の幹部職員、キャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員と企業等の代表・役員及び人事採用担当者 ③実施日 令和7年12月2日 ④実施方法 参加者の利便性を確保し、全国からの参加を促す観点から、オンラインで実施した。 ⑤実施概要 ・テーマ:「生成 AI 時代における就職活動とキャリア支援」 「トピック1 大学側から見る生成 AI の活用と対応について」 「トピック2 企業側から見る生成 AI の活用と対応について」 「トピック3 今後取組みたいこと」 ・参加者は、目線合わせのための事前ワークに取り組み、所感を提出・共有した上で、当日プログラムに臨んだ。 ・当日プログラムでは、3回のトークセッションとそれに伴うグループディスカッションを実施した。 ・登壇者によるトークセッションでは、トピックごとに話題提供を行った。 ・参加者によるグループディスカッション・全体共有を行い、トピックごとにグラフィックレコーディングとキーワード一覧による振り返りを行った。また、モデレーターとゲストが補足を行った。 ⑥受講者数 136人(参加申込者数:177人) ⑦参加者アンケート結果 満足度 95.3% 「他大学や企業の方の現場の声・現状が聞けて楽しく有意義だった」「同じ就職活動に関わる、特に実務を担当している方の知見や視座に触れ、大	
--	--	--	--	--	---	--

				変勉強になった」等の意見が寄せられた。 ⑧フォローアップ調査 令和 7 年度のワークショップに活用することを目的として、令和 7 年 8 月に、令和 6 年度の参加者に対し、参加後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等についての調査を実施、調査結果を踏まえ、ワークショップの構成や時間配分等の見直しを図った。また、ワークショップ参加者がワークショップで得られた資料や知見を所属機関内で共有し、その後の業務に役立てている事を確認した。 ○キャリア教育・就職支援事業に係る協力者（外部有識者）との連携 高い専門性を維持するとともに、日々変化するキャリア教育・就職状況に対応するため、当該分野・関係領域の専門家（大学教員等）に協力を依頼し、計 24 回の打合せを重ねて、プログラム内容の充実や実施方法等の改善を図った。 ○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供 (1)文部科学省が実施するインターンシップ等キャリア形成支援施策への協力 大学等の事務負担を減らし、表彰制度の裾野を広げる観点から、「大学等におけるキャリア形成支援活動届出制度」と「大学等における学生のキャリア形成支援活動表彰」の在り方について意見交換を行った。 (2)情報提供に係るその他の各種取組 ・教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体（一般社団法人経済同友会インターンシップ推進協会）の成果報告会（令和 7 年 11 月 25 日）に出席・講評し、大学等と企業等との協働による取組に関する情報収集に努めた。 ・就職活動のルールに関して、大学等で構成する「就職問題懇談会」を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。（令和 7 年度：計 4 回） ・大学等の先進事例を『文部科学教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図った。 〔『文部科学教育通信』『大学教育を変える、未来を拓くインターンシップⅣ』令和 7 年度掲載実績：24 回〕	
--	--	--	--	---	--

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
				(1)一般管理費等の削減【B】 (2)人件費・給与水準の適正化【B】 (3)契約の適正化【B】		〈評定〉B 〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。

主要なアウトプット(アウトカム情報)								
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	(1)一般管理費の削減 (年度計画値)	令和 5 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 5%以 上削減する。	-	3 億 97 万円 以下 (削減率:1% 以上)	2 億 9,788 万円 以下 (削減率:2% 以上)			
	(実績値)	-	3 億 402 万円 ※令和 5 年度 予算額	2 億 7,373 万円 (削減率 10.0%)	2 億 7,908 万円 (削減率 8.2%)			
	(2)業務経費の削減 (年度計画値)	令和 5 年度予算を 基準として中期目 標期間中に 5%以 上削減する。	-	52 億 4,576 万円 以下 (削減率:1% 以上)	51 億 9,278 万円 以下 (削減率:2% 以上)			
	(実績値)	-	52 億 9,876 万円 ※令和 5 年度 予算額	52 億 3,917 万円 (削減率 1.1%)	51 億 7,539 万円 (削減率 2.3%)			

注)削減対象となる一般管理費は、決算報告書の一般管理費のうち、人件費、公租公課及び土地借料を除いた金額である。

(1) 一般管理費等の削減

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																										
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																				
業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関して、令和5年度予算を基準として、中期目標期間中、その5%以上を削減する。 また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について	業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関して、令和5年度予算を基準として、中期目標期間中、5%以上を削減する。 また、奨学金事業のうち貸与奨学金に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について	業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関して、中期計画の達成に向け経費節減に努める。 また、奨学金事業のうち貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、	<27> 一般管理費の削減等の状況 <一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）削減の進捗状況> S:削減率がA 評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A:2 億 9,671 万円以下（R5 年度比 ▲ 2.4 % 以上） B:2 億 9,671 万円超 2 億 9,788 万円以下（R5 年度比 ▲ 2.0 % 以上） C:2 億 9,788 万円超 2 億 9,915 万円以下（R5 年度比 ▲ 1.6 % 以	○一般管理費削減に係る取組 以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電及び事務の効率化を推進した。具体的取組は次のとおり。 ・クールビズ・ウォームビズの励行による空調の適切な調整。 ・モバイル端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。 ・紙での保管を極力しない「ペーパーストックレス」を目指す一環として、給与に関する届出様式の申請等を原則電子データ化。 <一般管理費の削減状況>（単位：千円） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>令和5年度</th><th>令和7年度</th><th rowspan="2">令和5年度予算に対する削減割合</th></tr><tr><th>予算</th><th>実績</th></tr><tr><td>一般管理費</td><td>304,020</td><td>279,080</td><td>8.2%</td></tr></table> ○業務経費削減に係る取組 イベントのオンライン実施及び留学生宿舎における照明設備のLED化等による経費抑制に努めた結果、令和5年度予算に対し2.3%の効率化を達成した。 <業務経費の削減状況>（単位：千円） <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th>令和5年度</th><th>令和7年度</th><th rowspan="2">令和5年度予算に対する削減割合</th></tr><tr><th>予算</th><th>実績</th></tr><tr><td>業務経費</td><td>5,298,760</td><td>5,175,387</td><td>2.3%</td></tr></table> ○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革として、個人番号制度の利用による業務の効率化等を引き続き行った結果、貸与奨学金の期首における要回収額の伸び率（令和5年度から令和7年度）が3.7%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間における伸び率は△9.7%となった。		区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度予算に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	304,020	279,080	8.2%	区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度予算に対する削減割合	予算	実績	業務経費	5,298,760	5,175,387	2.3%	<評価> B <評価根拠> ・節電の徹底のためクールビズ・ウォームビズに取り組むとともに、事務の効率化の推進のため、会議等のペーパーレス化や組織内の届出用紙を原則電子データによる提出としたことは評価できる。 ・一般管理費及び業務経費の削減に向けた取組を実施し所期の計画値を達成したことは評価できる。
区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度予算に対する削減割合																							
	予算	実績																								
一般管理費	304,020	279,080	8.2%																							
区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度予算に対する削減割合																							
	予算	実績																								
業務経費	5,298,760	5,175,387	2.3%																							

は、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。	は、返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。	返還金の確保等に最大限努めつつ、令和5年度予算を基準として、令和10年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。	上） D:2億9,915万円超 (R5年度比▲1.6%未満) ＜業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況＞ S:削減率がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：51億7,158万円以下 (R5年度比▲2.4%以上) B：51億7,158万円超 51億9,278万円以下 (R5年度比▲2.0%以上) C：51億9,278万円超 52億1,397	<table><tr><th colspan="3">＜奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況＞</th><th>(単位:千円)</th></tr><tr><th rowspan="2">区分</th><th>令和5年度</th><th>令和7年度</th><th rowspan="2">令和5年度基準額に対する伸び率</th></tr><tr><th>基準額</th><th>実績</th></tr><tr><td>期首要回収額</td><td>804,033,586</td><td>833,730,697</td><td>3.7%</td></tr><tr><td>奨学金貸与業務に関する費用</td><td>7,935,427</td><td>7,163,358</td><td>△9.7%</td></tr></table>	＜奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況＞			(単位:千円)	区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	804,033,586	833,730,697	3.7%	奨学金貸与業務に関する費用	7,935,427	7,163,358	△9.7%	
＜奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況＞			(単位:千円)																				
区分	令和5年度	令和7年度	令和5年度基準額に対する伸び率																				
	基準額	実績																					
期首要回収額	804,033,586	833,730,697	3.7%																				
奨学金貸与業務に関する費用	7,935,427	7,163,358	△9.7%																				

				万円以下 (R5 年度比 ▲ 1.6 % 以 上) D : 52 億 1,397 万 円 超 (R5 年度比 ▲ 1.6 % 未 満)		
--	--	--	--	--	--	--

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(2) 人件費・給与水準の適正化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価												
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価						
給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	給与水準について、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	＜28＞給与水準の適正化に係る実施状況	○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 国家公務員の給与水準を十分に考慮しつつ、給与水準の適正化に努めた。 ＜人件費の状況＞<table><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>実績額</td><td>41 億 7,544 万円</td><td>40 億 2,707 万円</td></tr></table> ○給与水準の検証及び公表 - 令和 6 年度給与水準の検証結果等については、令和 7 年 6 月にホームページに公表した。 - 令和 7 年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は年齢勘案で 104.1、年齢・地域勘案で 93.0、年齢・学歴勘案で 101.6、年齢・地域・学歴勘案で 91.1 となっている。 なお、給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表予定。		区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	実績額	41 億 7,544 万円	40 億 2,707 万円	＜評定＞ B ＜評定根拠＞ 国家公務員の給与水準を考慮しつつ、給与水準の検証を行い、検証結果等を公表したことは評価できる。
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度										
実績額	41 億 7,544 万円	40 億 2,707 万円										

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(3) 契約の適正化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																			
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																													
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受けることにより、適正な執行を図る。	＜29＞ 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)を踏まえ、令和7年度契約監視委員会を開催し、令和6年度「調達等合理化計画自己評価(案)」及び令和7年度「調達等合理化計画(案)」を点検した。また、令和6年度の「競争性のない随意契約」についての事後承認及び2か年又は2回連続して一者応札・応募となった契約の対応策についての意見の具申がなされた。 あわせて、令和6年度に発注した建設工事等の審査等を行った(令和7年5月28日)。		＜評定＞B ＜評定根拠＞ ・契約監視委員会を開催して「調達等合理化計画」等に関するPDCAを実施したことは、契約の適正化に資するという観点から評価できる。 ・積極的に一般競争入札等の推進を図ったこと、一者応札・応募の原因把握・分析に向けた聴き取りを行ったこと及び公告期間の見直しによって公告期間を十分に確保するよう努めたことは評価できる。 ・マニュアル等を随時チェックしていること、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施したこと及び職員のスキル向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。																													
				○契約件数及び契約金額の状況																															
				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">令和7年度実績</th><th colspan="2">(参考)令和6年度実績</th></tr><tr><th>件数</th><th>金額(千円)</th><th>件数</th><th>金額(千円)</th></tr><tr><td>競争性のある契約</td><td>(75.2%) 194</td><td>(77.5%) 9,385,652</td><td>(75.9%) 221</td><td>(81.1%) 11,174,057</td></tr><tr><td>競争入札等</td><td>(60.9%) 157</td><td>(70.6%) 8,546,533</td><td>(61.9%) 180</td><td>(75.0%) 10,323,240</td></tr><tr><td>企画競争、公募</td><td>(14.3%) 37</td><td>(6.9%) 839,119</td><td>(14.1%) 41</td><td>(6.2%) 850,817</td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(24.8%) 64</td><td>(22.5%) 2,725,683</td><td>(24.1%) 70</td><td>(18.9%) 2,598,565</td></tr><tr><td>合計</td><td>(100.0%) 258</td><td>(100.0%) 12,111,335</td><td>(100.0%) 291</td><td>(100.0%) 13,772,623</td></tr></table>			区分	令和7年度実績		(参考)令和6年度実績		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	競争性のある契約	(75.2%) 194	(77.5%) 9,385,652	(75.9%) 221	(81.1%) 11,174,057	競争入札等	(60.9%) 157	(70.6%) 8,546,533	(61.9%) 180	(75.0%) 10,323,240	企画競争、公募	(14.3%) 37	(6.9%) 839,119	(14.1%) 41	(6.2%) 850,817	競争性のない随意契約	(24.8%) 64	(22.5%) 2,725,683	(24.1%) 70	(18.9%) 2,598,565
区分	令和7年度実績		(参考)令和6年度実績																																
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																															
競争性のある契約	(75.2%) 194	(77.5%) 9,385,652	(75.9%) 221	(81.1%) 11,174,057																															
競争入札等	(60.9%) 157	(70.6%) 8,546,533	(61.9%) 180	(75.0%) 10,323,240																															
企画競争、公募	(14.3%) 37	(6.9%) 839,119	(14.1%) 41	(6.2%) 850,817																															
競争性のない随意契約	(24.8%) 64	(22.5%) 2,725,683	(24.1%) 70	(18.9%) 2,598,565																															
合計	(100.0%) 258	(100.0%) 12,111,335	(100.0%) 291	(100.0%) 13,772,623																															
(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。																																			

				○調達等合理化計画に係る実施状況 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日付け総務大臣決定)に基づき、「令和 7 年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した(令和 7 年 6 月 20 日)。 ・令和 7 年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。 (1)重点的に取り組むべき分野 - 一者応札・応募に関する調達 ・目標 - 一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。 ・目標達成に向けた取組内容 - 一者応札・応募となった契約のうち、複数者に入札資料を配付した全ての契約で理由の聴き取り(49 件)を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 前回の契約において一者応札・応募となった契約については、可能な限り公告期間の十分な確保に努め、前回よりも日数を確保した(前回:15.71 日間、今回 17.18 日間)。 (2)調達に関するガバナンスの徹底 ①随意契約に関する内部統制の確立 令和 7 年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は 3 件であった。これらについては、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として事前に機構内監査部門に報告し点検を受け、承認を得た上で随意契約を締結した。 ②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 ・不祥事発生を未然に防止するための取組 調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加により、職員のスキル向上に取り組んだ。上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。 [チェックの観点] ・法律や規程等の改正による手続の変更。 ・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。	
--	--	--	--	---	--

				・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。 - また、調達に係る事務手続とルールの徹底を図るため、全職員に対する会計コンプライアンス研修を実施。 ・不祥事発生時の対応と再発防止のための取組 万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会(調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成)を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしているが、令和 7 年度において、不祥事の発生はなかった。 ○共同調達等の実施 効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営を実施した。また、コピー用紙の調達については独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。 ○契約に関する情報の公表 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、令和 7 年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。 ・「公共調達の適正化について」(平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号)に基づき、令和 7 年度に締結した契約について、競争契約(総合評価及び政府調達を含む一般競争入札)及び随意契約(企画競争、公募、随意契約(不落随意契約を含む))別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。 ・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、令和 6 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果を機構ホームページにおいて公表した。	
--	--	--	--	--	--

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 組織の効果的な機能発揮

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価
	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的な事業実施体制を構築する。	業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての的確・効果的な事業実施体制を構築する。	〈30〉組織改善、事業実施体制の構築状況	留学生事業計画課との類似業務を統合し、業務の効率化及び組織の機能強化を図るため留学生宿舍管理室を国際交流事業課に改組した。また、業務を効果的・効率的に行うために、各事業の枠を超えて人員配置の見直しを行った。	〈評価〉 B 〈評価根拠〉 状況に応じて、効果的かつ効率的な事業実施体制の構築を図ったことは評価できる。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

3 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。	<31> 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善状況	○情報システムの適切な整備及び運用 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、PMO(Portfolio Management Office の略)の設置等体制の整備、情報システムの適切な整備及び管理を実施すべく、以下の対応を行った。 ・機構役職員に周知した PMO 体制及び関連情報等のうち、資料の最新化を行った(令和7年7月)。 ・情報システム台帳の更新を随時行うとともに、年1回棚卸しを実施し、各課等における情報システムを把握し、情報システムの整備及び管理を適切に実施した。 ・年1回の棚卸しが適切に行えるよう、これまで提出された情報システム台帳の不備や質問内容を踏まえ、情報システム台帳管理要領、情報システム台帳の様式及び記入例の見直しを行い、機構役職員へ周知した(令和7年12月)。 ○業務処理方法の改善状況 ・業務の効率化等に資する提案を組織内で広く募集し、派遣職員にも新たにグループウェアアカウントの付与を行う等、実現可能なものについて実施し、業務改善を図った。 ・重大な過失・事故等、及び個人情報漏えい等事案について、類似した報告を複数部署に対して行っていた状況を見直し、11月1日より報告を一本化した。 ・令和7年11月に運用を開始した市谷事務所においては、ペーパーストックレスを目指し、打合せ用ディスプレイの設置、各フロアの複合機の集約化等を実施した。また、各部署の業務特性に応じて、アクティビティスペースを設け、職員一人一人の業務の効率化を通じて機構全体の業務効率向上を図った。		<評定> B <評定根拠> ・情報システムの整備及び運用のため、資料を最新化し、機構役職員に周知したことは評価できる。 ・情報システム台帳の棚卸が適切に行えるよう、情報システム台帳管理要領を見直し、機構役職員に周知したことは評価できる。 ・業務改善に向けた検討や取組を進めたことは評価できる。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 適切な情報の発信、調査分析等の推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価												
多様な媒体を活用し、正確でわかりやすい情報の提供に努めつつ、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすための広報・広聴の充実を図る。 また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 また、機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。	国内外の学生や関係機関、ひいては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、多様な媒体を活用し、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。 機構の業務運営や国の施策等の検討にも資するよう、学生生活調査、外国人留学生在籍状況調査等を実施する。	<32> 適切な情報の発信、調査分析等の実施状況	○組織全体に関する広報 (1)報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、プレスリリースを 31 件行い、迅速な情報提供に努めた。 (2)ホームページの運営 ・JASSO サイトの Web アクセシビリティ試験を実施し、結果を公表するとともに(令和 7 年 4 月)、結果に基づきサイトの改善を行った。 ・ホームページの更新作業を迅速に行い、利用者の利便性の向上に努めた。 <ホームページ年間アクセス件数> <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>132,981,702 件</td><td>121,340,498 件</td><td>109.6%</td></tr></table> (3)SNS の活用 ・「JASSO 概要」の要素を踏まえ、YouTube での視聴に適した媒体として、組織紹介のショート動画(英語版)を制作した。 ・学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、JASSO 公式 X(旧 Twitter)でホームページの更新に合わせた投稿を行った。 <JASSO公式X(旧Twitter)投稿件数> <table><tr><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th><th>前年度比</th></tr><tr><td>268 件</td><td>248 件</td><td>108.1%</td></tr></table> (4)ホームページ更新担当者を対象とした Web アクセシビリティ研修の実施 各更新担当者のアクセシビリティへの意識と理解を深めるため、オンデマンド研修を実施した。対象者は、ホームページ更新担当者 147 人(令和 8 年 2 月実施) (5)論説委員等との懇談会 学生等に必要な情報を届けるためには報道機関の理解と協力を得ることが重要であることから、論説委員及び解説委員と機構役員との懇談会を開催。	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比	132,981,702 件	121,340,498 件	109.6%	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比	268 件	248 件	108.1%	<評定> B <評定根拠> ・報道機関に対し、各種制度の募集情報や災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用等について、迅速に情報提供を行ったことは評価できる。 ・ホームページの更新を迅速に行い、利便性の向上に努めたことは評価できる。 ・SNS を活用し、情報の周知に努めたことは評価できる。 ・論説委員等との懇談会を実施し、機構事業の理解促進に努めたことは評価できる。 ・意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、疑問解消などを行ったことは評価できる。 ・学生生活調査、高等専門学校生生活調査及び専門学校生生活調査については、継続調査として調査結果を取りまとめ、公表したことは評価できる。また、令和 8 年度に実施する調査での改善に向けた準備を始めたことは評価できる。 ・各自治体等の奨学金制度に関する情報収集を引き続き行い、ホームページの掲載情報
令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比															
132,981,702 件	121,340,498 件	109.6%															
令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	前年度比															
268 件	248 件	108.1%															

				主な事業内容について説明の上、意見交換を行い、事業の理解促進に努めた(令和7年12月開催)。 ○意見専用フォームの運用 ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議及び経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、疑問点の解消を行った。 多子世帯支援の拡充がなされた修学支援新制度について、制度に関する意見や、支援対象になったことで併給調整を受けた者からの意見があった。 ○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1)学生生活調査等【再掲】 ・大学等における学生生活の実態について把握するため、大学、短期大学、大学院の学生を対象とした「学生生活調査」、高等専門学校をを対象とした「高等専門学校学生生活調査」、専修学校(専門課程)の学生を対象とした「専門学校学生生活調査」を隔年で実施している。 令和7年度は、令和6年度に実施した調査について、集計及び外部有識者による分析を行い、令和8年3月に機構のホームページにて調査結果を公表した。(大学院分については、調査内容をより実態に沿ったものに修正したため、試行として公表。) ・回答率の向上に向け、令和8年度に実施する調査での改善を図るため、調査結果(回答傾向)の分析及び学校・学生からの意見収集等による検証実施に向けた準備を進めた。(令和8年度実施予定) (2)奨学金事業に関する情報収集 大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を引き続き行い、ホームページの掲載情報を更新した。 (3)留学生に関する調査 留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。 ①私費外国人留学生生活実態調査 令和7年10月から12月にかけて、大学等の協力を得て、私費外国人留学生に対し、日本での生活に関する調査項目にオンラインでの回答を依頼した。調査にあたっては、回答数が増加している項目をあらかじめ選択肢として設定するなど、利便性の向上を図った。収集した回答の集計結果については令和8年秋頃に公表予定。	を更新したことは、評価できる。 ・留学生に関する各種調査を確実に実施し、留学生政策の基礎資料及び経年比較による留学生交流の現状把握に資する調査結果を、一般に公表したことは評価できる。
--	--	--	--	--	---

				②外国人留学生在籍状況調査 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生の在籍状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）を把握するため実施した。また、前年度に実施した調査結果を令和 7 年 4 月に公表した。 ③その他調査 留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。 ・日本人学生留学状況調査 ・短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査 ・外国人留学生進路状況調査 また、前年度に実施した調査結果を令和 7 年 4 月に公表した。	
--	--	--	--	---	--

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1 収入の確保等、寄附金の活用

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価															
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価									
				<33>収入の確保等の状況【B】 <34>寄附金事業の実施状況【B】		<評価> B <評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。									
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	<33> 収入の確保等の状況	○外部資金の獲得 (1)学生支援寄附金 ・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 ・寄附者への感謝の気持ちを広く表明するため、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成29年11月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。 ・令和7年度は令和6年度と比べて寄附金受入額が減少したが、理由として、1千万円以上の大口寄附者が減少(令和6年度:16件、令和7年度:11件)したことが挙げられる。 <学生支援寄附金の受入状況> <table><tr><th>区分</th><th>令和7年度</th><th>(参考)令和6年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>3,224 件</td><td>3,061 件</td></tr><tr><td>金額</td><td>513,872,628 円</td><td>1,117,995,170 円</td></tr></table> (2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金 令和7年度は、前年度までの活動で第2ステージ目標とする寄附金の獲得に目処が立っていることから、支援企業・団体への活動報告を重点的に実施した。支援企業・団体へと新・日本代表プログラムの事業進捗等を中心に報告を行うことで、寄附金をどのように活用しているのかについて説明することとあわせ、当事業への共感・理解を得ることを目的とした。活動報告を行った支援企業・団体は60に上る。また、令和7年度においては新規の寄附決定企業は3社(寄附計画額:256万円)であった。		区分	令和7年度	(参考)令和6年度	件数	3,224 件	3,061 件	金額	513,872,628 円	1,117,995,170 円	<評価> B <評価根拠> ・学生支援寄附金の獲得のため、奨学金返還者等への周知を図ったことは評価できる。 ・一定額以上の寄附者を公表するとともに、オンライン寄附システムの運用により継続寄附の利便性を維持し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。 ・「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集に際し、事業への共感・理解を得ることを目的として支援企業・団体への活動報告を重点的に実施し、関係性の構築に努めたことは評価できる。 ・奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めたことは評価できる。
区分	令和7年度	(参考)令和6年度													
件数	3,224 件	3,061 件													
金額	513,872,628 円	1,117,995,170 円													

個人寄附については、オーナー企業や財団等へのアポイントメントを 29 件行い、今後の寄附依頼に向けて関係性の構築に努めた。また、オンラインでの個人寄附は定期的な高額寄附(月 100 万円)も続き、989 件の寄附をいただき、1,500 万円以上の実績を継続している。

【再掲】

＜「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
件数	1,315 件	1,581 件
金額	640,449,750 円	1,164,769,568 円

○自己収入の確保

(1)日本留学試験

日本留学試験については、受験希望者への広報や大学等への利用促進を図ることにより収入確保に努めた。

(2)日本語教育センター

令和 7 年度における学生受入数は令和 6 年度に比べ東京日本語教育センターで 7 人(3.1%)の減、大阪日本語教育センターで 8 人(6.4%)の減となった。

(3)留学生宿舍

留学生宿舍については、大学による配分方式の利用、推薦方式の推進などにより収入の確保に努めた。

＜自己収入＞

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
日本留学試験	887,794 千円	816,621 千円
日本語教育センター	363,182 千円	373,677 千円
留学生宿舍	574,516 千円	565,518 千円

○適正な財務管理

(1)財投機関債の発行

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金の確保に努めた。

〈財投機関債発行額〉

発行年月日	発行額
令和7年6月9日	300億円
令和7年9月9日	300億円
令和7年11月7日	300億円
令和8年2月6日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況は以下のとおりである。

〈発行体格付の状況〉

区分	令和7年度	(参考)令和6年度
日本格付研究所(JCR)	AAA	AAA
格付投資情報センター(R&I)	AA+	AA+

(2)民間資金借入額実績(年度末残高)

2,363億円

○保有資産の有効活用

居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。

年間入居率は、令和6年度より東京国際交流館では0.3ポイント減少し、兵庫国際交流会館では2.2ポイント増加した。会館全体の入居率は、令和6年度より0.2ポイント増加した。

〈国際交流会館等入居率〉

会館名	令和7年度	(参考)令和6年度
東京国際交流館	91.9%	92.2%
兵庫国際交流会館	84.5%	82.3%
会館全体の入居率	90.5%	90.3%

寄附金に 関しては、 寄附金募集 に係る取組 を強化する とともに、学 生支援の更 なる充実に 向けて適切 に活用する。	寄附金に 関しては、 寄附金募集 に係る広報 等を推進す るとともに、 災害支援を はじめとし た支援策へ の活用を適 切に実施す る。	寄附金に 関しては、 寄附金募集 に係る広報 等を推進す るとともに、 災害支援、 児童養護施 設等の生徒 への受験料 等支援をは じめとした 支援策への 活用を適切 に実施する。	<34> 寄附 金事業の実 施状況	○学生支援寄附金の受入れ【再掲】 ・ホームページでの周知、奨学金返還開始時に配付する「返還のてびき」や特に優れた業績による「返還免除認定通知」及び返還完了時に発送する「返還完了通知」への「寄附金募集のご案内」の掲載など、寄附金募集に係る広報を行った。 ・寄附者への感謝の気持ちを広く表明するため、一定額以上の寄附者の法人名又は個人名を寄附者の意向に応じて機構ホームページに公表した。 ・個人からの継続的な寄附及び多様な寄附受入方法を維持するため、平成 29 年 11 月より導入したオンライン寄附システムを引き続き運用した。 上記の取組により、寄附金の受入れは下表のとおりとなった。 ・令和 7 年度は令和 6 年度と比べて寄附金受入額が減少したが、理由として、1 千万円以上の大口寄附者が減少(令和 6 年度:16 件、令和 7 年度:11 件)したことが挙げられる。 <table><tr><th colspan="3">＜学生支援寄附金の受入状況＞</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>3,224 件</td><td>3,061 件</td></tr><tr><td>金額</td><td>513,872,628 円</td><td>1,117,995,170 円</td></tr></table> ○JASSO 災害支援金 ・自然災害等により、学生等又はその父母等が居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生等に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 災害支援金(1 人 10 万円)を支給した。 ・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予制度等を案内するプレスリリースや X(旧 Twitter)等に、併せて JASSO 災害支援金の案内を行い、周知に努めた。 <table><tr><th colspan="3">＜JASSO災害支援金 支給状況＞</th></tr><tr><th>区分</th><th>令和 7 年度</th><th>(参考)令和 6 年度</th></tr><tr><td>支給人数</td><td>148 人 (うち留学生 1 人)</td><td>708 人 (うち留学生 4 人)</td></tr><tr><td>支給総額</td><td>1,480 万円 (うち留学生 10 万円)</td><td>7,080 万円 (うち留学生 40 万円)</td></tr></table> ○児童養護施設等の生徒への受験料等支援 社会的養護のもとで育った生徒が大学等への進学を諦めることのないようにするため、児童養護施設等に在籍する生徒で、大学等への進学を希望し、大学等	＜学生支援寄附金の受入状況＞			区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	件数	3,224 件	3,061 件	金額	513,872,628 円	1,117,995,170 円	＜JASSO災害支援金 支給状況＞			区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度	支給人数	148 人 (うち留学生 1 人)	708 人 (うち留学生 4 人)	支給総額	1,480 万円 (うち留学生 10 万円)	7,080 万円 (うち留学生 40 万円)	<評定> B <評定根拠> ・寄附金事業について奨学金返還者等への周知を図るなど寄附金獲得拡大に努めたことは評価できる。 ・一定額以上の寄附者を公表するとともに、オンライン寄附システムの運用により継続寄附の利便性を維持し、寄附金獲得に努めたことは評価できる。【再掲】 ・災害救助法適用時に、速やかに JASSO 災害支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。 ・児童養護施設等の生徒に対し、受験料等の支援を行ったことは評価できる。 ・食の支援事業を実施したことは評価できる。
＜学生支援寄附金の受入状況＞																													
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																											
件数	3,224 件	3,061 件																											
金額	513,872,628 円	1,117,995,170 円																											
＜JASSO災害支援金 支給状況＞																													
区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度																											
支給人数	148 人 (うち留学生 1 人)	708 人 (うち留学生 4 人)																											
支給総額	1,480 万円 (うち留学生 10 万円)	7,080 万円 (うち留学生 40 万円)																											

を受験する者に対する受験に要する諸費用の支援として 1 人 20 万円を支給した。

〈児童養護施設等の生徒への受験料等支援 支給状況〉

区分	令和 7 年度	(参考)令和 6 年度
支給人数	839 人	761 人
支給総額	16,780 万円	15,220 万円

○物価高に対する食の支援事業

米などの食料品価格高騰の影響により厳しい生活を余儀なくされた学生等を支援するため、学生生活を送るための食費の支援を行う大学等に対して、その事業経費の一部を助成した。

〈物価高に対する食の支援事業 支給状況〉

区分	令和 7 年度
支給校数	628 校
支給総額	34,125 万円

Ⅲ 財務内容に関する事項

2 予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績			自己評価
	独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。	(1) 予算、収支計画及び資金計画略	(1) 予算、収支計画及び資金計画略	<35>予算の管理及び計画的な執行、適切な債権管理の実施状況	○令和7年度予算			〈評価〉B 〈評価根拠〉 ・適切に予算と実績を管理し、予算を計画的に執行したことは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。
		(2) 短期借入金の限度額	(2) 短期借入金の限度額		(単位:百万円)			
		奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,700億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67億円とする。	(2) 短期借入金の限度額					
		奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、8,700億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、67億円とする。	(2) 短期借入金の限度額					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
		(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産					
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							
(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産							

	の処分等に関する計画 なし	の処分等に関する計画 なし		学資支給基金補助金経費	5	1	4			
	(4)重要な財産の処分等に関する計画 なし	(4)重要な財産の処分等に関する計画 なし		学資支給金補助金経費	195,444	159,061	36,383			
	(5)剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。	(5)剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。		奨学金業務システム開発費補助金経費	-	2,510	△2,510			
	(6)中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断	(6)中期目標の期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断		施設整備費	712	791	△79			
				留学生交流支援事業費補助金経費	9,564	8,653	911			
				受託経費等	-	136	△136			
		寄附金事業費		1,483	2,646	△1,162				
		計		2,178,614	2,083,302	95,312				
(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。										
○令和7年度収支計画										
(単位:百万円)										
	区分			計画	決算	差引増減額				
	費用の部									
	経常費用			275,960	250,880	25,080				
	業務経費			268,537	241,895	26,642				
	寄附金事業費			1,483	2,635	△1,151				
	一般管理費			2,094	3,247	△1,154				
	減価償却費			3,846	3,103	743				
	臨時損失			2	117	△115				
	収益の部									
	経常収益			276,149	250,395	△25,754				
	運営費交付金収益			15,134	15,458	324				
	施設費収益			-	50	50				
	自己収入			28,879	29,459	580				
	受託収入			-	36	36				
	寄附金収益			1,483	2,616	1,133				
	補助金等収益			226,693	190,313	△36,380				
	財源措置予定額収益			-	9,234	9,234				
	賞与引当金見返に係る収益			409	411	2				
	退職給付引当金見返に係る収益			34	90	56				
	資産見返負債戻入			3,518	2,535	△984				
	財務収益			-	194	194				

さらに、貸与奨学金による債権に関しては、独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	されるものについて行う。	されるものについて行う。	臨時利益	2	117	115
	(7)積立金の使途 前期中期目標期間中の繰越積立金については、以下の事業の財源に充てる。 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。	(7)積立金の使途 前期中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。	純利益	189	△485	△674
			前中期目標期間繰越積立金取崩額	224	507	282
			総利益	413	21	△392
			(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。			
	○令和7年度資金計画					
	(単位:百万円)					
	区分	計画	決算	差引増減額		
	資金支出					
	業務活動による支出	△3,657,563	△3,801,027	△143,464		
奨学金貸与	△865,977	△800,428	65,549			
奨学金給付	△195,449	△159,063	36,387			
人件費支出	△5,309	△5,363	△54			
短期借入金の返済による支出	△1,480,959	△1,716,658	△235,699			
長期借入金の返済による支出	△1,046,940	△1,054,149	△7,208			
支払利息	△38,413	△34,467	3,946			
寄附金事業による支出	△1,342	△2,405	△1,062			
その他の業務支出	△23,174	△24,496	△1,322			
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△3,999	△3,999			
投資活動による支出	△1,952	△5,954	△4,002			
財務活動による支出	△358	△591	△233			
次年度への繰越金	331,666	283,499	△48,167			
資金収入						
業務活動による収入	3,628,883	3,815,406	186,522			
運営費交付金による収入	16,510	16,510	-			
政府補助金による収入	150	104	△47			
国庫補助金による収入	208,850	177,703	△31,147			
貸付回収金による収入	891,776	907,058	15,282			

					学資金支給金の回収による収入	105	170	65	
					短期借入による収入	1,480,959	1,716,658	235,699	
					長期借入による収入	1,000,882	966,501	△34,381	
					貸付金利息	25,316	25,176	△139	
					その他の業務収入	3,652	4,391	740	
					寄附金による収入	683	1,133	450	
					投資活動による収入	861	1,192	331	
					財務活動による収入	－	－	－	
					前年度からの繰越金	361,796	274,473	△87,323	
					(注)各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。				
					○短期借入金の調達状況 学資金与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は 5,504 億円であった。 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。 ○剰余金の活用状況 令和 7 年度に剰余金の使用実績はなかった。 ○中期目標の期間を超える債務負担の状況 － ○積立金の利用状況 第 4 期中期目標期間より実施している市谷事務所再整備事業等に充当し、507 百万円を取り崩した。 ○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。 ○貸倒引当金の計上 引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上し				

					た。 <令和 7 年度決算額> ・第一種 385 億円 ・第二種 1,095 億円	
--	--	--	--	--	--	--

IV その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制・ガバナンスの強化

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。	(1)事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。 (2)外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。	(1)事業運営への外部有識者の参画 運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。 (2)外部評価の実施 外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評	<36> 内部統制・ガバナンスの強化の状況	○内部統制・ガバナンスの強化の状況 (1)事業運営への外部有識者の参画 外部有識者により組織される運営評議会(令和7年9月29日)を開催し、「日本学生支援機構の令和6年度業務実績及び令和7年度計画について」を議題に、機構の事業に関する重要事項に対して、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (2)外部評価の実施 ①外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施 令和6年度業務実績・自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される令和7年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(令和7年6月20日)を開催し、意見聴取を実施した。 その後、理事会における審議を経て決定した「令和6年度業務実績等報告書」及び「第4期中期目標期間業務実績・令和5年度業務実績に関する評価を踏まえた業務運営の改善等への反映状況」を文部科学大臣に提出(令和7年6月26日付け)するとともに、評価委員会の意見と合わせて機構ホームページにて公表した。 ②評価結果の事業の改善への活用及び中期計画・年度計画進捗管理 業務実績に関する評価の結果をフィードバックした上で、令和7年度上半期の中期計画・年度計画の進捗状況や課題、評価結果の反映状況等について、各部署に詳細を確認し、上半期終了時点で計画達成が困難な事項がなかったことを確認した。進捗状況等の取りまとめ結果は、経営管理会議及び経営管理会議業務報告部会において報告した。 (3)理事会等によるガバナンスの確保 ①会議の運営 以下のとおり、重要事項について審議、報告及び決定等を行う会議を運営した。 i 理事会 機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った(理事長、理事長代理及び理事が出席:計5回)。	<評定> B <評定根拠> (1)について - 外部有識者からなる運営評議会を開催し、機構の事業に関する重要事項について助言を得たことは評価できる。 (2)について - 外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見等を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。 - 評価結果の反映状況等に留意して業務の進捗状況を確認したことは評価できる。また、中期計画・年度計画の進捗状況や課題を確認し、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議等において報告したことは、ガバナンスの観点から評価できる。 (3)について - 重要な施策の審議・決定や実施状況の報告が理事会及び経営管理会議等において行われるなど、理事長が内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。 (4)について - リスク管理委員会を開催するとともに、リスク対応に係る計	

また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。	(3)理事会等によるガバナンスの確保 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知)に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンス	価の結果は、ホームページにおいて公表する。 (3)理事会等によるガバナンスの確保 理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンス		ii 経営管理会議 - 経営管理会議を原則として毎月2回開催し、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した(役員、政策企画部長、総務部長及び財務部長が出席。令和8年1月より役員・各部等の長が出席)。 - 経営管理会議業務報告部会を原則として毎月1回開催し、各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った(役員及び各部等の長が出席)。なお、令和8年1月より経営管理業務報告部会を廃止し、経営管理会議に各部等の長が出席することで、会議運営の合理化を図った。 - 経営管理会議資料等については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。 - 経営管理会議等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長等会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。 ②重要事項の審議・決定 i 予算配分・決算 - 予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。 また、第3四半期において、それまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえ、予算の見直しを行った。 - 令和6年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和7年8月7日付けで承認を受けた。 ii 組織改編 中期計画の達成及び年度計画の着実な実施に向けて、組織改編に係る各部署からの要望を踏まえた役員による審議を経て、令和8年度における組織改編を理事長が決定した。 iii 年度計画 - 令和8年度計画及び定量的指標の計画値について、理事会における審議を経て理事長が決定した。令和8年度計画については、令和8年3月30日付けで文部科学大臣に届出を行い、機構ホームページにて公表した。	画の策定・進捗状況の確認・実施の取組を確実に実行したことは評価できる。また、金融業務(奨学金事業)に係る内部ガバナンスの高度化を図りつつ、リスク管理を推進したことは評価できる。 (5)について - コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し周知するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。また、研修に係る方針及び計画に基づく研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。 (6)について - 業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定めた上で、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。また、監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。
--	---	---	--	--	---

また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。	を確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。 (4)リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。 (5)コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、各年	(4)リスク管理の推進 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、リスク管理に係る計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。 (5)コンプライアンスの推進 コンプライアンス推進委員会において、コンプ		iv 業務実績評価【再掲】 令和 6 年度業務実績・自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される令和 7 年度独立行政法人日本学生支援機構評価委員会(令和 7 年 6 月 20 日)を開催し、意見聴取を実施した。 その後、理事会における審議を経て決定した「令和 6 年度業務実績等報告書」及び「第 4 期中期目標期間業務実績・令和 5 年度業務実績に関する評価を踏まえた業務運営の改善等への反映状況」を文部科学大臣に提出(令和 7 年 6 月 26 日付け)するとともに、評価委員会の意見と合わせて機構ホームページにて公表した。 ③改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備 内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った(令和 8 年 1 月に実施)。 (4)リスク管理の推進 ①金融業務(奨学金事業)に係るリスク管理 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)及び「財政融資資金本省資金通先等実地監査について」(平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知)における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、経営管理会議での報告等によるモニタリング、金融検査マニュアルを参照したチェックリストに基づくリスクの洗い出し・評価の実施により、金融リスク(信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク)管理を推進した。 ②機構の組織全体を対象としたリスク管理 令和 7 年度の優先対応リスクとした「事業環境の変化に伴うリスク」について対応計画を策定し、対応を推進した。また、金融リスクと同様に、リスクの洗い出し・評価を実施することにより、リスク管理を推進した。 ③リスク管理委員会の開催 リスク管理を適切に実施するため、リスク管理委員会を 3 回開催し(令和 7 年 6 月、11 月、令和 8 年 3 月)、リスク管理実施計画の実施状況の報告、上記①及び②の取組の結果を踏まえた令和 8 年度リスク管理実施計画策定を行った。 (5)コンプライアンスの推進 ①コンプライアンス・プログラムの策定 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会(外部有識者 1 人を含む 21 人の委員で構成)の審議・承認を得て「令和 7 年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での	
---	---	---	--	--	--

	度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。 (6)内部監査の実施 業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。	ライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。 (6)内部監査の実施 第5期中期目標期間における内部監査の実施方針に基づき、計画的に内部監査を実施する。	揭示により、役職員への周知を図った。 ②コンプライアンス職員研修 「第5期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」(令和6年3月19日策定)及び「令和7年度コンプライアンス職員研修の計画」に基づき、以下のとおり職員研修を実施した。 i コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和7年9月1日～9月30日の間に、全管理職(85人)を対象に、研修用動画の視聴及び関係資料の配付により研修を実施した。 ii 新入職員等(非常勤職員を含む)研修 新入職員等(66人)に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。 (6)内部監査の実施 「第5期中期目標期間における内部監査の実施方針について」(令和6年3月26日理事長決定)を踏まえ、令和7年度内部監査実施計画を策定し、機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的に、以下の内部監査を実施した。 ①業務監査(令和7年5月～令和7年11月) i 減額返還・返還期限猶予の電子化について(外部委託を含む。) 奨学金の返還において、経済困難等の事情により返還が困難になった場合には、減額返還や返還期限猶予(以下この項目において「猶予」という。)といった救済制度が設けられている。減額返還及び猶予の電子申請は令和5年3月から開始しており、第5期中期目標期間においてはその申請割合は評価指標となっているため、減額返還・猶予の電子化及び申請書による申請分の審査の実施状況等を監査の対象とし実施した。 ii 支部の法的処理、法人文書の管理状況、情報セキュリティ管理及び個人情報保護 北海道支部及び中国四国支部に対して、法的処理業務等の管理状況における業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、法人文書管理の状況及び事務所のセキュリティ管理の状況について監査を実施した。 ②会計監査(令和7年9月～令和7年10月) 支部の会計処理について、北海道支部(令和7年9月)、中国四国支部(令和7年9月)における、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産	
--	--	--	--	--

				の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況等について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。 ③自己査定監査(令和7年5月～8月) 「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金定の算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「債務者の回収の危険性の度合いに応じた債務者区分の設定処理」について、奨学事業戦略課及び法務課に対して監査を実施した。 ④法人文書監査(令和7年5月～9月) 法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえて照会を行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。 ⑤個人情報保護監査(令和7年9月～令和8年2月) 特定個人情報を含む個人情報保護全般の状況について、北海道支部、中国四国支部及び東銀座事務所から市谷事務所へ移転した各部の管理等の状況を重点的に、個人情報(特定個人情報を含む)を取り扱う委託業務の実施状況や特定個人情報の取扱区域、保管場所及び事務取扱担当者の指定状況及び誤送付された特定個人情報の件数及び処理方法について確認を行った。 また、令和6年度個人情報保護法施行状況調査の回答及び令和6年度個人情報保護規程施行状況調査の取りまとめ結果の確認や、個人情報ファイル簿の公表・更新状況についても確認を行った。 ⑥情報セキュリティ監査(令和7年10月～令和8年2月) 情報セキュリティ対策に係る関係規定の妥当性及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、情報部に対しては情報セキュリティ対策基準や情報システム台帳の整備状況やリスクアセスメントの進捗状況等について、情報部以外の部署に対しては管理者ID及び利用者IDの管理状況、管理マニュアルの整備状況を確認した。 また、市谷事務所における情報セキュリティ対策状況に係り各部署における要管理対策区域の範囲及びその範囲の対策の水準(クラス)の指定状況や、市谷事務所の管理状況、セキュリティレベルがクラス3と指定された「セキュリティルーム」、「事務作業室」の管理に係る状況を確認した。 なお、上記①～⑥の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議又は同業務報告部会において理事長等へ適時報告を行った。	
--	--	--	--	--	--

				⑦監査結果のフォローアップ 令和 6 年度の内部監査において改善の検討を求めた指摘事項については、対象部署に取組状況に関する書面の提出を求め、対象部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が実施されていることを確認することでフォローアップを実施した。 ・令和 6 年度法人文書監査「法人文書の管理状況」(令和 7 年 6 月) ・令和 6 年度個人情報保護監査「個人情報等の管理の状況」(令和 7 年 7 月) ・令和 6 年度情報セキュリティ監査「青海事務所の入退室管理状況」(令和 7 年 6 月) ・令和 6 年度情報セキュリティ監査「本部の施錠管理及び執務室侵入防止」(令和 7 年 7 月) ・令和 6 年度内部監査(業務監査)「調査業務(留学生に関する調査、学生生活調査、障害のある学生の修学支援に関する実態調査)」(令和 7 年 5 月、9 月、11 月)	
--	--	--	--	--	--

IV その他業務運営に関する重要事項

2 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の推進

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績	自己評価	
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)及び「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。 また、「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及	個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の	個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、更なる徹底を図るとともに、情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。 情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定)等を踏まえ、情報セ	<37> 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の実施状況	○個人情報保護研修の実施 (1)全役職員、派遣職員・委託業者(※)対象(令和7年7月30日～8月22日) 個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を再認識させるため実施した。テキストによる自習後、内容の確認テストを実施し、成績の思わしくない者に対しては、個人情報保護管理者等により追加の指導を行った(受講者912人、うち追加指導者23人)。 ※派遣職員・委託業者については、契約上可能な者は受講必須、それ以外の者は教材等を提供し参加を勧奨。 (2)個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者対象(令和7年11月27日～12月19日) 個人情報保護管理者等がその役割と責務を理解し、漏えい事案等発生時の対応や効果的な安全管理措置について再確認し、現場における保有個人情報の管理を適切に行うことを目的として、外部講師による動画を活用し、オンデマンド形式で実施した(受講者51人)。 (3)新規採用職員等(常勤、任期付、非常勤職員)対象 採用の都度実施し、個人情報保護について守るべきポイント等を指導した(受講者66人)。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。 (4)特定個人情報の取扱いに係る研修(令和7年12月15日～令和8年1月23日) 令和7年度より、従来特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者を指定していなかった部署においても担当者を指定することとし、指定された担当者を対象に、テキストによる自習形式で研修を実施した。番号制度の趣旨・概要、番号制度下における業務イメージ等を含む番号制度の全体像及び機構における取組状況、特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置及び諸規程の内容、特定個人情報を含む書類等受領時の手続について学習し、理解度を測るためチェックリストによる確認を実施した。(受講者40人)	<評定> B <評定根拠> ・役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、多様な研修を実施したことは評価できる。また、個人情報管理状況の点検や、漏えい等事案発生時に再発防止策検討を求める等、個人情報保護への意識を高めたことは評価できる。 ・情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。 ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群(令和7年度版)」の改定(令和7年6月27日)及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和7年度版)」の一部改定(令和7年9月5日)に伴い、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策に係る運用規程及び実施手順について、令和8年4月改定に向けて整備したことは評価できる。 ・専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。 ・端末の統合、無線LANの敷設を踏まえた情報セキュリティ対策の強化を実施したこと	

ティ戦略本部決定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。	び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。	○個人情報保護規程施行状況調査(令和6年度分)の実施 「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた(令和7年9月)。 ○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組 組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。 (1)職場ミーティングの実施 個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。 (2)個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定 機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署には、速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告すること及び再発防止策の検討と検討結果の報告を求めた。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行方法の見直し等を求めた。 (3)経営管理会議等での報告 経営管理会議等にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。 (4)個人情報保護7原則の周知 近年の機構における個人情報漏えい等事案の発生原因を踏まえ、個人情報の取得時、利用時、文書等発送時等における取扱いについて再周知し、改めて守るべきルールの意識統一を図った。 (5)研修テキスト等の共有 全役職員を対象とした研修及び個人情報保護管理者等を対象とした研修で 使用した研修テキスト等について、グループウェアの掲示板や個人情報保護 管理者等向けのスペースで共有し、各部等における研修の充実や再発防止 策の徹底を図った。 ＜機構の過失による個人情報漏えい等事案発生(発覚)状況＞ <table><tr><th>種別</th><th>令和7年度</th><th>(参考) 令和6年度</th></tr><tr><td>機構職員によるもの</td><td>4件</td><td>5件</td></tr><tr><td>委託業者によるもの</td><td>3件</td><td>2件</td></tr><tr><td>計</td><td>7件</td><td>7件</td></tr></table>	種別	令和7年度	(参考) 令和6年度	機構職員によるもの	4件	5件	委託業者によるもの	3件	2件	計	7件	7件	は評価できる。 ・役職員全員を対象として標的型攻撃メール訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図ったことは評価できる。
種別	令和7年度	(参考) 令和6年度														
機構職員によるもの	4件	5件														
委託業者によるもの	3件	2件														
計	7件	7件														

				○情報開示請求への対応 令和 7 年度の情報開示請求は、法人文書開示請求が 10 件(うち、全部開示 5 件、部分開示 1 件、不開示 3 件、対応中 1 件)、保有個人情報開示請求が 11 件(うち、全部開示 3 件、部分開示 4 件、不開示 1 件、取下げ 3 件)であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。 ○情報セキュリティ対策基準等の改定 (1)情報セキュリティ対策基準等の改定に伴う役職員への周知 令和 7 年度に改定した機構の情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策に係る運用規程及び実施手順について役職員に周知し、役職員向け説明資料を更新した。 (2)情報セキュリティ対策基準等改定の整備 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の統一基準群(令和 7 年度版)」の改定(令和 7 年 6 月 27 日)及び「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和 7 年度版)」の一部改定(令和 7 年 9 月 5 日)に伴い、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ対策に係る運用規程及び実施手順について、令和 8 年 4 月改定に向けて整備を進めた(令和 7 年 7 月～令和 8 年 3 月)。 ○リスクアセスメントの実施(セキュリティアセスメント) 業務継続性・保守等の観点において重要度が高い情報システムの中から「ガクシー/ガクシーAgent」についてリスクアセスメントを実施し、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクはないとの結果報告を受けた(令和 7 年 12 月)。 ○情報セキュリティ対策の強化 (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化 情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、標的型攻撃から防御するためのセキュリティ対策を引き続き実施した。 (2)情報セキュリティ緊急時対応体制(CSIRT)の運用 専門的知見を有する外部事業者及び機構内他部署とともに JASSO-CSIRT 緊急対応訓練を実施した(令和 7 年 8 月)。	
--	--	--	--	---	--

				(3)国家サイバー統括室(NCO)監査継続的なフォローアップの実施 国家サイバー統括室(NCO)によるマネジメント監査の継続的なフォローアップに対して、適切に対応を行った。 (4)その他のセキュリティ対策 ①WEB 分離・無害化に係るシステムの導入 個人情報等の要機密情報を取り扱う端末(A 系端末)とインターネットに接続する端末(B 系端末)の統合を踏まえ、インターネットへのアクセスをより安全に行うため、WEB 分離・無害化に係るシステムを導入した(令和 7 年 9 月)。 ②業務端末のデータレス化 市谷事務所における無線 LAN の敷設を踏まえ、データ紛失や盗難防止のための対策を実施するため、機構で使用している端末のデータの保存場所を端末本体のハードディスク等からデータセンタに構築するファイルサーバ内に変更し、端末内に業務データを残さない仕組みを導入した(令和 7 年 12 月)。 ③脆弱性診断 専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断(ペネトレーション診断)及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断(ツール診断)を実施し、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した(令和 8 年 3 月)。 ④ウイルス対策 コンピュータウイルス対策として、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施した。 ○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組 (1)標的型攻撃メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施 役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和 7 年度は、引き続き、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員とし、配付資料による自己学習形式(理解度テストの受験必須)で実施した。 ・情報セキュリティ研修(役職員全員を対象):令和 7 年 7 月～8 月 ・標的型攻撃メール訓練(役職員全員を対象):令和 7 年 8 月、11 月 (2)職員研修等の実施 情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。	
--	--	--	--	--	--

					①コンプライアンス・ハラスメント防止・情報セキュリティ研修 参加者 85 人(対象:管理職)(令和 7 年 9 月) ②新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修(採用の都度実施) (3)情報セキュリティポリシー自己点検 情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施し、点検結果において理解の浸透度が低い職員に対しては、個別指導を実施した(令和 8 年 1 月～2 月)。	
--	--	--	--	--	--	--

Ⅳ その他業務運営に関する重要事項

3 施設及び設備に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、市谷事務所の再整備については、着実に実施する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、市谷事務所の再整備については、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえた計画を具現化し、必要な環境整備を実施する。	<38> 施設及び設備の整備状況	○施設・設備の整備等の実施 東京国際交流館、兵庫国際交流会館、東京日本語教育センター及び大阪日本語教育センターの改修の工事監理を適切に行うとともに、所有する施設等について、施設整備担当部署から安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした点検や修繕など必要な保全に係る指導・助言を適切に行った。 ○市谷事務所等再整備 市谷事務所の整備については、令和 6 年度に引き続き本館の改修及び増築棟の建設を進め、建築工事及び入居整備を令和 7 年 11 月に完了させ、所要の機能・要件を具現化した。 令和 7 年 11 月に仮事務所からの移転作業(2 回)を行い、業務に支障をきたすことなく完了させ、同月より事務所として供用を開始した。		<評価> B <評価根拠> ・所有する施設等について、工事監理及び保全に努めたことは評価できる。 ・市谷事務所の整備について、建築工事及び入居整備を完了させ、所要の機能・要件を具現化したことは評価できる。 ・市谷事務所への移転作業について、業務に支障をきたすことなく完了させ、事務所として供用を開始したことは評価できる。

IV その他業務運営に関する重要事項

4 人事に関する計画

業務に係る目標、計画、業務実績、自己評価																																																			
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	業務実績		自己評価																																													
業務が多様化・複雑化する状況の中、機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画の見直し等も行いつつ、戦略的に人材の確保・育成を実施するとともに、必要に応じて専門人材の確保も考慮しながら、業務の状況等を踏まえた適正配置を図る。 また、多様な職務経験を通じたキャリア形成を促進するとともに、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進する	業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた取組を実施する。 また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な職務経験の付与を通じて職員のキャリア形成を促進する	人事基本計画に基づき、業務が多様化・複雑化する中、奨学金事業における金融等の専門性や、留学生支援事業における諸外国の情報収集・分析等を行える多様な専門性を持つ人材の確保・育成に向けた採用活動・研修を実施する。 また、職員が制度の意義を感じ、モチベーションをより高められるよう、多様な研修の実施により、職員のキャリア形成を促進するとともに	〈39〉人材の確保、育成及び職場環境整備の実施状況	○独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画に基づいた実施事項 - 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年度計画に基づき一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員 18 人を含む 41 人を戦略的に採用した。 - 業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織全体の業務の向上と運営の能率化及び職場の人間関係を向上させることを目的として、係長級を対象とした研修を実施した(対象者 4 人)。 ○職員の計画的な採用及び配置 - 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年度計画に基づき一斉採用に加えて通年採用を引き続き行い、任期付職員 18 人を含む 41 人を戦略的に採用した。【再掲】 - 職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。 - 女性職員の管理職等への登用を引き続き行った。 〈女性職員の管理職等への登用状況〉 (各年度末現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th><th colspan="3">令和 7 年度</th><th colspan="3">(参考)令和 6 年度</th></tr> <tr> <th rowspan="2">人数</th><th colspan="2">うち女性</th><th rowspan="2">人数</th><th colspan="2">うち女性</th></tr> <tr> <th>人数</th><th>割合</th><th>人数</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td><td>31 人</td><td>6 人</td><td>19.4%</td><td>32 人</td><td>7 人</td><td>21.9%</td></tr> <tr> <td>課長級</td><td>57 人</td><td>18 人</td><td>31.6%</td><td>59 人</td><td>22 人</td><td>37.3%</td></tr> <tr> <td>課長補佐級</td><td>70 人</td><td>28 人</td><td>40.0%</td><td>68 人</td><td>25 人</td><td>36.8%</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>158 人</td><td>52 人</td><td>32.9%</td><td>159 人</td><td>54 人</td><td>34.0%</td></tr> </tbody> </table> ○公正な人事評価の実施 勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正に評価した。		区分	令和 7 年度			(参考)令和 6 年度			人数	うち女性		人数	うち女性		人数	割合	人数	割合	部長級	31 人	6 人	19.4%	32 人	7 人	21.9%	課長級	57 人	18 人	31.6%	59 人	22 人	37.3%	課長補佐級	70 人	28 人	40.0%	68 人	25 人	36.8%	合計	158 人	52 人	32.9%	159 人	54 人	34.0%	〈評定〉B 〈評定根拠〉 「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、新規職員の採用及び内部登用を実施したほか、将来的な女性職員の管理職への登用に向けて課長補佐級への登用人数を増やしたことは、多様かつ優れた人材の計画的な確保及び配置という観点から評価できる。 - 職員のモチベーションをより高められるよう、他機関との積極的な人事交流や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等を実施したことは、高度な実務能力と使命感を持った人材を育成するという観点から評価できる。
区分	令和 7 年度			(参考)令和 6 年度																																															
	人数	うち女性		人数	うち女性																																														
		人数	割合		人数	割合																																													
部長級	31 人	6 人	19.4%	32 人	7 人	21.9%																																													
課長級	57 人	18 人	31.6%	59 人	22 人	37.3%																																													
課長補佐級	70 人	28 人	40.0%	68 人	25 人	36.8%																																													
合計	158 人	52 人	32.9%	159 人	54 人	34.0%																																													

を実施し、各部署における新たな業務の進め方の提案等も含め、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。	とともに、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。	に、柔軟に業務が進められるよう職場環境の整備を図る。	○人事交流の実施 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。 ・機構から他機関への出向者： 7 人 ・他機関から機構への出向者： 26 人 ○職員研修の実施状況 (1)係長研修 業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織全体の業務の向上と運営の能率化及び職場の人間関係を向上させることを目的として、係長級を対象とした研修を実施した(対象者 4 人)。【再掲】 (2)有識者を招聘しての講習会等 職員のモチベーション向上や視野の拡大を図ることを目的とした取組の一環として、以下の講習会等を開催した。 ・有識者を招聘しての講習会(9 月・3 月) ・JASSO 講演会(1 月) (3)その他重点的に実施した研修 ・階層別研修(延べ 82 人) ・分野別研修(延べ 579 人)(※) ※機構内各部署における業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした研修 ○インターンシップの実施 大学等の学生に対し、実際の現場で就業体験等を提供することにより、当該学生のキャリア形成支援を図るとともに、機構の事業目的や業務内容等に係る理解を深め、もって機構への就業希望の促進を図ることを目的として、以下の 3 部署でインターンシップを実施した。 ・奨学事業戦略部奨学事業総務課・奨学事業戦略課(令和 7 年 9 月 8 日～12 日 2 人) ・留学生事業部留学生事業計画課(令和 7 年 9 月 4 日～12 日 2 人) ・学生生活部学生支援企画課(令和 7 年 9 月 1 日～12 日 2 人) ○職場環境の整備 柔軟に業務が進められる前提として、職員の健康確保の取組を促すべく、労働安全衛生法第 18 条の規定及び衛生委員会規程(平成 17 年規程第 13 号)に基	
--	--------------------------------------	-----------------------------------	--	--

					づき衛生委員会を実施し、各事業場における職員の健康障害の防止、職場環境の改善対策を調査・審議し、メンタルヘルス対策、職場環境整備、職場巡視を行った。また、勤務間インターバル制度について試行的に実施した。	
--	--	--	--	--	---	--